

令和6年度

清掃事業の概要

藤沢市環境部

目 次

I. 市勢概要	
1. 沿革	3
2. 位置、面積、人口	4
3. 施設等配置図	5
II. 清掃の現況	
1. 環境部機構	9
2. ごみ収集処理形態	14
3. し尿処理形態	20
4. 施設の概要	21
(1) 環境事業センター（収集施設）	21
(2) 北部環境事業所	24
ア ごみ焼却施設	25
イ し尿処理施設	29
(3) リサイクルプラザ藤沢	31
(4) 石名坂環境事業所（可燃ごみ焼却施設）	36
(5) 女坂最終処分場	40
5. ごみ減量有効利用事業	42
(1) 焼却残渣の資源化	42
(2) 剪定枝のチップ化	42
(3) 多量排出事業者への一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理指導	42
(4) 生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ）の購入助成	43
(5) 家庭用電動生ごみ処理機購入費補助	43
(6) 「食品ロス」削減に向けて	43
(7) ごみ減量リサイクルシンボルマーク	44
(8) 環境基金制度	44
(9) ごみ減量推進店制度	45
(10) 家電リサイクル法対象品目以外の廃家電品のリサイクル	46
(11) 商品プラスチックのリユース及びリサイクル	46
(12) 小型家電のリサイクル	46
6. 環境美化事業	47
(1) 美化清掃	47
(2) 不法投棄処理	49
(3) 衛生害虫等の駆除	49
(4) 公衆便所管理	50
(5) 環境美化指導	50
(6) 除じん機の設置	50
III. 清掃事業の沿革	
1. ごみ処理	55
2. ごみの減量、有効利用の状況	59
3. し尿処理	61
4. 災害廃棄物の処理	62

5. ごみ処理広域化	63
6. 年譜	64
7. ごみ最終処分場の沿革	76

IV. 決算及び統計

1. 清掃関係費推移	79
2. ごみ処理実績の経年変化	80
3. 13 地区別可燃ごみ収集量比較	84
4. ごみ処理原価	84
5. 資源地域協力金交付額	88
6. 藤沢市資源循環協同組合に対する助成	88
7. 犬猫死体処理数	88
8. 廃乾電池・廃蛍光管の処理量	88
9. し尿収集運搬経費市負担金の推移	89
10. 浄化槽清掃料金助成	89
11. し尿・浄化槽汚泥収集量及び収集人口等	89

V. ごみ分析

1. 焼却施設における可燃ごみ分析結果	93
2. 家庭から収集した廃棄物の組成分類	94

VI. 啓発運動とボランティア活動

1. 市民団体による生活環境保全活動	99
2. ボランティアの清掃活動	100

VII. 参考資料

1. 一般廃棄物処理業許可業者名簿	105
2. 浄化槽清掃業許可業者名簿	107
3. 浄化槽清掃料金の一部助成	107
4. 株式会社藤沢市興業公社の概要	109

I. 市 勢 概 要

1. 沿革



藤沢市は、南は相模湾に面し、北は相模原台地の緩やかな丘陵が続く気候温暖、風光明媚な優れた自然環境に恵まれたまちです。

中世に遊行寺の門前町として栄え、江戸時代には東海道五十三次のひとつ、藤沢宿として、また、江ノ島詣での足場として発展してきました。

昭和 15 年 10 月 1 日、市になって以来、周りの町や村を編入しながら、現在では、面積 69.56 km²、人口 44 万人を超え湘南の中核都市として発展を続けています。

昭和 30 年から 40 年代前半にかけて、高度経済成長を背景に、数多くの大企業の工場が進出し、工業都市としての性格を強めていく一方、昭和 40 年代後半から 50 年代のはじめには、各地に商業施設が進出し、湘南地域の商業の中心地として、にぎわいを見せています。

また、東京からほぼ 50 km に位置し、JR 東海道線、小田急江ノ島線、江ノ島電鉄、湘南モノレール、相鉄いずみ野線、横浜市営地下鉄ブルーラインが乗り入れており、交通網にも大変恵まれています。

本市の中部や西部、そして北部地域の開発が進むにつれて、多くの人々が藤沢に移り住み、次々と新しいまちが誕生しました。

近年では、4 校の大学が進出し、文教都市としての性格も加わり、多種多様な性格を持つ都市となっています。

このように、本市は、古いまちと新しいまちが、それぞれの歴史と特性を持ちながら、ひとつの都市を形づくり、湘南の経済、文化の中心的な都市として発展しています。

I. 市勢概要

2. 位置、面積、人口



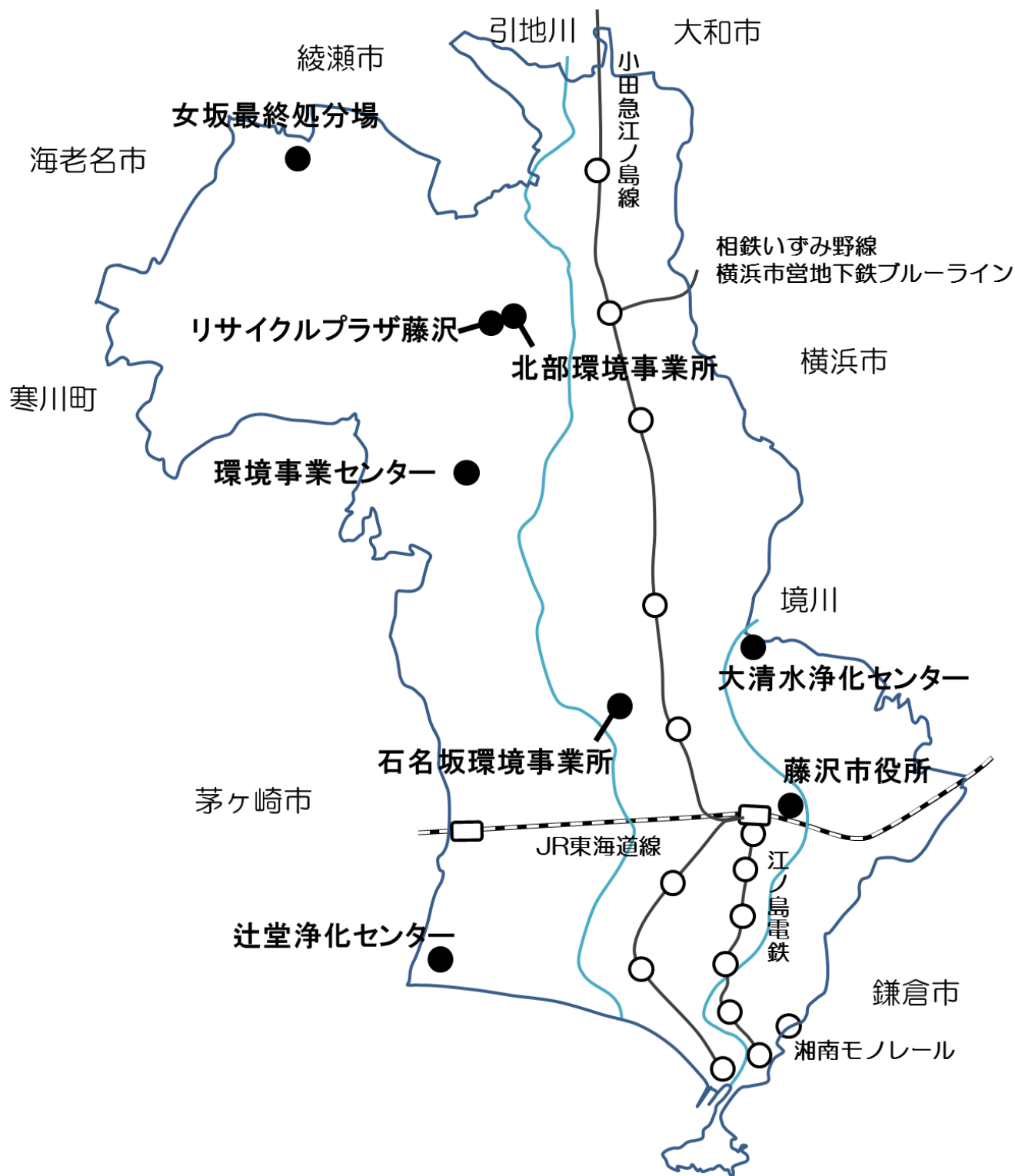
《藤沢市の位置》

- ・極東 東経 139°31'00" (小塚東部)
- ・極西 東経 139°23'39" (宮原百石)
- ・極南 北緯 35°17'50" (江の島)
- ・極北 北緯 35°25'45" (長後上原)

《基本指標》

・面積	69.56 km ²	・人口(令和6年10月1日現在)
・周囲	39.72 km	445,102人
・東西距離	6.55 km	男 220,106人
・南北距離	12.00 km	女 224,996人
・海岸線延長	5.239 km	世帯数 213,825世帯
・江の島周囲	約5 km	
・都市計画区域面積	69.56 km ²	
市街化区域	47.54 km ²	
調整区域	22.02 km ²	

3. 施設等配置図

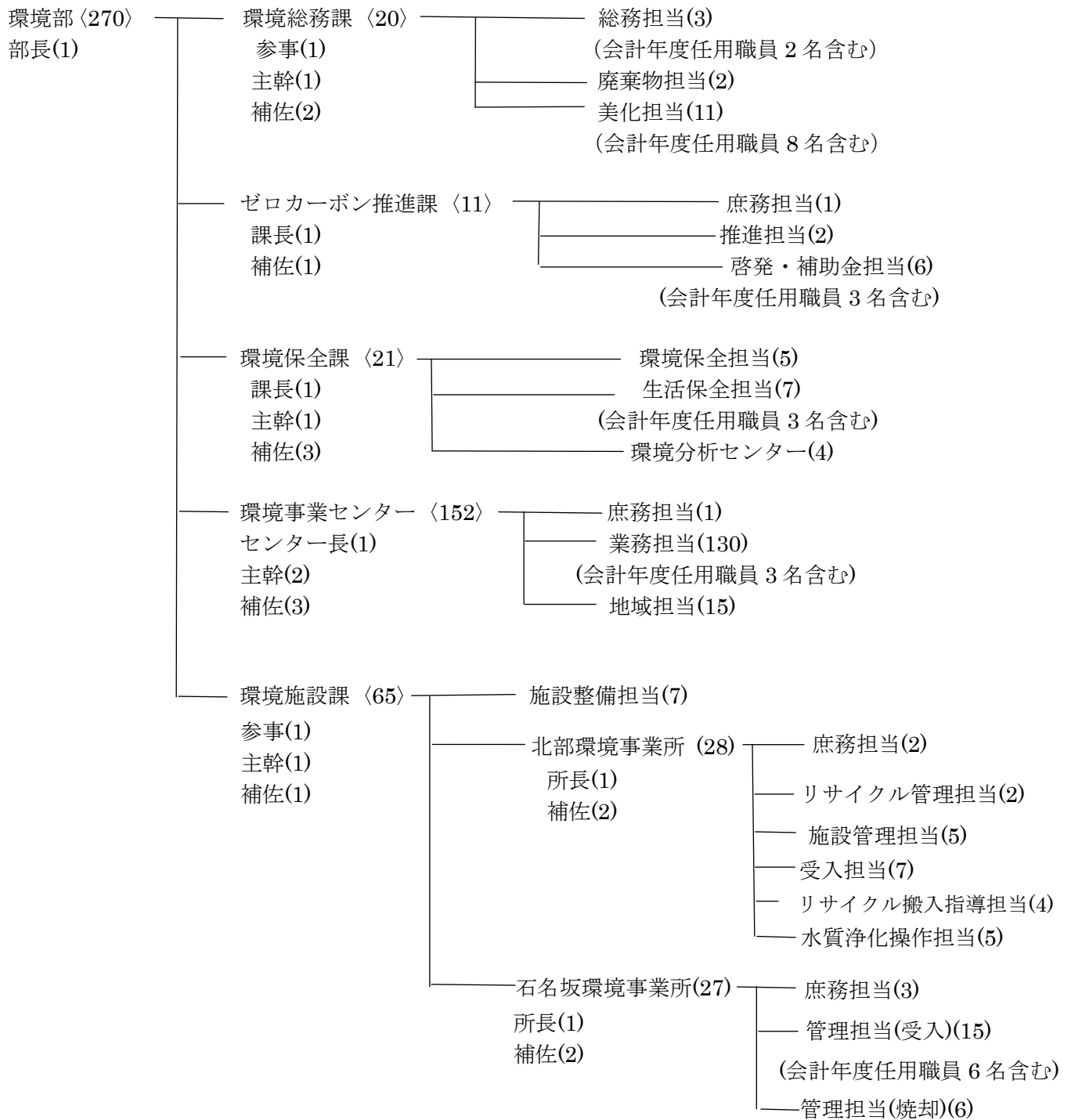


II. 清掃の現況

1. 環境部機構

(1) 組織

令和7年4月1日現在



Ⅱ. 清掃の現況

(2) 事務分掌

ア 環境総務課

- (ア) 環境施策の総合調整
- (イ) 環境基本計画の策定、進行管理及び年次報告の総括
- (ウ) 環境審議会の庶務
- (エ) 環境啓発及び環境教育に関する支援
- (オ) 一般廃棄物処理計画の策定及び進行管理
- (カ) 廃棄物減量等推進審議会の庶務
- (キ) 災害廃棄物処理計画に関すること。
- (ク) 廃棄物及びし尿の収集計画の総括並びに浄化槽清掃に関すること。
- (ケ) 株式会社藤沢市興業公社の運営指導及び連絡調整
- (コ) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）の規定による関連事業者の登録、許可及び指導に関すること。
- (サ) 多量排出事業所の調査及び指導
- (シ) 生活環境団体の育成及び指導
- (ス) 美化の推進に関すること。
- (セ) 海岸の清掃に関すること。
- (ソ) 公衆便所の建設及び維持管理に関すること。
- (タ) 除じん機の維持管理
- (チ) 一般廃棄物処理業者に関すること。
- (ツ) 一般廃棄物処理手数料減免決定に関すること。
- (テ) 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する計画の総括に関すること。

イ ゼロカーボン推進課

- (ア) 地球温暖化対策に係る企画立案及び総合調整並びに進行管理に関すること。
- (イ) 環境啓発及び環境教育に関すること。
- (ウ) 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関すること。
- (エ) 藤沢市環境保全職員率先実行計画の策定及び進行管理
- (オ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）の規定による特定事業者としての庁内の計画推進に関すること。
- (カ) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく温室効果ガス排出量の算定

ウ 環境保全課

- (ア) 公害防止対策の調査及び研究並びに環境学習に関すること。
- (イ) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の監視並びに規制
- (ウ) 公害関係法令等の規定による届出及び申請
- (エ) 公害防止対策に係る事前協議
- (オ) 公害関係の苦情処理
- (カ) 大気、水質、土壌、地下水等の分析
- (キ) 浄化センター等における有害物質の分析
- (ク) 環境分析センターの運営管理
- (ケ) 鳥獣の捕獲及び飼養の許可

エ 環境事業センター

- (ア) 可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ及び資源の収集計画の策定及び収集
- (イ) 市民、事業所等に対するごみの減量化及び適正処理の指導
- (ウ) 環境事業センターの所管する車両の整備に関すること。
- (エ) 廃棄物処理手数料の収納
- (オ) 一声ふれあい収集業務
- (カ) 不法投棄物の処理
- (キ) ユスリカの駆除並びに災害時の消毒業務
- (ク) 施設の維持管理
- (ケ) 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の計画の策定
- (コ) 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に対する意識の啓発

オ 環境施設課

- (ア) 廃棄物処理施設（最終処分場含む。）及び公衆便所の整備に係る調査、調整及び計画に関すること。
- (イ) 廃棄物処理施設（最終処分場含む。）及び公衆便所の設計及び施工
- (ウ) 廃棄物処理施設（最終処分場含む。）及び公衆便所の整備に係る補助金等に関すること。
- (エ) 北部環境事業所及び石名坂環境事業所の維持管理の総括

カ 北部環境事業所

- (ア) し尿、可燃ごみ、不燃ごみ及び大型ごみの処理計画の策定
- (イ) し尿の処理及び汚泥の処分
- (ウ) 可燃ごみの焼却処理
- (エ) 不燃ごみ及び大型ごみの破砕処理
- (オ) 廃棄物処理手数料の収納
- (カ) 施設の維持管理
- (キ) リサイクルプラザ藤沢の運営管理
- (ク) 最終処分場の維持管理

キ 石名坂環境事業所

- (ア) 可燃ごみ処理計画の策定
- (イ) 可燃ごみの焼却処理
- (ウ) 大型ごみの破砕処理
- (エ) 犬猫死体の焼却処理
- (オ) 廃棄物処理手数料の収納
- (カ) 施設の維持管理

II. 清掃の現況

(3) 職員数

(注) 事は事務職、技は技術職

令和7年4月1日現在 (単位 人)

職員	行政職								常勤 嘱託	技能 職	労務 職	任期 付	会計 年度	合 計
	8 級 部 長	7 級 参 事	6 級 課 長 主 幹	5 級 課長補佐	4 級 上級主査	3 級 主 査	2 級 主 任	1 級 事務職員 技術職員						
主管課														
環境部長	1事													1
環境総務課		1事												1
総務担当			1事				1事						2	4
廃棄物担当				1技	1事		1事							3
美化担当				1事	1事	1事	1事						8	12
ゼロカーボン推進課			1事	1事										2
庶務担当							1事							1
推進担当					1事		1事							2
啓発・補助金担当					1事	1事		1事					3	6
環境保全課			1技											1
環境保全担当				1技	1技	2技		2技						6
生活保全担当				1技		1事	1技	1技				1	3	8
環境分析センター			1技	1技	1技	2技	1技							6
環境事業センター		1事	2事	3事										6
庶務担当						1事								1
業務担当						1事	1事			125			3	130
地域担当										15				15
環境施設課		1事	1技	1技										3
施設整備担当					4技	1事	2技							7
北部環境事業所			1技	2技										3
庶務担当					1事	1技								2
リサイクル管理担当					1技		1技							2
施設管理担当					4技	1技								5
受入担当										7				7
リサイクル搬入指導担当										4				4
水質浄化操作担当										5				5
石名坂環境事業所			1技	2技										3
庶務担当					1事	2技								3
管理担当(受入)										9			6	15
管理担当(焼却)					5技	1技								6
合 計	1事	3事	4事 5技	5事 9技	6事 18技	7事 7技	5事 5技	1事 3技	0	165	0	1	25	270

(4) 勤務時間一覧

令和7年4月1日現在

区分 主管課	担当又は 直編成	職 員	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
環 境 総 務 課 ゼロカーボン推進課 環 境 保 全 課	全担当	全 員	8:30~17:15	—	—	—
環 境 事 業 一 セ ン タ	全担当	全 員	8:00~16:45	—	—	平日に準ずる
環 境 施 設 課	全担当	全 員	8:30~17:15	—	—	—
北 部 環 境 所 事 業	受入担当 以外	全 員	8:30~17:15	—	—	平日に準ずる
	受入担当	全 員	8:30~17:15	8:30~12:30	—	平日に準ずる
石 名 坂 環 境 所 事 業	全担当	全 員	8:30~17:15	8:30~12:30 庶務担当 管理担当(焼却) 会計年度任用 職員	8:30~12:15 管理担当(受入)	平日に準ずる

(5) 車両保有台数

令和7年4月1日現在

車種	主管課	環 境 総務課	環 境 保全課	環 境 セ ン タ 事 業	北 部 環 境 所 事 業	石 名 坂 環 境 所 事 業	計
軽自動車		2(◇2)	3(◇1)	4(◇1)	2(◇1)	2	13(◇5)
軽トラック				17	1	1	19
平ボディトラック(1t)				1			1
平ボディトラック(2t)				1(◇1)			1(◇1)
ダンプカー(2t)				2			2
ロードパッカー車(2t)				43			43
〃 (〃) 予備車				10			10
ショベルローダー					1	2	3
フォークリフト					1	1	2
計		2(◇2)	3(◇1)	78(◇2)	5(◇1)	6	94 (◇6)

◇印・・・電気自動車

2. ごみ収集処理形態

(1) 収集

藤沢市のごみ収集は、昭和 53 年 2 月から普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみの 3 分別でステーション収集方式を採用し、実施してきました。ごみ排出量が増加の一途を辿りこのままで推移すると平成 9 年頃に最終処分場は満杯となる見通しでしたが、市民の協力のもとにごみ減量化対策を進めてきたことと、経済の活動停滞が相まって、平成 5 年度には、排出量が減少しました。その後、平成 6 年度から 8 年度までは増加傾向にありましたが、それ以降は、ごみ減量努力の成果もあり、減少傾向にあります。また、平成 9 年 3 月に女坂最終処分場が完成したものの、市内の多くの地域が市街化している現状から、今後新しい最終処分場を確保することは困難であるため、なお一層のごみの減量化を図る必要があるのが現状です。

本市では、ごみの減量化と粗大ごみのステーション肥大化の問題を解決するため、平成 4 年 10 月 1 日からごみの収集方式を変更し、可燃ごみ（普通ごみを改称）、資源ごみ（平成 13 年 4 月から資源に改称）、不燃ごみ、大型ごみの 4 分別収集方式で、従前の粗大ごみを大型ごみと不燃ごみに区別し、大型ごみを電話申し込みによる戸別収集（コール制：有料）で実施することにしました。

また、平成 18 年 4 月からは、市内の一部地域をモデル地区として、可燃ごみと不燃ごみの戸別収集を試行的に実施し、平成 19 年 4 月から、プラスチック製容器包装も含めた戸別収集を市内全域で開始しました。また、平成 19 年 10 月からは、可燃ごみと不燃ごみを対象としたごみ処理有料化（有料指定袋制）を実施し、更なるごみの減量化を目指しています。

さらに、市民負担の軽減及び資源収集に対する課題を解消するとともに、資源の出しやすい環境づくりを目的として、平成 22 年 4 月から市内の一部地域をモデル地区として資源品目別戸別収集の試行を実施し、平成 24 年 4 月から市内全域で開始しました。平成 27 年度から、ごみの分別負担の軽減及び資源の出しやすい環境づくりを目的に「本雑誌」と「雑がみ」を統一した戸別収集を実施しました。

ア 可燃ごみ

戸別に指定収集袋で排出されたものを、環境事業センター（平成 11 年 4 月から南北二拠点となる）がロードパッカー車(2t)及び軽トラックで、週 2 回収集しています。なお、平成 16 年 4 月から全市域のうち約 20%、平成 18 年 4 月からは約 50%、平成 24 年 4 月からは約 60%の市域について、株式会社藤沢市興業公社等に委託し収集しています。

また、路上などで死んだ飼い主不明の犬猫等の死体収集も行っています。

イ 大型ごみ

平成 3 年 7 月 1 日から村岡地区をモデル地区としてコール制（無料）により収集を実施したところ、ごみの減量化が図られたことから、平成 4 年 10 月 1 日からコール制（有料）での収集を全市域一斉に実施しました。収集は、株式会社藤沢市興業公社が各戸の門前等に出された大型ごみをロ

ードパッカー車とダンプカーで各地域 3 日に 1 回の割合で行ない、リサイクルプラザ藤沢（破碎処理施設）へ搬入しています。

超高齢社会対応として、平成 27 年 4 月から高齢者等で宅内から持ち出せない方に対し、宅内から持ち出しての収集をしています。

ウ 不燃ごみ

粗大ごみとして収集していたものを平成 4 年度から不燃ごみと大型ごみとして収集しています。現在は、月 2～3 回（曜日指定）戸別に指定収集袋で排出されたもののうち約 40%の市域を市直営で収集し、残りの約 60%を株式会社藤沢市興業公社等が収集して、リサイクルプラザ藤沢へ搬入しています。

不燃ごみの中で市の施設では処理が困難である乾電池については昭和 63 年度から、蛍光灯については平成 15 年度から不燃ごみ収集時に収集していましたが、平成 19 年 4 月からはプラスチック製容器包装収集時に特定処理品目として無料で収集をしています。また平成 28 年 12 月からは乾電池から電池類とし、ボタン電池・小型充電電池についても収集しています。

エ 資源

地域自治会等の協力により平成 6 年 7 月から毎月 2 回、平成 11 年 4 月から隔週 1 回、ステーションに排出され、藤沢市資源循環協同組合が収集しています。平成 13 年 4 月からは、^{ぎつごみ}雑紙（包装紙、ポスター、カレンダー等）の資源分別収集を開始し、平成 19 年度からは、新たな資源品目として廃食用油と剪定枝を収集品目に加えています。また、平成 24 年 4 月から資源品目の出しやすい環境づくりと市民負担の軽減を目的にビン・缶・ペットボトル・廃食用油・本等を戸別収集するとともに、商品プラスチックを資源品目に加えて実施しています。

プラスチック製容器包装については、平成 13 年 10 月から市域約 20%のモデル地区を対象に収集を開始しました。平成 14 年 10 月からは隔週 1 回の全市域収集を実施し、平成 16 年 4 月からは毎週 1 回の収集に変更して、資源化量の増大をはかっています。現在約 40%の市域を市直営で収集し、残りの約 60%を、株式会社藤沢市興業公社等が収集しています。

資源の売却代金の一部は、藤沢市資源循環協同組合から協力金として自治会へ還元され、それぞれの地域自治活動に寄与しています。

平成 25 年 10 月からは、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として市民センター等に回収ボックスを設置し、回収品目を定め、無料で回収しています。平成 27 年度から自転車・羽毛布団・スプリングマットの資源化を実施しました。

オ 事業系一般廃棄物

事業者から排出される一般廃棄物は、有料で一般廃棄物処理許可業者を通じて収集し、処理施設に搬入するか事業者自身によって搬入（有料）するかの方式をとっています。ただし、一回のごみ排出量が 40 リットル相当以内の事業者については事業者用指定収集袋にて市が収集しています。

(2) 中間処理

ア 資源化

平成 22 年度から、桐原環境事業所の破砕施設と資源化施設を合わせた、(仮称) 藤沢市リサイクルセンターの建設工事を進め、平成 24 年度に破砕施設と資源化施設の機能を持つ廃棄物処理棟が完成しました。平成 26 年 1 月には、環境啓発システム展示や市民体験教室等の環境啓発を目的とした環境啓発棟を建設し、破砕施設・資源化施設・環境啓発施設が一体となったリサイクルプラザ藤沢が完成しました。

資源品目のうち、びん、缶類、ペットボトルは全量、プラスチック製容器包装の一部は、リサイクルプラザ藤沢に搬入されます。

びんは、手選別でそのまま再利用できる生きびんと再生資源として利用するものとの区分し、再生資源化するものは白、黒、茶、緑色の 4 種類に分け、カレットとして、メーカーや問屋に売却していましたが、最近では、売却価格の低迷から一部を指定法人ルートで処理しています。缶類は、手選別で異物を除去し、自動選別機によって、スチール、アルミに分け、圧縮ブロックにして付加価値を高め各々の問屋へ売却しています。

ペットボトルは手選別で異物を除去し、圧縮ブロックにして分別収集開始時から指定法人ルートで処理していましたが、平成 17 年度からペットボトルをペットボトルに再生する事業者へ一部売却しています。

布類、紙類は各問屋に引き取られており、これらの作業は、全て藤沢市資源循環協同組合が行っています。

リサイクルプラザ藤沢に搬入されていない一部のプラスチック製容器包装は市内の民間事業者へ圧縮ブロック化を委託し、指定法人ルートで処理しています。

商品プラスチックは、事業者へ売却または、一部リユース事業を行っています。

平成 25 年 10 月から、「小型電子機器等リサイクルシステムシステム実証事業」として収集された使用済小型家電は認定事業者へ引き渡し、資源化をしています。また、平成 26 年度からは大型ごみからピックアップしたのも認定事業者へ引き渡しています。平成 27 年度からはスプリングマット等も中間処理し、資源化をしています。

イ 焼却

可燃ごみは、石名坂環境事業所もしくは北部環境事業所へ搬入され焼却処理しています。

石名坂環境事業所は全連続燃焼式旋回流型流動床焼却炉 130t/24h×3 基を有していますが、有料指定袋制の効果等により収集ごみ量が減少したことから、平成 20 年 3 月から 1 号炉、北部環境事業所新 2 号炉稼働に伴い令和 5 年 3 月から 2 号炉を休止し、3 号炉の 1 基で焼却しています。

北部環境事業所は、全連続式ストーカ炉 150t/24h×2 基で焼却してきましたが、平成 25 年度当初から 2 号炉を休止し 11 月に廃止したため 1 基となりました。令和 5 年 4 月からは新 2 号炉

の稼働により、全連続式ストーカ炉 150t/24h×2 基で焼却しています。

1号炉は、高カロリー化工事（昭和 61～62 年度）を行っています。老朽化のため DBO 方式（公設民営）により更新工事（平成 16～18 年度）を行い、平成 19 年 4 月より令和 9 年 3 月までの計画で運転を行っています。

2号炉も 1号炉と同様に、高カロリー化工事（平成元年～2 年度）や整備工事（平成 14～15 年度）を行い延命化してきましたが、老朽化のため平成 25 年度 11 月に廃止しました。その後、DBO 方式（公設民営）により増設工事（平成 29～令和 4 年度）を行い、令和 5 年 4 月から運転を開始しました。

※ダイオキシン類対策

本市では、国策定のガイドライン・法令等に基づき、ダイオキシン類の発生抑制対策を行ってきました。石名坂環境事業所においては、平成 4 年度に発生量の抑制対策として炉の改修を実施しました。平成 8 年度には、前年度に実施した活性炭噴霧実験の結果をもとに活性炭噴霧装置を取り付け、排煙中の濃度を 10ng-TEQ/Nm³未満まで抑制しました。また、平成 9 年度から平成 11 年度末にかけてダイオキシン類特別措置法の基準値である 1ng-TEQ/Nm³に適合するための改修工事を実施し、現在まで排出基準に適合しています。

なお、北部環境事業所については、新 1 号炉、新 2 号炉は、新基準により建設されています。

ウ 破碎

株式会社藤沢市興業公社に委託して収集した大型ごみ、不燃ごみは、リサイクルプラザ藤沢へ搬入されます。

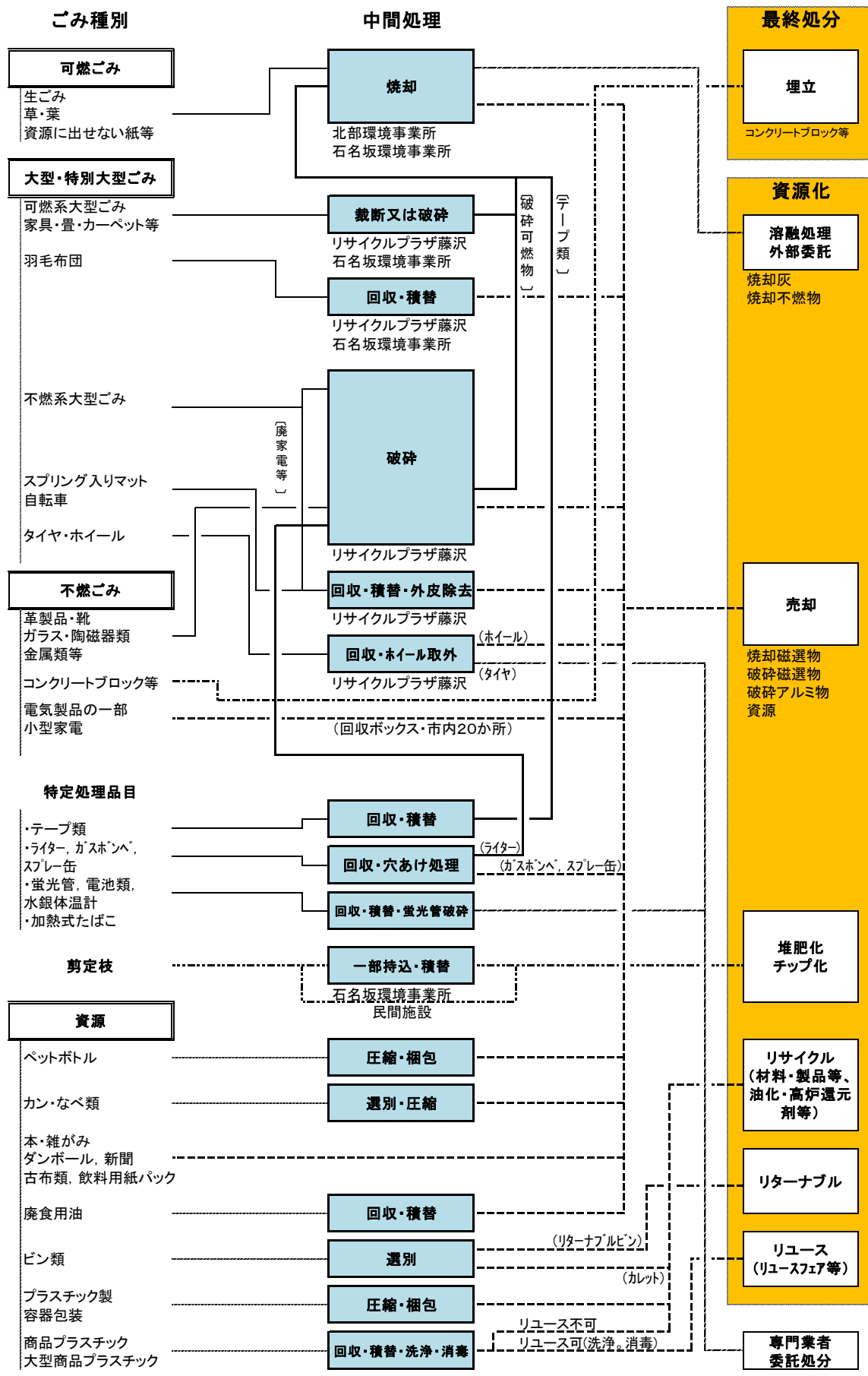
リサイクルプラザ藤沢では、搬入された大型ごみ、不燃ごみを破碎機（65t/5h）に投入し、磁選機、アルミ選別により、磁選物及びアルミ・破碎残渣に仕分けし、磁選物アルミは資源として売却、破碎残渣は焼却しています。また、タイヤ、大型鉄くずなどの処理困難物、蛍光管・電池類などの有害物質は、別途委託処理しています。

(3) 最終処分

市内から排出されるコンクリートブロック等については、管理型の女坂最終処分場に埋め立て処分されます。

また、北部環境事業所から排出される焼却灰および石名坂環境事業所から排出される焼却灰・焼却不燃物については、民間委託により熔融処理し、路盤材等として有効利用するとともに、埋め立て量を減量し、最終処理場の延命化を図っています。

藤沢市ごみ処理フロー



[市で収集・処理できないもの]

危険物・処理困難物	販売店・専門業者対応
-----------	------------

・医療系廃棄物, バッテリー, 薬品類, ピアノ・電子オルガン等の鍵盤楽器類(ピアノ線等の弦を使用しているもの), 塗料, 廃油, プロパンガスボンベ(10kg以上), 土砂類, 石等

メーカーリサイクル対象品	各リサイクル処理事業者等
--------------	--------------

・家電リサイクル対象品(テレビ, エアコン, 冷蔵庫, 洗濯機, 衣類乾燥機), パソコン, オートバイ, 消火器

[市と民間事業者での協定等に基づき資源化するもの]

民間事業者	各リサイクル処理事業者等
-------	--------------

・小型家電, パソコン, 剪定枝等

3. し尿処理形態

生し尿の汲み取り及び浄化槽清掃業務は、藤沢市が出資する株式会社藤沢市興業公社がバキュームカー8台（2トン車4台・4トン車4台・予備車を含む）体制で実施しています。

収集した生し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿」という）は北部環境事業所に搬入されます。前処理施設（沈砂槽・ドラムスクリーン）で夾雑物を除去したのち、ばっ気貯留槽に送られます。ばっ気貯留槽で、し尿は均質化された後高分子凝集剤を添加し、遠心脱水機により固液（汚泥分と水分）分離処理します。

処理水（BOD・SSとも300mg/l以下）は、専用圧送管により下水道を経て石川ポンプ場まで送られ、一般下水と合わせ大清水浄化センターで最終処理し、境川に放流しています。

一方脱水汚泥（含水率約85%）は、併設の焼却設備で焼却処理しています。

なお、北部環境事業所のし尿処理施設は、昭和36年度に建設した嫌気性消化処理方式の施設（生し尿系）と昭和57年度に建設した貯留ばっ気・固液分離処理方式の施設（浄化槽汚泥系）でしたが、老朽化・効率化のため平成4～5年度に約8億円の費用を投じ、嫌気性消化処理方式の施設を撤去し、受入槽（前処理施設）を新設、混合処理、固液分離処理方式（処理能力230kl/日）の施設に改修整備しました。



し尿投入室



受入棟（前処理施設）

4. 施設の概要

(1) 環境事業センター（収集施設）



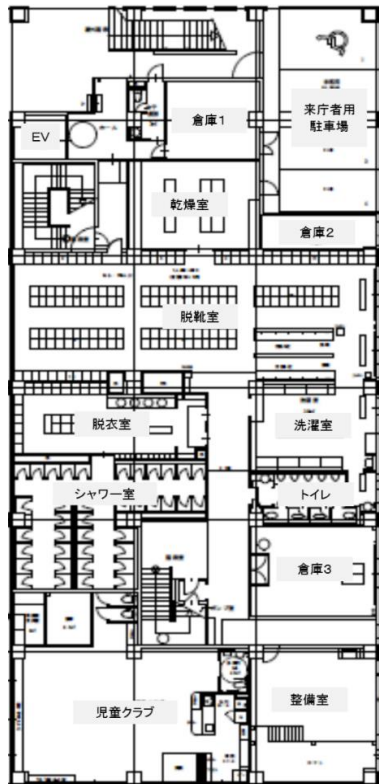
II. 清掃の現況

環境事業センターの概要

区 分	概 要	備 考
所 在 地	藤沢市遠藤 2023 番地の 17	平成 6 年 9 月 23 日土地区画整理により地番変更
土 地 利 用 区 分	工業専用地域	
用 地 総 面 積	4,351.83 m ²	
建 物 面 積	建築面積 1077.35 m ² 延床面積 2,919.97 m ²	
建 設 年 月 日	着工 令和 3 年 6 月 竣工 令和 5 年 1 月	
設 計 者	いわた環境計画(株)	
施 工 者	環境事業センター・石川小学校区児童クラブ 新築工事(建築) 湘南営繕協会・湘南アーキ テクチュア共同企業体	
構 造	RC ラーメン構造 地上 3 階建一部塔屋付	
1 階	910.53 m ²	
2 階	875.92 m ²	
3 階	907.49 m ²	
塔 屋	38.53 m ²	
保 有 車 両	ロードパッカー車(2t) 43 台、軽自動車 4 台 軽トラック 17 台、ダンプ(2t)2 台、平ボディ トラック(1t) 1 台、平ボディトラック(2t) 1 台	予備車 ロードパッカー車(2t)10 台
主 な 施 設	洗車施設・自動車修理施設・給油施設	
排 水 処 理	公共下水道(平成 5 年 1 月使用開始)	
建 設 費	1,274,309 千円	
財源	国庫補助金	0
	県費補助金	0
	起 債	955,700 千円
	そ の 他	318,609 千円
	一 般 財 源	0

※建設費は用地費、調査費を含む。

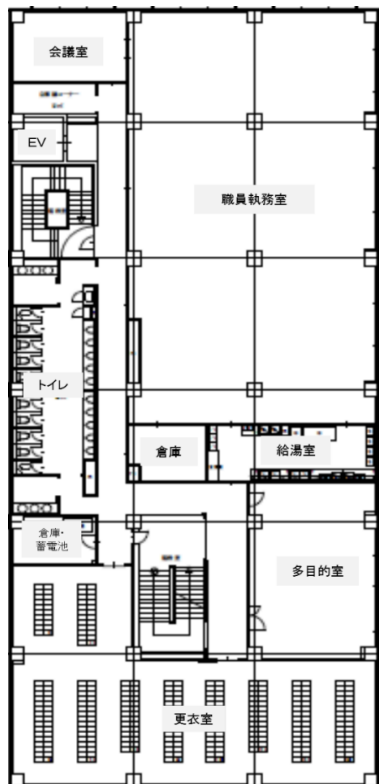
1階平面図



2階平面図



3階平面図



II. 清掃の現況

(2) 北部環境事業所

施設の種類

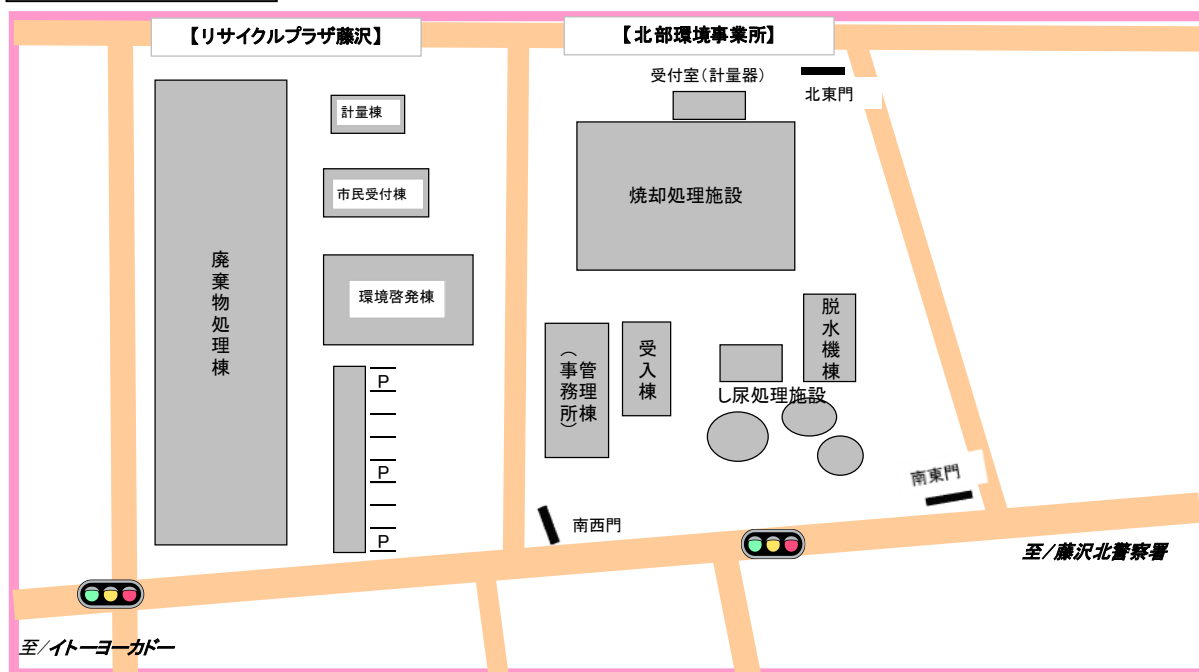
ア ごみ焼却施設



イ し尿処理施設



全体配置図



ア ごみ焼却施設

区 分		概 要	
所 在 地	藤沢市石川 2168 番地		し尿処理施設を含む
土 地 利 用 区 分	工業専用地域		
用 地 総 面 積	14,345.09 m ²		
建 物 面 積	建築面積 2,295.97 m ² 延床面積 6,037.16 m ² (1号炉及び管理棟含む) 建築面積 3,278.94 m ² 延床面積 7,001.90 m ² (2号炉)		
建 設 年 月 日	第 1 期(1号炉新設)	着工 昭和 45 年 8 月	竣工 昭和 47 年 5 月
	第 2 期(2号炉新設)	着工 昭和 48 年 9 月	竣工 昭和 49 年 10 月
	第 3 期(1号炉改修)	着工 昭和 61 年 9 月	竣工 昭和 62 年 10 月
	第 4 期(2号炉改修)	着工 平成 2 年 1 月	竣工 平成 3 年 2 月
	第 5 期(2号炉改修)	着工 平成 14 年 6 月	竣工 平成 16 年 3 月 ※平成 25 年 11 月廃止
	第 6 期(1号炉更新)	着工 平成 16 年 9 月	竣工 平成 19 年 3 月
	第 7 期(2号炉増設)	着工 平成 30 年 2 月	竣工 令和 5 年 3 月
設 計 者 及 び 施 工 者	(株)タクマ (1号炉)		荏原環境プラント(株) (2号炉)
公 称	炉 型 式	全連続燃焼式ストーカ焼却炉	
	処 理 能 力	150t/24h×2 基	
	設計ごみ質低位発熱量 (kJ/kg)	1号炉 高質 12,600 基準質 10,000 低質 5,000	2号炉 高質 13,800 基準質 9,800 低質 5,000
	熱 灼 減 量	1号炉 5%以下	2号炉 5%以下
	ご み ピ ッ ト	1号炉 2,250m ³	2号炉 4,881 m ³
	ク レ ー ン	クラブバケット付天井走行クレーン 1号炉 4.7m ³ 2基(自動)	クラブバケット付天井走行クレーン 2号炉 6.3m ³ 2基(自動)
	補 助 燃 料	都市ガス	
	灰・飛灰ピット	クレーン式 灰ピット 66m ³ 1基 飛灰ピット 31m ³ 1基 (1号炉)	クレーン式 灰ピット 141m ³ 1基 飛灰ピット 53m ³ 1基 (2号炉)
	煙 突	外筒鋼板製 高さ 59m 2 基	
	H C L 除 去 装 置	消石灰吹込による煙道内反応除去方式 (1, 2号炉共)	
	N O X 除 去 装 置	1号炉 アンモニア炉内直接吹込及び触媒脱硝方式 2号炉 尿素吹込による無触媒脱硝方式	
	集 じ ん 設 備	ろ過式集じん器 1号炉 35,800Nm ³ /h	2号炉 49,322Nm ³ /h
	排 水 処 理 方 式	凝集沈殿＋ろ過処理方式 (1, 2号炉共)	
	ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	30t 2 基	
	余 熱 利 用	し尿処理施設への温水供給及び場内給湯。 場内、リサイクルプラザ藤沢への給電及び電力会社への売電。	

Ⅱ. 清掃の現況

	建設費	財源内訳					
		国庫 補助金	県費 補助金	地方債	県貸付金	その他	一般財源
第1期	365,480	17,000	35,000	210,000	0	0	103,480
第2期	435,047	182,655	35,000	110,700	0	0	106,692
第3期	1,451,000	0	0	1,224,000	0	0	227,000
第4期	1,933,310	0	0	1,136,400	0	0	796,910
第5期	2,060,621	0	0	1,206,100	0	0	854,521
第6期	7,203,000	2,798,250	0	3,723,100	0	0	681,650
第7期	11,455,023	3,299,440	0	7,020,600	259,700	875,283	0

※用地費・調査費・事務費は含まない。

II. 清掃の現況

余熱利用状況

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用している。

<発電・売電>

(ア)タービン発電機

回収した蒸気は、北部環境事業所内のタービン発電機に送られ、施設内で消費する電力を賄うとともに、し尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢へ給電し、余剰電力は電力会社に売電している。

(イ-1) 蒸気タービン (1号炉)

形 式	抽気復水タービン
出 力	4,000kW
入口蒸気圧力	3.7MPa
抽気蒸気圧力	0.7MPa
入 口 蒸 気 量	22.1t/h
回 転 数	7,976rpm

(イ-2) 蒸気タービン (2号炉)

形 式	抽気復水タービン
出 力	4,440kW
入口蒸気圧力	3.9MPa
抽気蒸気圧力	0.45MPa
入 口 蒸 気 量	21.66t/h
回 転 数	9,724rpm

(ウ-1) 発電機 (1号炉)

形 式	三相交流同期発電機
出 力	4,000kW (4,444kVA)
電 圧	6,600V
周 波 数	50Hz
相 数	3相3線
回 転 数	1,500rpm
励磁方式	交流励磁機

(ブラシレス方式)

(ウ-2) 発電機 (2号炉)

形 式	三相交流同期発電機
出 力	4,440kW (4,933kVA)
電 圧	6,600V
周 波 数	50Hz
相 数	3相3線
回 転 数	1,500rpm
励磁方式	交流励磁機

(ブラシレス方式)

(エ)発電・電力会社売電実績

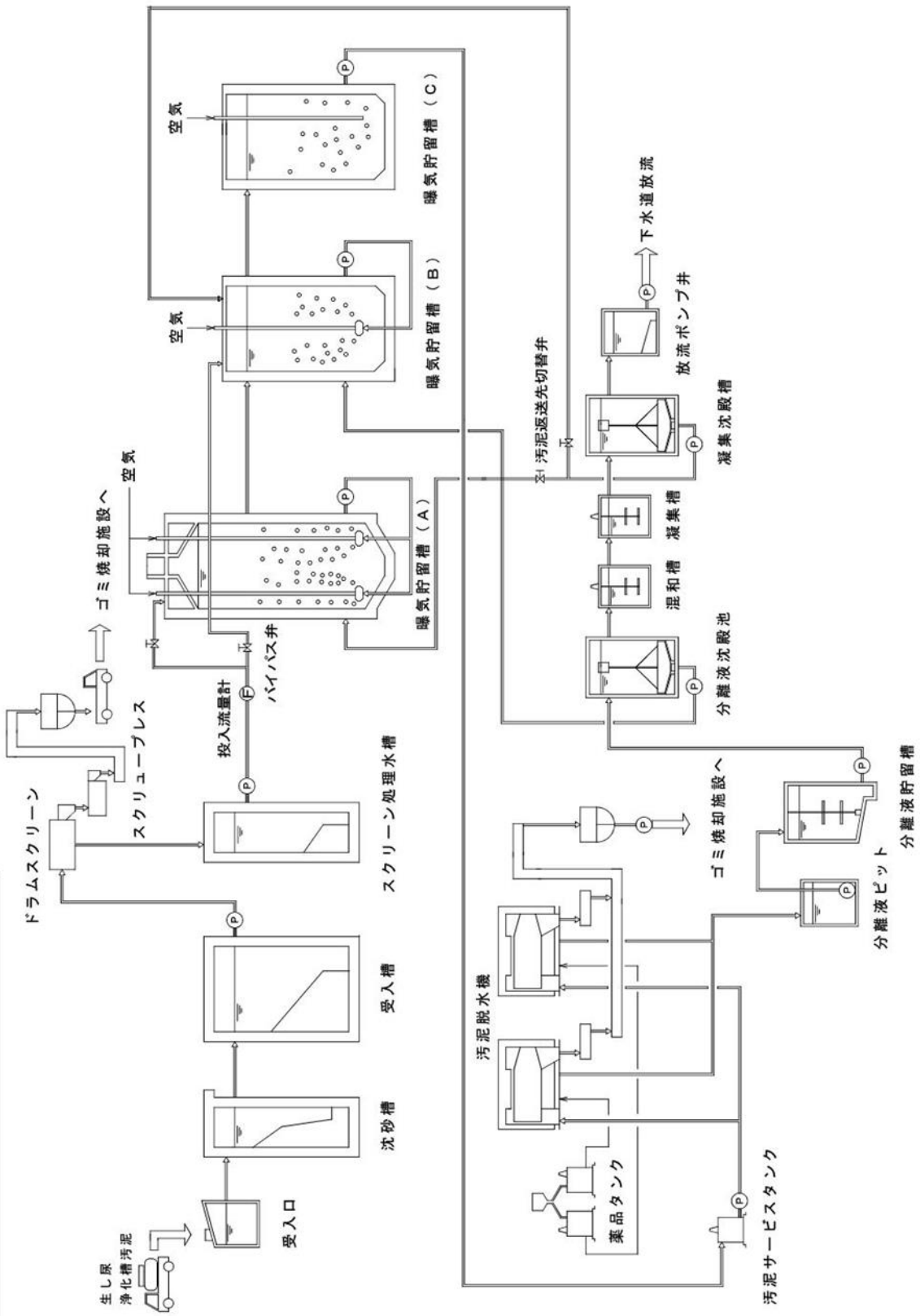
年 度	R2	R3	R4	R5	R6
発 電 量 (kwh)	23,092,840	22,698,810	21,688,080	40,259,550	39,014,730
売 電 量 (kwh)	15,484,422	15,379,158	13,973,778	27,153,576	26,229,576
売 電 金 額 (円)	235,242,451	226,877,886	218,493,454	544,088,358	438,256,716

イ し尿処理施設

区 分		概 要				備 考
所在地		ア ごみ焼却施設の項を参照				
土地利用区分						
用地総面積						
建物面積		建築面積 939.14 m ² 延床面積 1,526.39 m ²				
建 設 年月日	第 1 期	着工 昭和 34 年 10 月 竣工 昭和 36 年 6 月				処理能力 126kl/日
	第 2 期	着工 昭和 39 年 10 月 竣工 昭和 40 年 11 月				処理施設の増設 増設能力 63kl/日
	第 3 期	着工 昭和 56 年 12 月 竣工 昭和 57 年 10 月				浄化槽汚泥処理施設 250kl/日 及び生し尿処理施設 84kl/日
	第 4 期	着工 平成 4 年 9 月 竣工 平成 6 年 3 月				生し尿、浄化槽汚泥の混合処理 施設及び前処理施設の更新
施 工 者		㈱西原環境衛生研究所				
公 称	処 理 能 力	生し尿＋浄化槽汚泥 230kl/日				
	処 理 方 式	固液分離処理＋凝集沈殿処理				
	脱 臭 設 備	高濃度系：ばっ気槽吹込み(24 m ³ /分)、中濃度系：乾式脱臭装置(100 m ³ /分)				
放 流 先		藤沢市大清水浄化センター				
建 設 費		第 1 期 152,762 千円	第 2 期 106,624 千円	第 3 期 632,000 千円	第 4 期 802,937 千円	
財 源	国庫補助金	29,574 千円	23,728 千円	0 千円	0 千円	
	県費補助金	5,599 千円	5,233 千円	0 千円	県貸付金 94,000 千円	
	起 債	68,000 千円	34,000 千円	552,800 千円	377,500 千円	
	一 般 財 源	49,589 千円	43,663 千円	79,200 千円	331,437 千円	

※用地費、調査費は含まない。

生し尿、浄化槽汚泥処理フローシート



(3) リサイクルプラザ藤沢

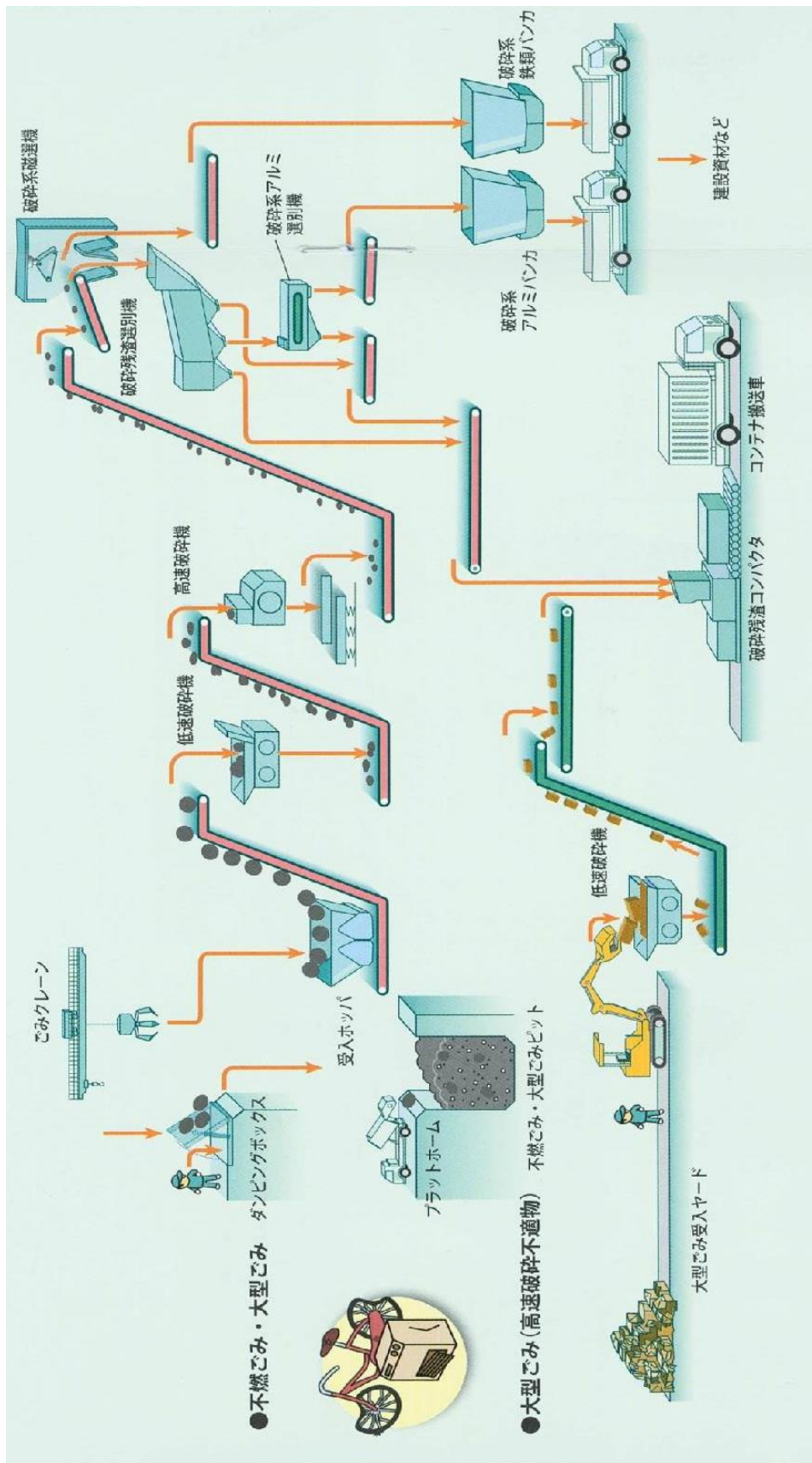


II. 清掃の現況

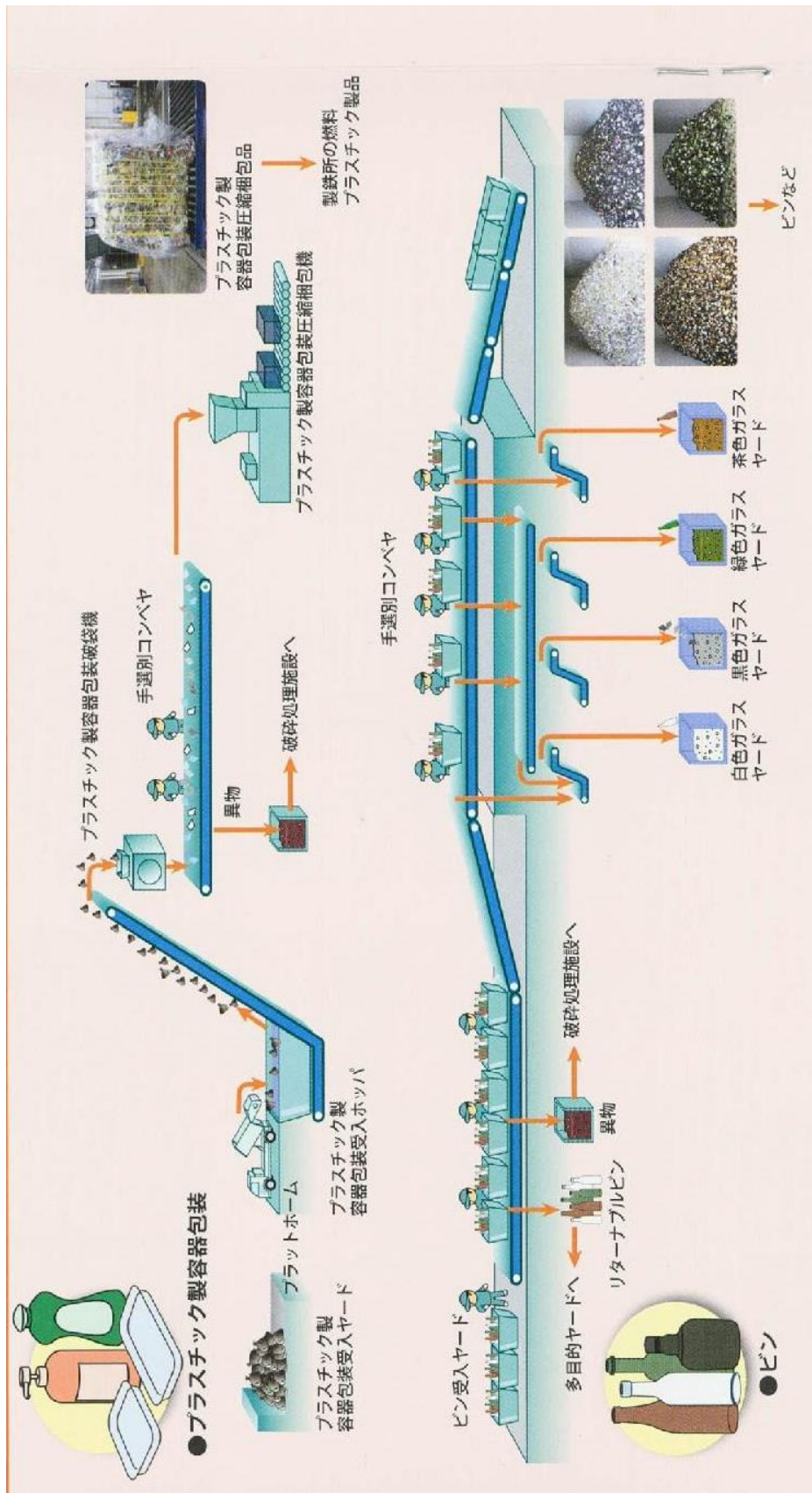
区 分		概 要	
所 在 地		藤沢市桐原 23 番地の 1 他	
土 地 利 用 区 分		工業専業地域	
用 地 総 面 積		20,932 m ²	
建 物 面 積		廃棄物処理棟 建築面積 5,900 m ² 延床面積 9,103 m ²	
		環境啓発棟 建築面積 865 m ² 延床面積 2,586 m ²	
		計量棟他 建築面積 1,004 m ² 延床面積 939 m ²	
建 設 年 月 日		着工 平成 22 年 9 月 竣工 平成 26 年 1 月	
設 計 / 施 工 者		川崎重工業(株)	
施 設 規 模		132.0 (t/日)	
		破砕処理施 70.5 (t/日)	資源化施設 61.5 (t/日)
		不燃ごみ・大型ごみ破砕機 65.0 (t/日)	紙類のストックヤード 4.5 (t/日) ビン類 15.5 (t/日)
		大型可燃ごみ破砕機 5.5 (t/日)	缶・金属類 10.0 (t/日) ペットボトル 7.0 (t/日) プラスチック製容器包装 24.5 (t/日)
建 設 費		4,825,832 千円	
財 源	国庫補助金	1,254,097 千円	
	県補助金	0 千円	
	起 債	3,076,400 千円	
	県貸付金	0 千円	
	そ の 他	470,053 千円	
	一 般 財 源	25,282 千円	



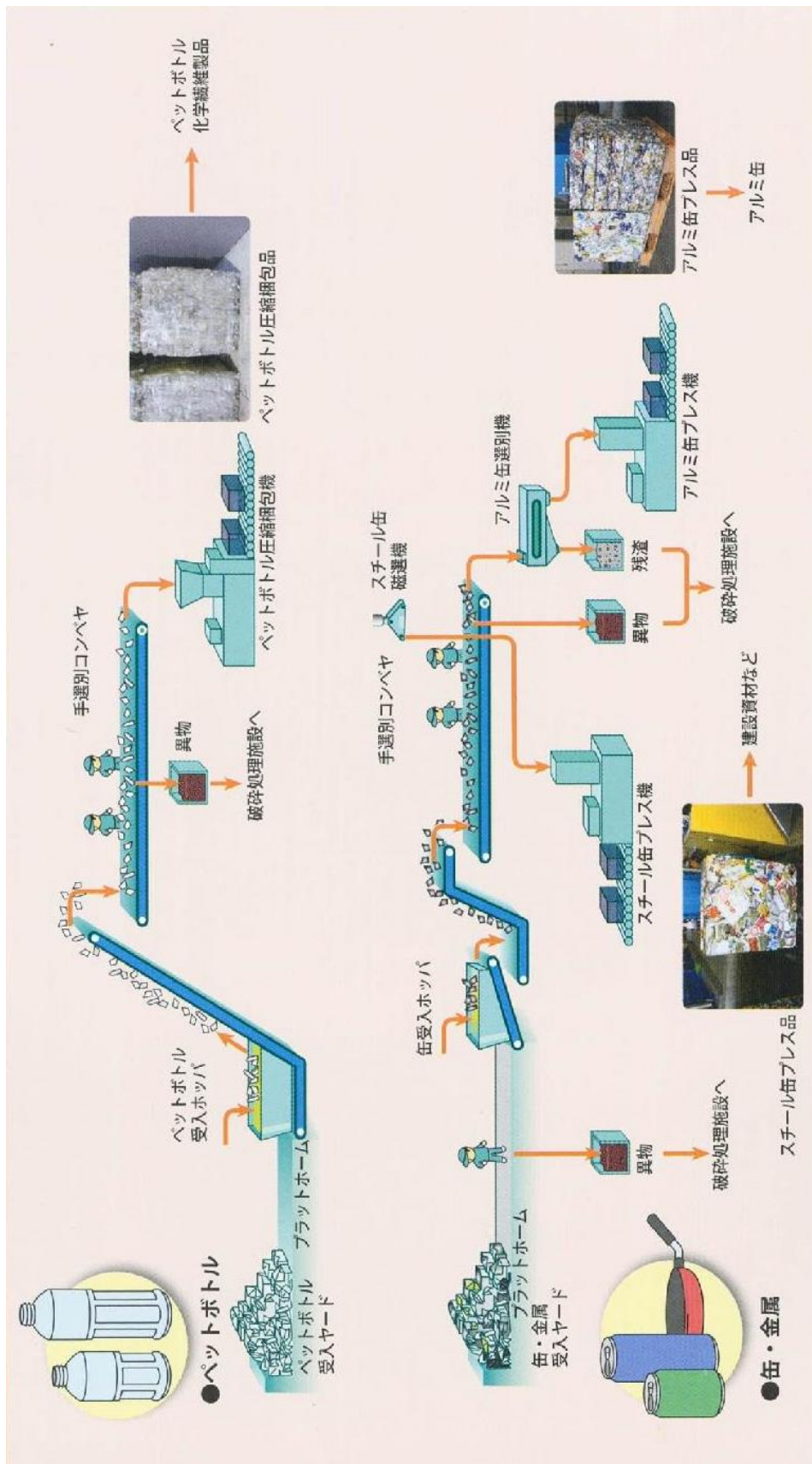
破碎処理施設 処理フロー



資源化施設 処理フロー（プラスチック製容器包装、ビン）

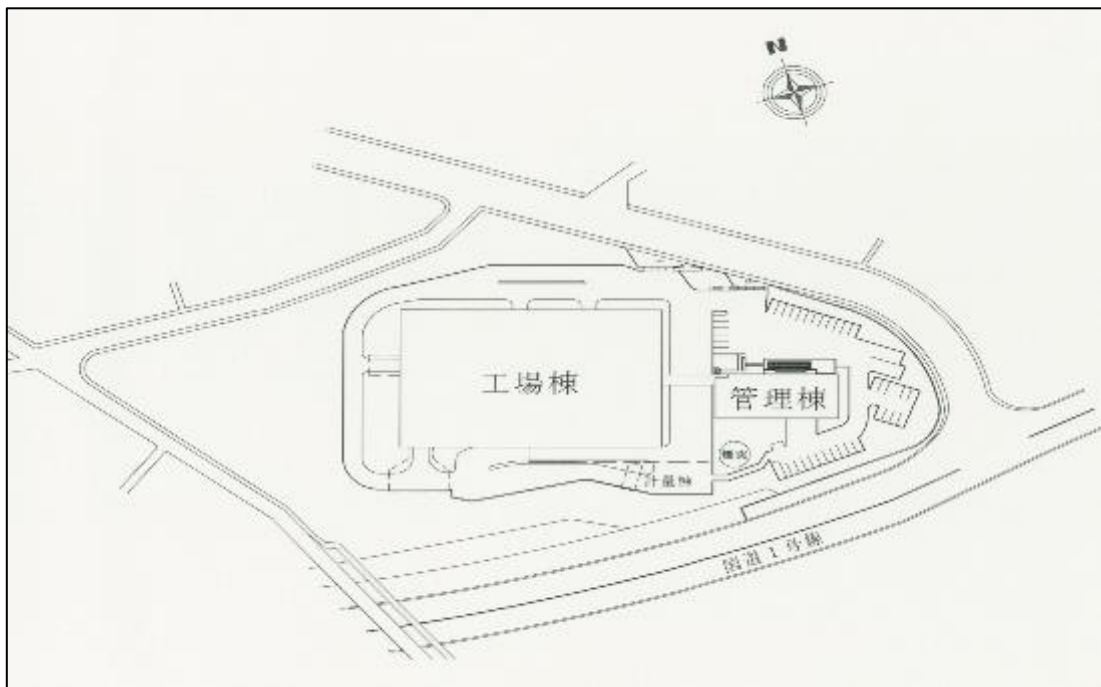
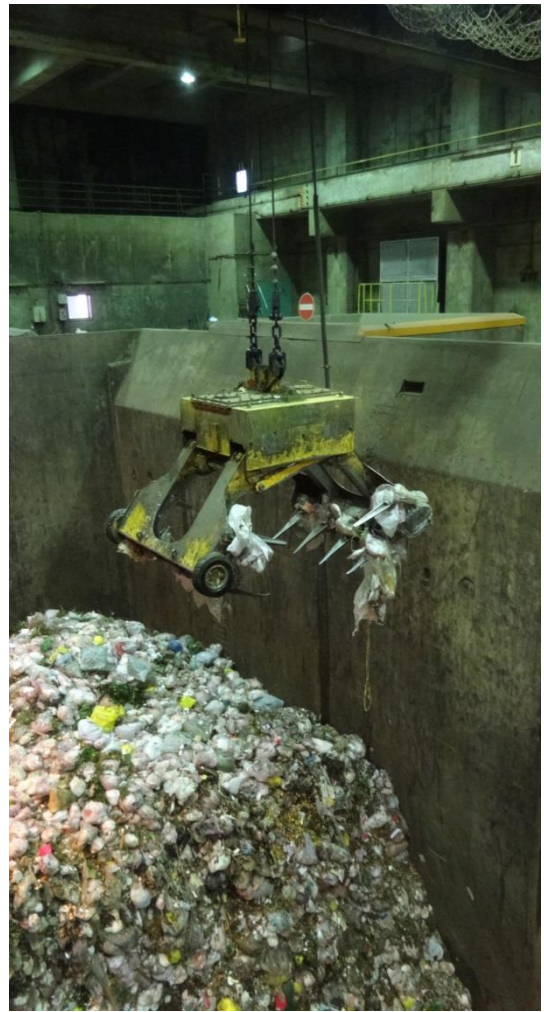


資源化施設 処理フロー（ペットボトル、缶・金属）



II. 清掃の現況

(4) 石名坂環境事業所（可燃ごみ焼却施設）

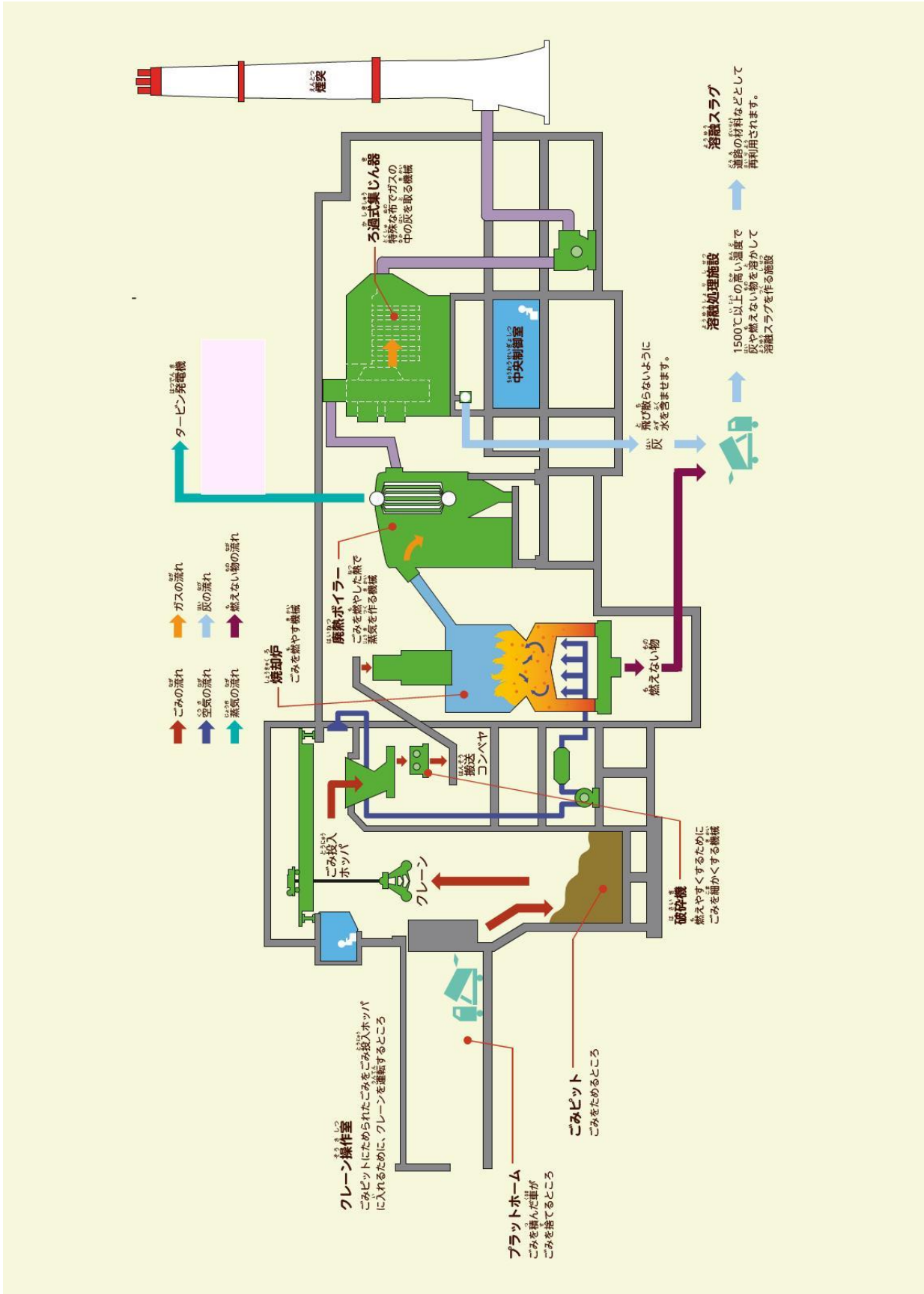


全体配置図

可燃ごみ焼却施設

区 分		概 要		備 考	
所 在 地		藤沢市本藤沢二丁目1番1号			
土 地 利 用 区 分		準工業地域			
用 地 総 面 積		18,105.17 m ²			
建 物 面 積		建築面積 6,028 m ² 延床面積 13,770 m ²			
建 設 年 月 日		着工 昭和56年9月 竣工 昭和59年3月			
ダイオキシン類及び 老朽化対策工事(改修)		着工 平成09年9月 竣工 平成12年3月			
設 計 者		㈱荏原製作所			
施 工 者		㈱荏原製作所			
公 称	炉 型 式	全連続燃焼式旋回流型流動床焼却炉 (T I F型)			
	定 格 能 力	390t/24h (130t/24h×3基)			
	設 計 高 質 低 位 発 熱 量	高質 9,630kJ/kg (2,300kcal/kg)	基準質 6,280kJ/kg (1,500kcal/kg)	低質 3,768kJ/kg (900kcal/kg)	
	燃 灼 減 量	0.5%以下			
	ご み ピ ッ ト	3,900m ³ 3日分			
	ク レ ー ン	クラブバケット付天井走行クレーン 5m ³ 2基			
	補 助 燃 料	都市ガス			
	残 査 物 一 バ ン カ ー	固化灰バンカー 25m ³ 1基 乾灰バンカー 13m ³ 1基 磁選物バンカー 5m ³ 1基	不燃物バンカー 大 5.97m ³ 1基 小 9.58m ³ 1基 砂バンカー 13m ³ 1基		
	煙 突	三筒集合式外筒鉄筋コンクリート製高さ120m 内筒鋼板製キャストブライニング			
	活 性 炭 噴 霧 設 備	活性炭貯留槽 1基 活性炭定量供給装置 3基 活性炭吹込用ブロウ 3基			
	集 じん 設 備	ろ過式集じん器 能力 39,000Nm ³ /h×3基			
	排 水 処 理	方 式	(ア)有機系排水 (イ)無機系排水 生物処理(接触酸化処理) (凝集沈殿+活性炭)処理		
		能 力	58m ³ /24h		一部再利用
		排 出 先	公共下水道(分流式)に接続		
	ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	30t 1基			
	余 熱 利 用 そ の 他 付 属 設 備	発電、給湯 (ア)可燃性大型ごみ破砕施設(25t/5h) (イ)犬猫専焼炉			
	H C l 除 去 設 備	消石灰吹込みによる煙道内反応除去方式 3基			
N O x 除 去 設 備	アンモニア水による無触媒脱硝方式 3基				
建 設 費	建設時		ダイオキシン類及び 老朽化対策工事(改修時)		
		7,700,000 千円	3,417,750 千円		
財 源	国 庫 補 助 金	2,730,000 千円	1,276,275 千円		
	地 方 債	2,902,600 千円	1,237,300 千円		
	都 道 府 県 補 助 金	—	11,200 千円		
	一 般 財 源	2,067,400 千円	892,975 千円		

※用地費、調査費は含まない。



余熱利用状況

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯として利用している。

<発電>

ア. タービン発電機

回収した蒸気は、石名坂環境事業所内のタービン発電機に送られ、施設内で消費する電力を賄うとともに、余剰電力は電力会社に売電している。

イ. 蒸気タービン

形 式	復水式多段タービン
出 力	2,200kw
入口蒸気圧力	1.62MPa
排 気 圧 力	24.52kPa
最大蒸気流量	17.3t/h
回 転 数	5,766rpm

ウ. 発電機

形 式	三相交流同期発電機
出 力	2,100kw (2,620KVA)
電 圧	6,600V
周 波 数	50Hz
相 数	3相3線
回 転 数	1,500rpm
励磁方式	ブラシレス式



エ. 発電実績 (過去5年間)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
発 電 量 (kwh)	10,745,100	10,439,200	10,474,700	3,166,000	3,592,100
売 電 量 (kwh)	1,517,855	1,409,963	1,405,088	76,061	167,666
売 電 金 額 (円)	10,703,824	17,331,876	17,303,191	676,280	1,497,474
発電量原単位 (kwh/ t)	194.62	196.52	195.73	180.60	182.48

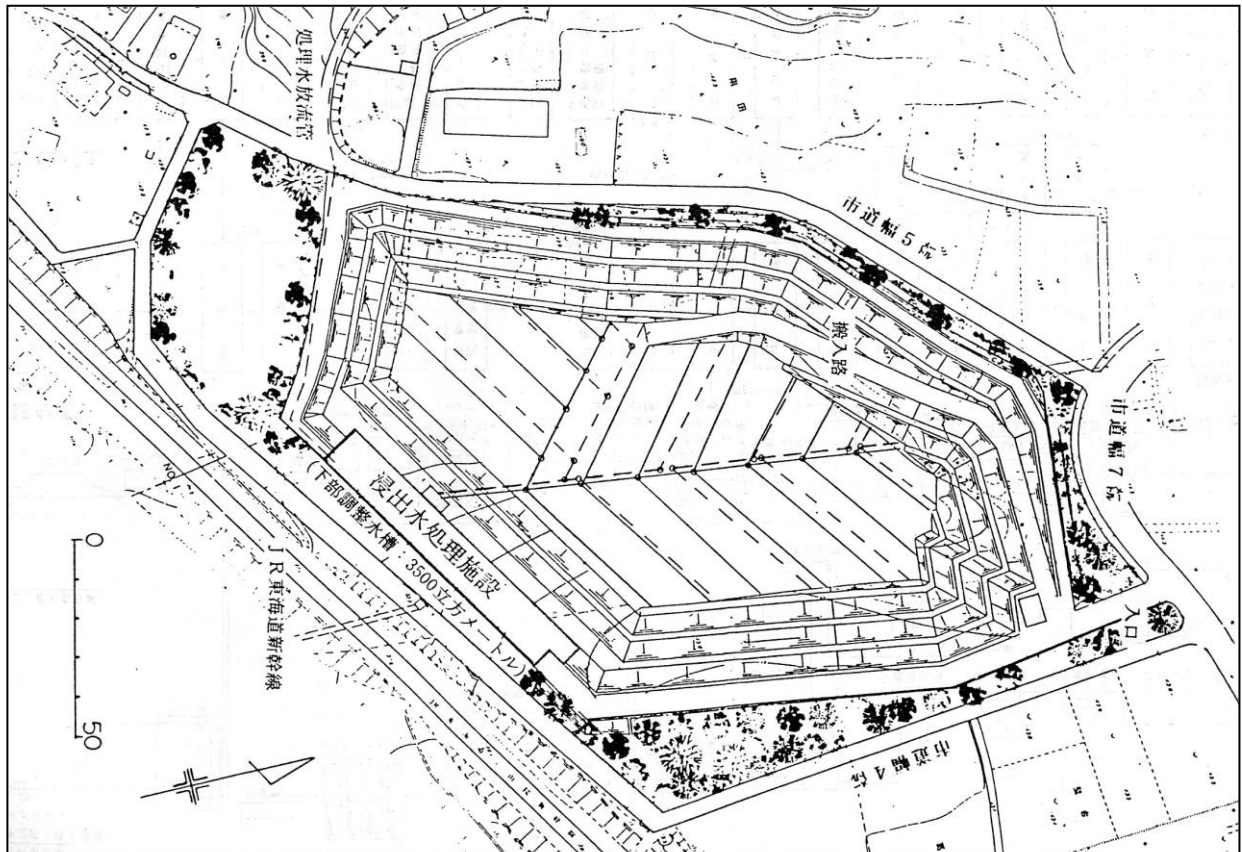
II. 清掃の現況

(5) 女坂最終処分場

所在地	藤沢市用田 150 番地	
土地利用区分	市街化調整区域 約 2.7ha	
用地総面積	27,200 m ²	
埋立地面積	17,700 m ²	
建設年月日	着工平成 6 年 9 月 竣工平成 9 年 3 月	
設計者	八千代エンジニアリング(株)	
施工者(処分場)	相鉄建設(株)	
施工者(プラント)	(株)荏原製作所	
総容量	200,000 m ³	
廃棄物量	159,200 m ³	
覆土量	40,800 m ³	
埋立対象物	焼却灰、不燃物	
搬入期間(予定)	平成 9 年 10 月～令和 25 年 3 月	
堰堤	鉄筋コンクリート擁壁	
しゃ水方法	全面ゴムシート張(2重)	
浸出液集水設備		
保有水集水設備	H. P(φ200、φ400) 1,243m	
雨水等集水設備	U300～450 延長 796m	
浸出水処理	方式 能力 排出先	凝集沈殿+砂ろ過+活性炭 70m ³ /日 下水放流
建設費	1,735,756 千円	
財源	国庫補助金	668,676 千円
	県費補助金	0
	起債	899,400 千円
	県貸付金	0
	一般財源	167,680 千円

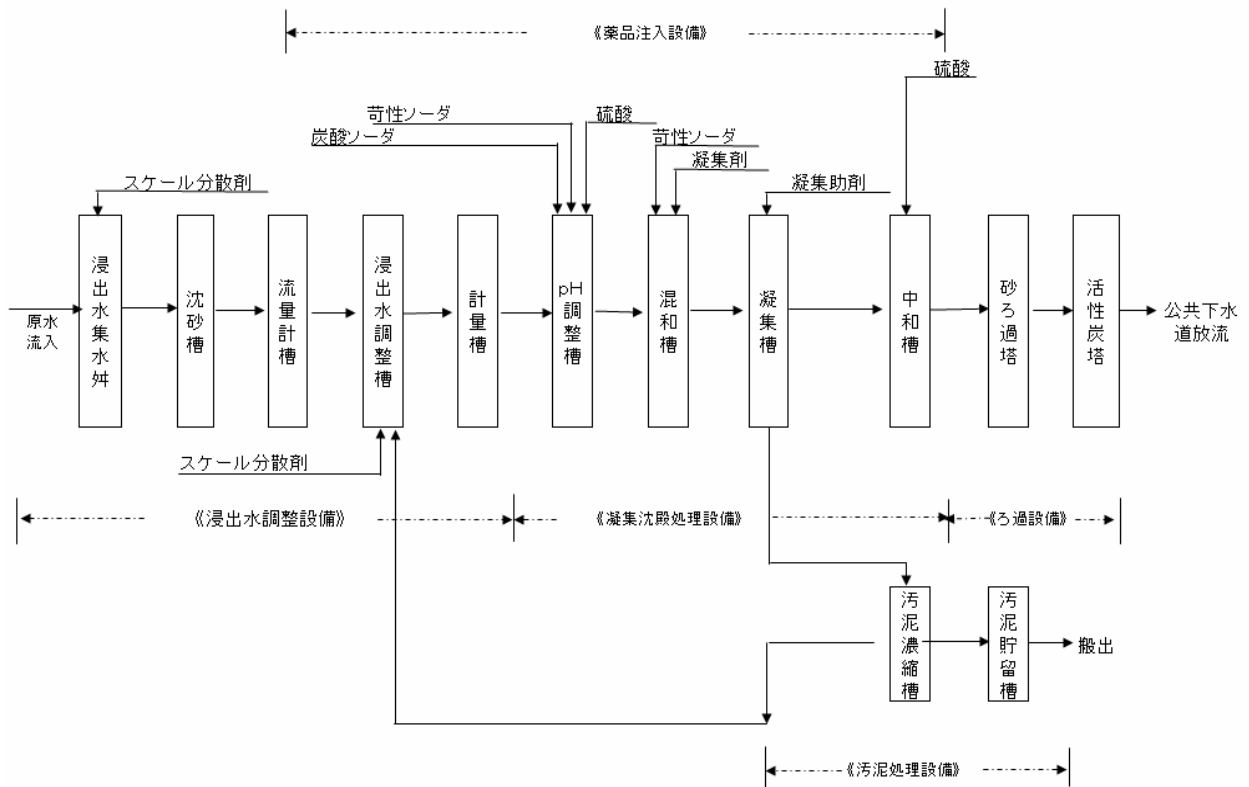


女坂最終処分場平面図



女坂最終処分場汚水処理フローシート

女坂最終処分場汚水処理フローシート



5. ごみ減量有効利用事業

(1) 焼却残渣の資源化

焼却灰等を高温溶融し、道路舗装用路盤材として再利用することを目指して研究を行った結果、施工性や供用性については従来の路盤材と差がなく、安全性も問題ないことが確認されました。そのため、北部環境事業所及び石名坂環境事業所から排出される焼却灰等について、最終処分場の延命化や「3R」の推進を目的として、民間委託により焼却灰を溶融し、道路舗装用路盤材として資源化しています。

焼却灰等溶融量（過去5年間）

（単位：t）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
石 名 坂(焼却灰)	3,753	3,607	3,316	1,081	1,259
石 名 坂(不燃物)	1,210	1,218	1,362	532	573
北 部 (焼却灰)	5,417	5,180	5,161	8,438	8,271
他市施設（焼却灰等）	152	129	72	0	0
合 計	10,532	10,134	9,911	10,051	10,103

(2) 剪定枝のチップ化

焼却処理していた剪定枝を資源として再利用するため、平成9年8月に女坂最終処分場の隣接地に、チップ化施設を設置しました。当初は市の公共施設から発生する剪定枝を主に処理していましたが、平成19年度から家庭から発生する剪定枝についてもチップ化し、資源として活用することによってごみの減量を図りました。

平成21年度末にチップ化施設が閉鎖されたため、平成22年度から藤沢市有機質資源再生センターで堆肥の副資材として資源化し、長後市民センター、湘南大庭市民センター、善行市民センター及び明治市民センターで無料配布していましたが福島第一原子力発電所の事故のため、平成24年度から市民センターでの無料配布は休止しております。

また、平成27年1月には藤沢市有機質資源再生センターが閉鎖したため、市外の事業者にて剪定枝を資源化しています。

(3) 多量排出事業者への一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理指導

多量排出事業者とは、「事業系一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者で1月平均3t以上又は年間36t以上の事業系一般廃棄物を排出する者」と市の条例で定めています。多量排出事業所に対しては、事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出を義務付けており、減量化・資源化に対する意識付けや適正処理の指導を行っています。

(4) 生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ）の購入助成

家庭から排出される生ごみの減量堆肥化を促進するため、平成3年度からコンポスト容器、平成28年度からキエーロの設置者に助成（市が一括購入、市民に廉価で配布）を行い普及に努めています。

生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ）の購入助成実績（過去5年間） (単位 個)

種別 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
コン ポ ス ト 容 器	30型	10	5	7	5	7
	70型	10	6	16	14	12
	130型	24	24	35	33	17
	11型	2	0	0	3	-
	18L	16	10	28	18	13
	20型	2	3	9	0	-
	バッグ型				417	151
キ エ ー ロ	木製	62	42	111	102	33
	一部擬木	15	4	17	12	2
	全部擬木	5	4	-	-	-
計		146	98	223	604	235
累計		26,291	26,389	26,612	27,216	27,451

(5) 家庭用電動生ごみ処理機購入費補助

コンポスト容器の購入助成と同様、生ごみの減量堆肥化を促進するため、平成10年6月から家庭用電動生ごみ処理機の購入者に対し購入価格の3/4(補助限度額30,000円)の購入費補助を行い、普及に努めています。(令和7年4月1日現在)

家庭用電動生ごみ処理機購入費補助実績（過去5年間） (単位 件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6	累計
補 助 件 数	290	106	327	305	456	8,641

(6) 「食品ロス」削減に向けて

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の一つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエーロの活用、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることの他、家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握を行い、排出抑制を促すための啓



II. 清掃の現況

発に努めています。

令和元年10月に食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、*フードシェアリングサービス事業者と食品ロス削減の日に協定を締結し、スマートフォンアプリケーション【TABETE】の利用を進めています。本協定により、店舗としては、食べてもらう為に作った商品を廃棄しなくて済み、利用者としては、お得な価格で商品を購入でき、その結果、廃棄される予定であった食べられる商品の廃棄量が削減できることとなります。

*フードシェアリングサービス：まだ食べられるのに係わらず廃棄されてしまう商品をお得な価格で販売する店舗と消費者をマッチングする事業

令和2年11月から藤沢市社会福祉協議会と連携し、フードドライブを実施しており、フードバンク団体等に食品を提供しています。

(7) ごみ減量リサイクルシンボルマーク



平成5年1月制定

(8) 環境基金制度

ア 制定年月日	平成4年10月1日（平成19年4月1日「ごみ減量基金」から「環境基金」に名称変更）
イ 目的	①ごみの減量化、資源化の促進 ②良好な生活環境の確保
ウ 積立財源	①寄附金 ②市の資金 *指定収集袋による排出に係る廃棄物処理手数料の額を勘案して予算で定めた額を基金に積み立て
エ 処分	③基金の運用から生ずる収益金 ①ごみの減量化及び資源化に関する事業 ②ごみの減量化及び資源化に関する市民活動 ③ごみ処理施設の改修及び修繕その他のごみの適正処理に関する事業 ④良好な自然環境の保全、エネルギーの効率的利用の促進その他の地域環境の創造に資する事業

オ 環境基金積立額

(単位 円)

財源内訳 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
市一般財源	642,135,600	667,827,000	653,952,000	631,534,000	650,920,050
寄付金	6,059,462	13,289,274	23,859,132	30,474,210	20,344,335
基金運用益	16,286	1,758	3,546	14,114	208,843
前年度繰出金と執行額の差額				82,000	1,189,317
計	648,211,348	681,118,032	677,814,678	662,104,324	672,662,545
繰出金	709,452,465	674,320,875	611,877,960	658,788,303	639,088,393
年度末残高	71,232,451	78,029,608	143,966,326	147,282,347	180,856,499

(9) ごみ減量推進店制度

ア 目的

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定し、ごみの減量、資源化を図っていく。平成4年度から実施。

イ 推進店実施項目

- ①過剰包装の抑制
- ②買物袋の持参運動
- ③再利用可能物の回収、再資源化

ウ 対象

市内の物品販売店

エ 推進店の表示

推進店には認定書を交付するとともに、店頭にて市が定めのごみ減量シンボルマークを掲示する。



オ ごみ減量推進店認定状況 (過去5年間)

(単位 店)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	令和7年3月現在
認定店舗数	4	6	4	1	0	137

II. 清掃の現況

(10) 家電リサイクル法対象品目以外の廃家電品のリサイクル

平成 15 年 9 月から、家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）以外の廃家電品（電子レンジ、掃除機、プリンター等）について、家電 4 品目と同様にリサイクルを開始しました。このリサイクルは、収集した大型ごみの中から家電製品を取り出して（ピックアップして）、再商品化を進めているものです。この取り組みは藤沢市独自のものでしたが、平成 26 年度からは小型家電リサイクル法に基づき資源化を行っています。

家電リサイクル法対象品目以外の廃家電品のリサイクル実績（過去 5 年間）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
家電品リサイクル重量(kg)	8,150	276,240	241,770	236,460	223,870

(11) 商品プラスチックのリユース及びリサイクル

平成 24 年 4 月から、廃棄物の減量・資源化や最終処分場の延命化等を目的に、商品プラスチックの無料回収を開始しました。1 辺が 50cm 以上のプラスチック製品（衣装ケース・ベビーバス等）は、予約制にて無料収集しています。

平成 25 年度からは、リサイクルプラザ藤沢内にある資源化施設で、資源の中間処理を運営する藤沢市資源循環協同組合が障がい者を雇用し、収集した商品プラスチックの中で損傷の少なく使用可能なものについて洗浄・消毒を行い、環境啓発イベント等の際に廉価で提供するリユース事業を実施しています。また、リユースすることができない商品プラスチックは、資源化施設で分解等を行い、他のプラスチック製品にリサイクルしています。

商品プラスチックのリユース実績（過去 5 年間）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
商品プラスチックのリユース数（個）	0	277	632	252	482
商品プラスチックのリサイクル量(kg)	107,170	120,020	139,630	135,200	264,690

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、環境啓発イベント等を開催することができなかったため、商品プラスチックのリユースはありません。

※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインで商品プラスチックのリユースを行いました。

(12) 小型家電のリサイクル

平成 25 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行されたことから、茅ヶ崎市、寒川町との広域での取り組みとして、10 月から翌年 3 月まで環境省による平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシ

ステム構築実証事業」(市町村提案型)にて19カ所に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収をしました。平成26年度以降も継続して取り組んでいます。

平成27年6月からは、環境省認定事業者と本市で連携し、使用済み小型家電とパソコンの回収を始めました。インターネットからの申し込み、宅配業者が自宅まで回収に来るサービスとして実施しています。

平成29年4月からは、ボックス回収品目を拡大し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の約5,000個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたりサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトである「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加をしていましたが、平成31年3月31日で本プロジェクトは終了しました。本市では、プロジェクト終了後も回収ボックスと宅配便による自宅回収によりリサイクルを実施していきます。

BOX回収実績

(単位 kg)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
家電品リサイクル重量	8,314	7,100	7,316	7,855	8,164

6. 環境美化事業

(1) 美化清掃

ア. 海岸清掃

江の島と片瀬海岸東浜(24,000㎡)、西浜(115,500㎡)等の清掃について、以前は、神奈川県と本市が区域分担して人力及び機械によって実施していましたが、神奈川県、相模湾岸13市町、企業等により(公財)かながわ海岸美化財団(茅ヶ崎市汐見台1-7神奈川県なぎさ事務所内、電話0467-87-5379)が設立され、平成3年度から同財団によって海岸清掃を実施しています。

本市から(公財)かながわ海岸美化財団への負担金(過去5年間)

(単位 千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
負 担 金	33,437	33,921	34,147	34,713	35,924

海岸等のくずかご設置状況(令和6年度)

設 置 場 所	設 置 箇 所 数	
	通常	夏期
片瀬東浜	0	7
片瀬西浜～鵜沼海岸(引地川河口)	0	3
鵜沼海岸(引地川河口)～辻堂海岸	0	1
江の島	5	5
合 計	5	16

II. 清掃の現況

海岸ごみ収集量（砂防林含まず。過去5年間）

（単位 kg）

年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	合 計
R2	367,880	46,240	414,120
R3	492,570	52,350	544,920
R4	232,670	39,640	272,310
R5	290,980	49,750	340,730
R6	425,610	46,980	472,590

※(公財)かながわ海岸美化財団調べ

イ. ゴミゼロクリーンキャンペーン（片瀬、鶴沼、辻堂海岸）

海岸美化の一環として、本市の主催により、環境週間に合わせて子ども会、ボーイ・ガールスカウト、地域自治会等の参加によるクリーンキャンペーンを毎年実施しています。

ゴミゼロクリーンキャンペーンの参加団体、人員、ごみ収集量（過去5年間）

年 度	団 体 数	参加人員(人)	ごみ収集量(kg)
R2	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		
R3	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		
R4	66	3,897	850
R5	77	4,230	810
R6	79	4,160	780



ビーチクリーナー

(2) 不法投棄処理

道路、山林、河川、空閑地帯への不法投棄はあとを絶たず、環境衛生上の大きな問題となっています。そのため、藤沢市生活環境連絡協議会等と連携し防止運動を推進すると共に、市独自によるパトロールや収集を実施するほか、土地所有者と共同で不法投棄防止看板を市内重点箇所を設置し、防止に努めています。

不法投棄ごみ収集処理量(過去5年間)

(単位 kg)

年 度	出動回数	収集量			
		可燃	不燃	計	1回平均
R2	193	25	12,285	12,310	64
R3	155	150	8,880	9,030	58
R4	104	0	7,230	7,230	70
R5	113	0	3,780	3,780	33
R6	104	10	3,230	3,240	31

不法投棄防止看板設置本数(過去5年間)

(単位 本)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
設置数	181	161	108	108	85

(3) 衛生害虫等の駆除

- ア. ユスリカの発生が多い小糸川・白旗川・不動川・一色川に、水中生物に影響のない薬剤(アルトシッド水溶液)を散布し、駆除に努めています。
- イ. 株式会社藤沢市興業公社に委託してくみ取り便槽に無償で防疫薬剤(ピリプロキシフェン6g)を発生期に3回程度投入し、衛生害虫の駆除に努めています。
- ウ. スズメバチからの危害を防止するため、専門業者に委託して巣の撤去を行いました。(令和6年度をもって本事業は終了しました。)

処理実績(過去5年間)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
相談受付件数	682	975	1,092	868	693
撤去件数(件)	246	511	464	354	387
委託料(円)	3,487,000	6,228,200	6,204,000	5,445,000	5,698,550

II. 清掃の現況

(4) 公衆便所管理

市内 14 ヶ所の公衆便所を委託により清掃を実施し、維持管理に努めています。

名 称	所在地 土地所有者	構 造 建設年月日	建物 面積 (㎡)	便 器 数					清掃状況	
				男		女		身 障 計		
				大	小	大	小			
藤沢駅北口 公衆便所	藤沢 420 番地の 3 東日本旅客鉄道㈱	鉄骨造平屋建 H1.5.22	28.67		3	2		1	6	1日3回
江の島 公衆便所	江の島二丁目 3 番 11 号 江島神社	木造平屋建 H4.3.26	27.30	2	3	3			8	1日2回
奥津宮 公衆便所	江の島二丁目 6 番 11 号 江島神社	木造平屋建 H2.3.26	80.64	2	3	3	1		9	1日2回
辻堂駅南口 公衆便所	辻堂一丁目 1 番 1 号 藤沢市	鉄筋コンクリート造 S63.3.31	32.75	1	3	3		1	8	1日2回
長後駅西口 公衆便所	下土棚 509 番地の 1 藤沢市	鉄骨造平屋建 H15.3.20	20.00	1	2	2		1	6	1日2回
くずはら里山広場 公衆便所	葛原 1800 番地 藤沢市	鉄骨造平屋建 H27.9.30	19.42	1	3	3		1	8	1日1回
辻堂駅北口 公衆便所	辻堂神台一丁目 2 番 1 号 藤沢市	一部鉄筋コンクリート造 H21.5.22	65.65	1	2	2		2	7	1日2回
六会日大前駅東口 公衆便所	亀井野一丁目 36 番地の 2 藤沢市	鉄筋コンクリート造 S59.3.31	43.47	2	3	2		1	8	1日2回
辻堂駅西口 公衆便所	辻堂神台一丁目 6 番 10 号 藤沢市	鉄筋コンクリート造 H21.9.3	38.76	1	3	3		1	8	1日2回
湘南台駅地下 公衆便所	湘南台一丁目 43 番地の 13 藤沢市	鉄筋コンクリート造 H11.8.29	81.36	3	4	3		2	12	1日2回
湘南ライフタウン 公衆便所	遠藤 869 番地の 12 藤沢市	鉄筋コンクリート造 H30.10.11	25.55	1	2	2		1	6	1日1回
片瀬東浜 公衆便所	片瀬海岸一丁目 15 番 1 号 藤沢市	鉄筋コンクリート造 H1.7.17	62.90	4	5	5		2	16	1日2回
片瀬江の島 公衆便所	片瀬海岸一丁目 14 番 8 号 藤沢市	鉄筋コンクリート造 H3.12.25	55.33	2	3	5		1	11	1日2回
竜野ヶ岡 公衆便所	江の島二丁目 5 番 10 号 藤沢市	木造平屋建 H7.3.22	19.94	1	2	3			6	1日1回

(5) 環境美化指導

きれいで住みよい環境づくりを目指して、自主的な地区組織の育成を図るため藤沢市生活環境連絡協議会に補助金を交付し、住民組織の円滑な運営と、生活環境改善向上の推進及び環境美化意識の高揚を図っています。また、市民大会を開催し、大会宣言や環境美化活動等に功績のあった個人・団体の表彰、美化・リサイクル推進ポスター入選者表彰、記念講演等を行っています。

(6) 除じん機の設置

ア. 境川除じん機

昭和 40 年代以降、河川の流域は都市化が進み、また生産活動の拡大によって急激に変ぼうし、これに伴って河川・海岸環境も著しく悪化していました。河岸まで住宅地のせまっている境川・引地川流域は、ごみの量が多く、河川の景観をそこね、不衛生であり、また河川から流出したごみは、河口や海浜等に打ち上げられ、地域住民及び海岸利用者から、河川・海岸の環

境保全に対する要望が強まりました。

そのため、当時の 7 市 1 町（藤沢市・横浜市・鎌倉市・大和市・相模原市・綾瀬市・町田市・城山町(現：相模原市緑区)）の首長が構成員である「境川・引地川水系水質浄化等促進協議会」（会長藤沢市長、事務局環境保全課）が、河川のごみ対策として調査・検討を行い、協議会が除じん機の設置を県に要請したところ、最終的には本市と県の判断により藤沢市域における境川大清水橋上流（大鋸 1494）に本市と県が共同で設置したものです。（昭和 59 年 3 月竣工）



境川除じん機(大清水橋上流)

(ア) 事業費負担区分及び財産維持管理の帰属

総事業費は 1,300 万円で、うち県が護岸等の整備に 870 万円、本市がウインチ等除じん機設置費 430 万円を負担し、管理は本市が行っています。

(イ) 除じん機の構造

除じん機は境川の護岸工事と合わせ、河川内に集じん用網場及び堤防法面にごみ引き上げ用タワーウインチを設置し、河川内を流出・通過するごみを集じん用網場で受け、複胴ウインチにより左岸に寄せ、タワーウインチにより堤防上に引き上げる構造となっています。

雨水洪水対策としては、水位が 1.6m になると自動的に集じんネットが解放され、解放できない条件が発生した場合は、手動で解放できる構造となっています。

(ウ) 維持管理

管理区分については、護岸施設は県とし、ウインチ等除じん機施設の維持管理及びごみ採集処理は本市とし、その費用負担もそれぞれ管理区分に応じて負担しています。

イ. 引地川除じん機

引地川上村橋下流（鶴沼神明 3 丁目地先）に改良モデル除じん機を設置（平成 2 年 6 月竣工）し、河川の上流から流れてくる浮遊ごみを海へ流れ込む前に回収し、海岸の美観保持に寄与するものです。

2015 年 10 月上旬に集塵用ネットを動かすためのウインチの電動モーターが故障しました。修繕対応を検討しましたが老朽化及び特注品であるため、修繕困難であると判断しました。

除じん機のごみ分析においても、ほとんどが草・木・枝の自然物が占めており、河川の環境美化も進んでいることから、2016 年 3 月、2018 年 3 月に一部撤去し、2019 年 2 月に撤去が完了しました。

II. 清掃の現況

(ア) 事業費負担区分

除じん機設置事業費（護岸施設を除く）は 21,424 千円で、うち本市が 15,088 千円、県が 6,336 千円を負担し、管理は本市が行いました。

(イ) 除じん機の構造

構造形態は境川除じん機とほぼ同様ですが、動力は発動機から電動モーターに変わり、また、集じん用網場のフロート、集じんネットが改良されたものでした。

(ウ) 維持管理

境川除じん機と同様、護岸施設は県が、ウインチ等除じん機施設の維持管理及びごみ収集処理は本市とし、その費用負担もそれぞれ管理区分に応じて負担していました。

除じん機による年度別河川ごみ収集量（過去 5 年間）

年度	河川名	収集量(kg)			設置日数	収集量 (kg/日)	A 収集作業 実施回数	B 再設置 作業回数	C(A+B) 作業回数 合計
		可燃物	不燃物	合計					
R2	境川	770	700	1,470	355	4.1	26	10	36
R3	境川	440	360	800	349	2.3	25	16	41
R4	境川	540	400	940	355	2.6	26	10	36
R5	境川	470	320	790	356	2.2	26	4	30
R6	境川	630	275	905	357	2.5	26	8	34

Ⅲ. 清掃事業の沿革

1. ごみ処理

昭和 20 年代

22 年から本市のごみ収集は民間業者の大八車、リヤカー等によって行われていたが、25 年 10 月からは市の業務（直営）として旧清掃法に基づく特別清掃区域である市街地を中心に三輪車やリヤカーによって有料で収集を開始し、田畑、旧河川敷等へ埋め立て処分してきた。そして 30 年には、石名坂に塵芥焼却場（固定式バッチ炉 29 年・15t/8h、32 年・15t/8h）が完成したため、収集ごみは焼却され、埋立処分は、焼却残渣（灰）と一部の生ごみとなり埋立処分量が減少した。

昭和 30 年代

町村合併による市街地の拡大、人口の増加、生活水準の向上に伴いごみの排出量が増加し、ごみ質も変化してきたので、これに対処すべく 36 年頃より収集体制の充実、機械力導入の傾向が加速した。39 年度には従来からの各戸収集から集積場収集方式に改められ、「集積場所へ容器で排出、定日収集」となるとともに、ごみ収集手数料の無料化が実施され、あわせて収集運搬の作業効率を高めるため、特殊車両（塵芥収集車）の導入が図られた。

昭和 40 年代

経済の高度成長に伴い、消費生活が多様化し、びん、缶類、家電製品類が増加し、ごみは量的な増大ばかりではなく、質的にも大きく変化した。そのため石名坂塵芥焼却場を増設（40 年・40t/8h × 2 基、43 年 40t/8h）したが、今までの普通ごみ収集のみでは、ごみの焼却処理が困難なため、45 年より普通ごみ、粗大ごみに区分し収集することとなった。収集した粗大ごみは、石名坂埋立地に 45 年から 54 年まで直接埋立処理した。又この年、今後のごみ量の増加に対処すべく北部清掃事業所（焼却場）（機械炉 45 年・150t/24h、48 年・150t/24h）の建設に着手した。又同年、旧清掃法の全面改正が行われ、原則として市町村の全区域を清掃事業の対象とし、生活環境の保全をうたい、廃棄物の処理をより広い視点からとらえて規定した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定された。なお、46 年に日本住宅公団団地（善行、辻堂、藤沢）＝ 現・独立行政法人都市再生機構 ＝ の普通ごみを、47 年には市内全域の粗大ごみを委託収集とし、48 年からは、普通ごみの全市週 2 回の定日収集を実施した。一方、最終処分（埋立地）については、焼却残渣（灰）の増加に伴い、長期的に使用可能な場所の確保が必要となってきたので、土地所有者の協力を得て、47 年に長後上谷台に埋め立て地を設けた。

昭和 50 年代

ごみ量はさらに増加の傾向を示し、質も一層多様化したため、普通ごみ、粗大ごみの 2 分別で収集されるごみの適正処理、処分の見通しが難しくなってきた。そこで、ごみの減量策を見いだすため 52 年 4 月に「藤沢市ごみ減量推進本部」を設置し、減量資源化方策の検討を重ねた。その結果

53年2月から市、市民、神奈川県資源回収商業協同組合湘南支部（名称を平成元年4月1日藤沢市資源回収協同組合に改める）の三者の協調方式による資源ごみ（びん類、缶・金属類、布類、紙類）〔資源ごみ実施の経過については、次ページ●資源ごみ実施の経過（藤沢方式）を参照〕の収集を開始し、従来の普通ごみ、粗大ごみに加えて3分別による収集とした。ごみの資源化と並行して粗大ごみの原型埋立方式を改めるため、53年度に粗大ごみ破碎施設（50t/5h）の建設に着手し、粗大ごみ適正処理への前進を図った。この年、普通ごみの持ち出し容器も従来からのポリ容器に加えてごみ専用紙袋も認め、2方式による持ち出しとした。54年度には老朽化した石名坂塵芥焼却場の建て替えを行うためその準備に入り、56年度から3か年の継続事業で建設に着手した。この工事期間中は焼却場が北部清掃事業所のみとなったため、ごみ処理の一部を他都市へ委託するとともに、市民に「一日一人100gのごみの減量を!!」呼びかけた。58年度に石名坂清掃センター（現・石名坂環境事業所）が竣工（流動床炉130t/24h×3基）し、59年度から稼働を始めた。また59年度には埋立地の延命策として桐原清掃事業所内の破碎高分子圧縮梱包機を稼働した。

一方、最終処分場（埋立地）については、48年に長後中分第一最終処分場を設け、54年には同第二最終処分場、谷根最終処分場、葛原最終処分場を建設した。この3最終処分場は、52年3月に施行された「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（厚生省令）による構造指針」にもとづいて建設した。なお、45年から使用してきた石名坂埋立地（市有地）は、緑豊かな広場とし、56年から市民の憩いの場として開設した。

昭和60年代

61年には、石名坂清掃センター（現・石名坂環境事業所）からの余熱を利用した石名坂温水プールを開設するとともに、北部清掃事業所においては焼却施設（1号炉、150t/24h×1基）の改修と粗大ごみ破碎処理施設（30t/5h 破碎機）の建設に着手し62年10月竣工稼働した。さらに桐原清掃事業所破碎施設については、62年度から改修に着手し、平成元年3月竣工した。

北部清掃事業所のごみ焼却施設2号炉（150t/24h×1基）の改修が平成3年2月に竣工した。

また、61年度に埋立完了した谷根最終処分場については、多目的運動広場として、63年4月竣工した。長後中分第2最終処分場についても、61年度に埋立完了した。谷根、長後中分と並行して処分場として利用してきた葛原最終処分場も埋立が完了するのでこれにかわるべき最終処分場として葛原第二最終処分場を計画し62年度から工事を進め、平成元年3月竣工した。

平成元年以降

全国のごみ排出量は、昭和60年代から急増し始め、各自治体とも最終処分場の整備の対応に追われた。

本市では、平成2年10月に市民、事業者、学識経験者、行政の4者による「藤沢市ごみ対策会議」を発足、平成12年までに本市のごみ排出量を20%減量する諸政策の提言が平成3年10月市

長に提出された。

平成元年から埋立を開始した葛原第二最終処分場が、平成 15 年に埋立完了が予想されたため、平成 6 年には、次期処分場として 3 か年の継続事業で、女坂最終処分場の建設に着手し、平成 9 年 3 月に完成した。

また、平成 10 年に、南部収集事務所の建設を行い、平成 11 年 2 月に竣工した。これにより、平成 11 年度から南北 2 拠点の収集体制となった。

ごみの処理施設については、北部環境事業所の機能維持のための整備を行うとともに、平成 9 年度～平成 11 年度の 3 か年継続事業として、石名坂環境事業所の排煙高度処理（ダイオキシン低減）施設整備事業を行った。また、北部環境事業所は平成 14 年度～平成 15 年度において 2 号炉を改修し、平成 16 年度から 3 か年継続事業で 1 号炉の更新工事を行った。なお、この工事は DBO（公設民営）方式によるものである。また、平成 30 年 2 月から約 5 か年継続事業で 2 号炉の増設工事を行い、この工事は 1 号炉と同様に DBO（公設民営）方式によるものである。

資源の中間処理については、資源化施設で行っていたが、併設する桐原環境事業所の破碎施設の老朽化が進んだことから、マテリアルリサイクル施設として併せて整備を図ることとし、平成 22 年度から 4 か年継続事業として、（仮称）藤沢市リサイクルセンター建設工事に着工した。

平成 25 年 3 月には破碎処理施設である廃棄物処理棟が、平成 26 年 1 月には環境啓発を目的とした環境啓発棟がそれぞれ完成し、平成 26 年 2 月に施設名称をリサイクルプラザ藤沢に決定した。

●資源ごみ実施の経過（藤沢方式）

（1）ごみの減量、資源化運動の背景

ア 粗大ごみの急増

昭和 45 年度より始まった粗大ごみの分別収集は、昭和 48 年石油ショック時、しばらくの間、平静を保ってきた。この間、市は、省資源の立場から地域子供会、自治会、婦人会等に対し、ごみの資源化について自主集団収集の指導育成に努めてきた。

しかしながら、昭和 50 年頃から再び粗大ごみは、年々 10%～20%の驚異的増大をもたらし、その収集経費も増加するばかりとなってきた。

イ 埋立処分地の限界

昭和 45 年の分別開始以来、収集した粗大ごみは市内中央に位置する市有地（37,000 m²）に原型のまま埋立処分してきたが、昭和 52 年に至り、周辺の市街化の進行と共に埋立容量も飽和状態に近づき、これに代わるべき埋立地の確保も意のままにならず、環境保全と埋立地の有効利用のうえから粗大ごみの適正処理が不可欠の条件となってきた。

ウ 粗大ごみの組成

市民から持出された粗大ごみのステーションや埋立地を実地調査してみると、家具類、家庭電化製品等大型ごみのほか、ビン、カン、金属、ダンボール等そのまま資源化再利用できるものが約 60% を占め、これらを分別することによって粗大ごみを減量し、埋立地の延命、環境保全、そして資源化に役立つことが明らかになった。

エ ごみ減量推進本部の設置

粗大ごみの増大、埋立地の限界等に対処し、今後におけるごみの減量、資源化の推進と適正処理を図る必要に迫られ、昭和 52 年 4 月、ごみ減量推進本部を設置し、その下部組織として調査研究部会が具体的対策の調査検討を行った。その結果、従来の普通ごみ、粗大ごみの中に含まれている、ビン、カン、金属、紙類、布類は量的にも多く、分別も容易に出来ることから、別に資源ごみ収集ルートを新設し、市の指導、啓発のもとに定められた日、場所、容器に住民が分別して持出し、廃品回収業者の協力を得て収集する市、住民、廃品回収業者の協調方式が適当であるとの方向づけがなされた。

(2) モデル地区の試験的实施から全市域への拡大

調査研究部会の検討結果に基づいて共同住宅団地、戸建住宅地区、住商混在地区の 3 モデル地区を設定し、昭和 52 年 9 月から 3 箇月間にわたり試験的实施を行った結果、良好な成績を挙げることができた。

モデル地区の実施結果より、本方式も十分な住民への趣旨の徹底、実施方法の啓発、指導により相当の成果が期待できる確信を得たので、「藤沢市ごみ減量、資源化運動実施要領」を策定し、市の指導体制の整備、広報紙による啓発を進めながら、昭和 53 年 2 月から第 1 次、昭和 53 年 8 月から第 2 次、昭和 54 年 2 月から第 3 次へと段階的实施に踏切った。

モデル地区の拡大にあたっては、全庁的な協力を得て職員を動員し分別の指導を行い、また市民の熱心な協力によって、第 1 次地区実施以来 1 年で全市域に普及することができた。

なお、本方式は、市民・行政・回収業者が一体となった「藤沢方式」として、全国から注目されることとなった。

2. ごみの減量、有効利用の状況

平成3年10月に提出された「藤沢市のごみ減量に向けて」の提言を受け、生ごみの減量対策として、平成3年にコンポスト容器の購入助成制度（生ごみ処理器設置事業要綱）を導入した。

また、大型ごみの減量対策とステーション肥大化の問題を解消させるため、大型ごみの戸別収集を、平成3年7月から村岡地区をモデル事業で実施し、この結果をもとに平成4年10月から全市域を有料で開始し、併せてごみ減量基金制度を制定した。

大型ごみの有料制は、一辺が50cm以上の家具・家電製品等を、一律500円の処理手数料で戸別収集するもので、実施前の2か月間は、駆け込み排出により通常の2倍程度ごみ量が増加したが、実施後は年間で34%も減量した。これによって、ステーションから粗大ごみの大部分が排除できた。

平成5年度からは、より一層のごみの減量・有効利用をめざして、石名坂環境事業所から排出される焼却不燃物を路盤材として再生し、有効利用している。

平成6年4月からは、冷蔵庫及びエアコンからのフロンガス収集を開始し、7月には資源ごみの収集回数を月1回から月2回に改め、9月には市内22か所で、牛乳パックの拠点収集を実施した。

平成7年4月からは、秋葉台リサイクル展示場を開設し、市民から家庭で不要になった家具等の提供を受け、再生し、希望者に再利用されている。

平成9年4月からは、可燃・不燃ごみの排出袋を半透明・透明に切り替えたことにより、可燃ごみ3,344トン（4.4%）の減少、不燃ごみ270トン（2.5%）の減少、資源ごみ2,399トン（14.1%）の増となった。また、飲料用紙パックを資源ごみ追加品目とし、牛乳パックの拠点収集を資源ごみステーションでの収集に変更し、収集量の増加を図った。さらに「容器包装リサイクル法」の施行に合わせ、平成9年6月からはペットボトルのモデル地区収集を市内の10%の世帯で開始、平成10年度には収集世帯を20%に拡大し、平成11年度から全市域での収集を実施している。

平成13年4月からは、雑紙の資源分別収集を開始したほか、10月からは市内20%の地区を対象にプラスチック製容器包装のモデル地区収集を開始、平成14年5月に地区を拡大した後、10月に全市域収集を開始（隔週1回）、平成16年4月には、毎週1回収集に拡大している。

平成15年10月からは、大型ごみ等で排出された家電リサイクル法対象外の家電品を分別し、資源化を開始した。

平成17年10月からは、2,000世帯をモデル地区として従来の集積所を廃止し、戸別収集を試行した。さらに平成18年4月からは、モデル地区を30,000世帯に拡大し、平成19年4月から戸別収集を全市に拡大した。

戸別収集は、家庭系ごみと、本来自らの責任で処理すべき事業系ごみとの分離を図るとともに、排出者責任を明確にし、集積所の清掃など維持管理や集積所の移設問題、集積所による歩行者の通行障害の解消等、集積所に係わる諸課題の解決を目的としており、有料化とあわせて実施することにより、減量・資源化の相乗効果を期待して導入した。

戸別収集の対象品目は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装とし、ごみ排出場所については、戸建て住宅の場合は道路に面した敷地内とし、集合住宅は、所有者と協議の上、敷地内に

専用の集積所を定めた。

同時に、平成 19 年 4 月からは、新たに廃食用油と剪定枝を資源収集品目に加えた。

平成 19 年 10 月からは、より一層のごみの発生抑制、減量・資源化を推進するため、「ごみを減らそう」とするインセンティブを与え、ごみを多く出す者と減量に心がけている者との不公平感を解消し、最終処分場の延命化や、ひいては温室効果ガスの排出抑制につながる施策として有料指定収集袋を導入した。

これらの結果、有料化実施前年度の平成 18 年度と平成 21 年度を比較すると、可燃ごみは、14,837t(14.7%)減少し、不燃ごみは、4,019t(36.7%)減少した。

また、最終処分場の延命化のため、最終処分場で埋立処理していた焼却灰の資源化を目指した。焼却灰を高温溶融し、道路舗装用路盤材として資源化するため、平成 7 年から研究を開始し、平成 8 年度から平成 10 年度にかけて実際の道路に使用した試験舗装を行い、路盤材としての物性と有害物質の安全性の調査を行った。その結果、施工性や供用性については従来の路盤材と差がなく、安全性についても問題がないことが確認された。そのため、民間委託により焼却灰を全量溶融し、これを道路舗装用路盤材として積極的に有効利用している。

平成 24 年 4 月から、さらなる資源化の促進と市民の負担軽減を目的に資源品目別戸別収集及び、商品プラスチックの資源化を実施した。

令和 4 年 3 月に改定した藤沢市一般廃棄物処理基本計画において、今後 10 年間の数値目標を次表のとおり設定している。各指標を令和元年度を基準とした場合、人口の増加によるごみの増加を考慮した推計に対し、①市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 20g、②市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は 14g の減、また、分別の徹底により、資源化率の向上を図り、③資源化率 I は 1.1%、資源化率 II は 1.6%増加とする計画としている。④最終処分率については、灰溶融資源化 100%を実施することから、0.2%以下を維持する。⑤事業系ごみ排出量については、451t 削減する計画とし、事業系ごみ対策を継続する。

一般廃棄物処理基本計画の数値目標

指 標	現 況 令和 6 年度	中間目標 令和 8 年度	最終目標 令和 13 年度
①排出抑制目標 (市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量)	747 g	833 g 以下 (R8 予測推計 14g減)	820 g 以下 (R13 予測推計 20g減)
②家庭系ごみの減量目標 (市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量)	577 g	621 g 以下 (R8 予測推計 7g減)	609 g 以下 (R13 予測推計 14g減)
③資源化率			
資源化率 I (灰溶融等資源化含まず)	24.5%	24.6%以上	25.0%以上
資源化率 II (灰溶融等資源化含む)	32.9%	34.0%以上	35.0%以上
④最終処分率	0.09%	0.2%以下	0.2%以下
⑤事業系ごみ排出量	27,491 t	34,259 t 以下 (R8 予測推計 1,038t 減)	34,219 t 以下 (R13 予測推計 1,040t 減)

3. し尿処理

戦後、し尿は農家の貴重な肥料として使用されていた。しかし化学肥料の出現と環境衛生の向上に伴って、農村還元は次第にできなくなり、市民のし尿くみ取りは、農家に代わりし尿くみ取業者によって行われるようになった。その後、市はし尿くみ取業務の円滑な遂行を図るため、9 業者の統合を指導し、昭和 33 年に有限会社藤沢清運（昭和 34 年に株式会社となる）が設立された。同会社は、くみ取ったし尿を石名坂に設けられた中間貯留槽まで運搬し、それを市が素堀りの最終処分場へ運搬し処分を行ってきた。

昭和 30 年代半ばから、このような方法も限界に達してきたので、昭和 34 年市内石川に、加温処理場（し尿処理施設能力 126 キロリットル/日）の建設に着手し、昭和 36 年から衛生的に処理されるようになった。

その後、し尿くみ取業務の公共性と市民サービスの向上を図るため、昭和 37 年 4 月に株式会社藤沢清運を株式会社藤沢市興業公社に改組（資本金 600 万円のうち市が 200 万円を出資その後、平成 6 年無償増資等を経て、現在市出資額は 5,668 千円）し、くみ取料金の人頭制導入、市負担金の交付等により業務運営の適正化を図った。

一方、昭和 36 年に運転開始したし尿処理施設は、増え続けるし尿くみ取量に対応するため、昭和 40 年に至り更に増設（63 キロリットル/日）をした。

また、昭和 40 年代に入り、下水道敷設区域の拡大とし尿浄化槽の普及に伴ってくみ取し尿は減少し、反面浄化槽汚泥が増大してきたので、これに対処し昭和 52 年には、浄化槽汚泥受入れ設備の設置を行った。

さらに、昭和 53～54 年度には脱臭装置の設置、昭和 56 年度から 2 か年で浄化槽汚泥処理を中心とした施設（生し尿処理系列 84 キロリットル/日ー浄化槽汚泥処理系列 250 キロリットル/日）に改造した。

昭和 61 年度には、し尿等の処理水に対し、凝集沈殿槽を新設し圧送管のスケールの付着防止を図った。また、浄化槽の適正な管理及び施設管理者（浄化槽設置者）の負担軽減を図るため、昭和 63 年 10 月から浄化槽清掃料金の助成を行っている。

平成に入り、生し尿の大幅な減少と、昭和 36 年から使用してきた、し尿処理施設の老朽化に対応して、施設の改修を行った。

この改修工事は、生し尿処理系列の施設を平成 4～5 年度で撤去し、昭和 56～57 年度で建設した浄化槽汚泥処理施設を最大限活用するもので、生し尿と浄化槽汚泥を混合処理できるよう改修整備した。

また、新たに処理能力が 230 キロリットル/日の前処理施設を設置したため、それまで続けてきた夜間勤務を廃止することができた。

平成 30 年度に県道拡幅のためのセットバック工事を行い、放流ポンプ等を移設更新した。

令和 2 年度に乾式脱臭装置を更新した。

4. 災害廃棄物の処理

国は東日本大震災の経験を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針（環境省、平成26年3月）」を策定し、災害時における廃棄物の処理について、平常時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」を平成27年7月に公布等して、災害廃棄物処理対策を進めている。また、神奈川県では、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画（神奈川県、平成29年3月）」を策定し、県と市の役割を定めている。

本市においては、この法律改正における、「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置の届出の特例の追加」及び「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加」に対応するため、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正した。

また、平成30年3月に「藤沢市災害廃棄物処理計画」を策定し、発災時に本市で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を行うとともに、早期の復旧・復興を行うことが可能となるよう努めている。

平成27年2月に藤沢市資源循環協同組合、平成29年8月に（株）藤沢市興業公社との災害廃棄物の処理等に関する協定書を見直し、仮置場の管理やし尿の収集について記載内容を追加した。

平成28年12月に神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間における一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書を見直すとともに平成31年3月にDOWAグループを代表するDOWAエコシステムと災害廃棄等の処理に関する基本協定を締結した。

5. ごみ処理広域化

平成9年度に、ごみ処理に関する種々の課題に対応するため、「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付衛環173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」（以下、「平成9年通知」という。）が示された。この中で各都道府県はごみ処理の広域化に向け、ダイオキシン類削減対策やマテリアルリサイクルの推進等を目的とした実施計画を策定することが示され、神奈川県は、平成9年通知に基づき平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定した。

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「神奈川県ごみ処理広域化計画」（現「神奈川県循環型社会づくり計画」）において、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、お互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするとともに、事業実現に向けた「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を平成20年3月に策定し、平成23年度、平成28年度と2度の改定を行った。

平成30年度に、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、ごみ処理をとりまく状況が大きく変化していること、人口減少・人口構造の変化、災害廃棄物処理への対応などを踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくために「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月29日環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」において以下の項目が示された。

- ①持続可能な適正処理の確保
- ②気候変動対策の推進
- ③廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進
- ④災害対策の強化
- ⑤地域への新たな価値の創出

この平成31年の通知に基づき、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を令和3年度に改定し、計画期間を令和4年度から令和18年度とした。

藤沢市、寒川町に1施設ずつある、し尿処理施設とも行政人口の減少や下水道普及率の向上により、将来の搬入量予測に対し既存施設規模に余剰が生じることが見込まれる。しかしながら、浄化槽の維持管理で発生する汚泥及び仮設トイレのし尿の排出が見込まれるため、今後とし尿処理施設は必要であり、施設の老朽化、延命化等が課題となっている。そのため令和5年3月に、将来的な課題解決を目的に「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」を策定した。この方針に基づき、藤沢市への集約化を図るため、令和6年度に、地方自治法上の事務の委託に関する手続きとして、「し尿等処理に関する事務の委託に関する規約」及び「し尿等処理に関する事務の委託に関する協定書」を締結した。

Ⅲ. 清掃事業の沿革

6. 年譜

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
明治 33	汚物掃除法 下水道法(旧)制定			
昭和 5	” (1部改正)ごみの清掃は、市町村の義務となる			
10				個人の生業としての清掃業者が出現。(10年頃)
20				業者と住民との個々の契約によってくみ取りが行われ、農村へ肥料として、或いは自家用肥料として処理された。(20年以降)
22		民間によるごみ収集開始		
25		市直営によるごみ収集開始(有料) 生ごみ直接埋立		
26				清掃業者 3 業者から 6 業者に増加(26年)
29	清掃法制定(汚物掃除法廃止)	石名坂塵芥焼却場建設に着手(30年度竣工)		清掃法施行時には 9 業者となる。樽にくみ取り、天秤、リヤカーで運搬され農村で肥料として利用された。
33	下水道法(新法)制定	焼却炉の固定式パッチ炉が機械化される。		9 業者が合同し(有)藤沢清運を設立。このころのし尿は、各家庭から藤沢清運がくみ取り中間貯留槽まで運搬、貯留槽から市により農村の肥料溜へ、その後素堀の地下浸透処分場へ運搬処分していた。
34				加温処理場(し尿処理施設)着工 34.10(処理能力 126kl/日)竣工 36.6

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
36	藤沢市じんかい焼却場規則制定			
37				(株)藤沢清運は(株)藤沢市興業公社に改組(資本金 600 万円、市 200 万円出資)
39	藤沢市公衆便所条例制定	各戸収集から集積場収集方式(集積場へ容器で排出、定日収集)に改められると共に収集手数料の無料化の実施 塵芥収集車の導入		加温処理場増設(着工 39.10、竣工 40.11) 増設分 63kl/日 下水道業務開始
40		石名坂塵芥焼却場増設		
42	公害対策基本法制定			汚水処理水を再処理のため藤沢市南部下水処理場へ圧送開始(42.5)
45	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定	北部清掃事業所(旧加温処理場)にごみ焼却施設建設(着工 45.8、竣工 47.5、150t/、1 基連続焼却炉) 普通ごみ、粗大ごみの分別収集開始 粗大ごみ原型最終処分場建設(石名坂)		
46	環境庁設置	日本住宅公団団地(善行、辻堂、藤沢)の普通ごみ委託収集実施		
47	廃棄物処理施設整備緊急措置法制定	市内全域粗大ごみの委託収集実施		
48	藤沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	北部清掃事業所にごみ焼却施設増設(2 号炉、着工 48.9、竣工 49.10、150t/日、1 基、連続焼却炉)		

Ⅲ. 清掃事業の沿革

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
48		市内全域普通ごみの週 2 回定 日収集実施		
49		粗大ごみ隔月に分別収集始め る(49.7)		
51				北部清掃事業所に浄化槽汚泥 受入設備設置(竣工 52.3 、 200kl/日)
52	一般廃棄物の最終処分場及び 産業廃棄物の最終処分場に係 わる技術上の基準を定める命 令、制定		ごみ減量推進本部設置(52.4) 資源ごみ収集開始(53.2)	
53		桐原清掃事業所建設(着工 53.6、竣工 54.3、破砕処理能 力 50t/5h)		北部清掃事業所のし尿処理施 設の脱臭設備設置(竣工 53.4)
54		谷根最終処分場建設(着工 53、 竣工 54、埋立期間 54～62.3) 清掃事業センター建設(着工 54.9、竣工 55.3) 長後中分最終処分場建設(埋 立期間 56～61.8) 葛原最終処分場建設(着工 54.9、竣工 56.3、埋立期間 55 ～H6)		北部清掃事業所のし尿処理施 設脱臭設備(コルパック直焰 式)(着工 54.12、竣工 55.3)
56	廃棄物処理施設整備緊急措置 法一部改正 広域臨海環境整備センター法 制定	石名坂清掃センター(現・石 名坂環境事業所)建設着工 (56.9)(130t/日×3基、流動床 炉)		北部清掃事業所のし尿処理施 設改造浄化槽汚泥処理施設、 生し尿処理施設改造(着工 56.12、竣工 57.10) (処理能力、生し尿 84kl/日 浄化槽汚泥 250kl/日に変更)
58	浄化槽法制定	石名坂清掃センター(現・石 名坂環境事業所)(竣工 59.3)		

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
59		境川へ除じん機設置(竣工 59.4)		
60		桐原清掃事業所内の破砕高 分子圧縮梱包施設を賃借使用 (59.12~62.12、40t/日)		
61		石名坂清掃センター(現・石 名坂環境事業所)の余熱利用 による石名坂温水プール建設 (着工 60.9 竣工 61.10)		
62		北部清掃事業所の焼却施設改 修(1号炉 150t/日、1基、全連 続燃焼式、着工 61.9、竣工 62.11)		北部清掃事業所のし尿処理施 設の凝集沈殿設備建設(着工 61.11.17、竣工 62.3.12)
63		北部清掃事業所の粗大ごみ破 砕処理施設建設(30t/5h 破砕 機、着工 61.9、竣工 62.10)		
平成元	医療廃棄物の適正処理につい て(平成元年 11 月 13 日付衛 環第 174 号、厚生省生活衛生 局水道環境部長)	葛原第二最終処分場用地取得 海岸清掃車(ビーチクリーナ ー1台)購入(62.5)		
		葛原第二最終処分場建設(着 工 62.9、竣工 H 元.3、埋立期 間 H 元~H11 予定)		
		桐原清掃事業所粗大ごみ破砕 施設改修(着工 63.2、竣工 H 元.3)		
		谷根最終処分場埋立完了に伴 う谷根運動場設置(着工 63、竣 工 63)	コンポストモニター制実施 (63~H2)	し尿浄化槽清掃費助成開始 (63.10.1 下水道処理区域を除 く)
		北部清掃事業所の焼却施設改 修(2号炉、150t/日、全連続燃 焼式、着工 H2、竣工 H3.2)		

Ⅲ. 清掃事業の沿革

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
元		引地川に除じん機設置(着工 H 元.12、竣工 H2.6)		
2	資源の利用の促進に関する法律制定		藤沢市ごみ対策会議 設置 (H2.10.1) 増加するごみの対策として各種の施策に取り組むことが必要である旨提言を受けて H4.3.31 終了	
3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(平成 3 年 10 月 5 日の法律第 95 号)	(公財)かながわ海岸美化財団の設立と共に、市が実施していた海岸清掃を同財団に移譲(H3.4.1) 用田女坂最終処分場用地取得	コンポスト容器の購入助成 大型ごみコール制村岡地区をモデルとして実施(H3.7.1～ H4.9.30、戸別収集、無料)	
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正 藤沢市ごみ減量基金条例(H4.6.18 条例第 12 号) 藤沢市廃棄物減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(H5.3.29)及び同規則の制定(H5.3.30)	大型ごみコール制導入に伴いごみ区分の変更 変更前 変更後 普通ごみ 可燃ごみ 資源ごみ 資源ごみ 粗大ごみ ー大型ごみ ー不燃ごみ	大型ごみ有料によるコール制全市域一斉実施(H4.10.1～) 戸別収集 1 点 500 円 空缶処理施設建設(着工 H3.12、竣工 H4.3) 処理能力 12t/日 ごみ減量リサイクルシンボルマークの制定(H5.1)	北部清掃事業所のし尿処理施設の改修(着工 H4.10、竣工 H6.3.31)
5			石名坂清掃センター(現・石名坂環境事業所)から排出される焼却不燃物を再生し、道路路盤材として有効利用(H5.7.1～)	
6	一般廃棄物処理基本計画策定(H7.3)	大型冷蔵庫、エアコンのフロンガス収集開始(H6.4.1) 女坂最終処分場建設(着工 H6.9、竣工 H9.3)	資源ごみの収集回数を従来の月 1 回から月 2 回に変更(H6.7.1) 市内各市民センター等 22 ヶ	し尿処理水放流先を東部下水処理場に変更(H6.10)

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
6			所で牛乳パックの拠点収集実施(H6.9.1)	
7	環境部創設、環境政策課、減量推進課設置 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)公布 (H7.6)		秋葉台リサイクル展示場開設(H7.4) 実験として焼却灰の熔融処理を開始	
8	藤沢市環境基本条例制定(H8.9.20) ダイオキシン新ガイドライン知(H9.1.23)		電動生ごみ処理機のモニター実施(H8.10) 半透明袋モデル地区実施(H8.10)	
9	容器包装リサイクル法対象(ペットボトル、ガラス製容器)拡大(H9.4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部施行(H9.12)	石名坂環境事業所ダイオキシン恒久対策に着手、H9.10～H12.3(国庫補助対象事業) 南部収集事務所建設(竣工H11.2)	透明・半透明袋市全域へ拡大(H9.4) 牛乳パック資源ごみ収集開始(H9.4) ペットボトルモデル地区収集開始(H9.6) 女坂チップ化施設の設置(H9.8)	
10	環境基本計画策定(H10.5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部施行(H10.6) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布(H10.6)	市内2拠点収集体制開始(H11.4)	ペットボトルモデル地区収集拡大(H10.4) 家庭用電動生ごみ処理機購入補助開始(H10.6)	
11	ダイオキシン類対策特別措置法公布(H11.7) 一般廃棄物処理基本計画策定(H12.3)		ペットボトル全市域収集開始(H11.4)	
12	環境政策課から環境管理課へ			

Ⅲ. 清掃事業の沿革

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
12	<p>改称(H12.4)</p> <p>容器包装リサイクル法対象 (プラスチック製容器包装、 紙製容器包装) 拡大 (H12.4)</p> <p>建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律(建設リサ イクル法)公布(H12.5)</p> <p>循環型社会形成推進基本法公 布(H12.6)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関す る法律の一部改正(H12.6)</p> <p>再生資源の利用の促進に関す る法律の一部改正(H12.6)</p> <p>食品循環資源の再利用等の促 進に関する法律 (食品リサイ クル法) 公布(H12.6)</p> <p>循環型社会形成推進基本法完</p>			
13	<p>全施行(H13.1)</p> <p>家電リサイクル法完全施行 (H13.4)</p> <p>資源有効利用促進法全面改 正、施行(H13.4)</p> <p>食品リサイクル法完全施行 (H13.5)</p>		<p>雑紙(包装紙・ポスター・カレ ンダー等)資源分別収集開始 (H13.4)</p> <p>家電リサイクル法完全実施に 伴い、大型ごみ収集品目から 家電4品目(テレビ・エアコン・ 冷蔵庫・洗濯機)を除外</p> <p>プラスチック製容器包装モデ ル地区収集開始(H13.10)</p>	
14	<p>建設リサイクル法完全施行 (H14.5.30)</p> <p>使用済自動車の再資源化等に 関する法律(自動車リサイク ル法)制定(H14.7)</p>	<p>北部環境事業所焼却施設改修 (2号炉)(着工 H14.6、竣工 H16.3)</p>	<p>プラスチック製容器包装全市 域収集開始(H14.10)</p>	

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
14	フロン回収破壊法完全施行 (H14.10.1) 神奈川県生活環境の保全等に 関する条例の一部を改正する 条例(H14.10.1)公布			
15	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律の一部改正(H15.12.1)		資源有効利用促進法に基づく 家庭用使用済パソコンの収集・ リサイクル開始(H15.10) 大型ごみ及び不燃ごみ中の小 型家電のリサイクル化 (H15.10)	
16	自動車リサイクル法完全施行 (H17.1.1) 減量推進課廃止	DBO(公設民営)方式により北 部環境事業所1号炉更新工事 着工(H16.9) 卓上ガスボンベの無料引き取 りを市民センター、公民館で 開始(H17.3)	プラスチック製容器包装毎週 収集開始(H16.4) ペットボトルの収集日を資源 収集日に変更 パソコンリサイクルにメーカ ー不在品を追加(H16.7) オートバイのリサイクルシス テム開始(H16.10) 藤沢市長が藤沢市廃棄物減量 等推進審議会に対し「ごみ処 理有料化の導入について」諮 問(H16.11)	
17	一般廃棄物処理手数料一部改 正(H17.4.1) 「廃棄物の減量その他その適 正な処理に関する施策の総合 的かつ計画的な推進を図るた めの基本的な方針」の一部改 正(H17.5.26)	「特別大型ごみ(13品目)」を指 定(H17.4)	藤沢市廃棄物減量等推進審議 会が藤沢市長に「ごみ処理有 料化の導入について」答申 (H17.11)	し尿汲取料金(従量制)改定 36リットルにつき150円 → 200円

Ⅲ. 清掃事業の沿革

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
17	環境基本計画改定 (H18.3) 地球温暖化対策地域推進計画 策定 (H18.3)			
18	藤沢市廃棄物の減量化、資源 化及び適正処理等に関する条 例の一部改正 (資源物の持ち 去り禁止) (H18.4)	可燃ごみ、不燃ごみの戸別収 集を一部モデル地区で開始 (H18.4) 北部環境事業所 1 号炉更新工 事竣工 (H19.3)	秋葉台大型ごみ再生工場を秋 葉台リサイクル展示場に統合 (H18.4)	
19	藤沢市環境基金条例施行 (H19.4.1) (「藤沢市ごみ減量 基金条例」を一部改正) 藤沢市きれいで住みよい環境 づくり条例制定(H19.6.29) 「藤沢市きれいで住みよい環 境づくり条例」に基づき、藤 沢駅周辺を路上喫煙禁止区域 に指定 (H19.12)	全市戸別収集開始 (H19.4) 藤沢市一般廃棄物処理計画の 改訂により石名坂環境事業所 1 号炉休止 (H20.3)	ごみ処理有料化開始(H19.10)	
20			ごみの分別、減量・資源化に 対する市民の利便性を図るた め、インターネットでごみの 分別方法や収集日程を検索で きる「ごみ検索システム」を 導入(H20.7.10)	
21	環境管理課を資源廃棄物対策 課に改称するとともに、地球 温暖化業務を経営企画部環境 都市政策課 (新設) へ移管 家電リサイクル法一部改正 「藤沢市きれいで住みよい環 境づくり条例」に基づき、湘 南台駅周辺を路上喫煙禁止区 域に指定 (H21.4)		家電リサイクル法対象品目に 液晶・プラズマテレビ及び、 衣類乾燥機が追加されたこと から、これらの品目を大型ご みから除外 女坂チップ化施設閉鎖 (H21.3)	

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
22	環境基本計画策定 (H23.3) 地球温暖化対策実行計画策定 (H23.3)	資源品目別戸別収集を一部モデル地区で開始(H22.4) DBO+DBM方式(公設民営)により(仮)藤沢市リサイクルセンター建設工事着工(H22.9)	秋葉台リサイクル展示場でのリサイクル家具の展示・販売を(株)藤沢市興業公社の自主事業化(H22.4)	
23	「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、辻堂駅北口周辺を路上喫煙禁止区域に指定 (H23.12)	資源品目別戸別収集モデル地区を市域の10%に拡大(H23.4)	資源品目別戸別収集モデル地区にて、不燃ごみ、大型ごみとして収集してきたプラスチック製製品を新たに資源(品目名:商品プラスチック)として収集(H23.4)	
24		資源品目別戸別収集及び商品プラスチック資源化全市実施(H24.4)		
25	企画政策部環境都市政策課と統合(環境都市政策課は廃止)し、資源廃棄物対策課を環境総務課に改称 小型家電リサイクル法施行(H25.4.1) 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正(技術管理者の資格)(H25.4) 「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、辻堂駅西口・南口周辺を路上喫煙禁止区域に指定 (H25.12) 環境基本計画改定 (H26.3) 地球温暖化対策実行計画改定 (H26.3)	老朽化により北部環境事業所2号炉廃止 (H25.11) (仮)藤沢市リサイクルセンター環境啓発棟竣工 (H26.1) (仮)藤沢市リサイクルセンターの施設名称をリサイクルプラザ藤沢に決定 (H26.2)	茅ヶ崎市・寒川町と共同で、環境省による「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(市町村提案型)を実施 (H25.10~H26.3)	

Ⅲ. 清掃事業の沿革

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
26	藤沢市環境基金条例の一部改正 (H27.3.10)	葛原第二最終処分場上部整備 工事着工 (H26.9)	市民の利便性向上を図り、適正排出を促進するため、スマートフォン用のアプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」を導入 (H27.3.20)	
27	藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 (生活環境影響調査結果の縦覧等) (H27.12)	本雑誌と雑がみの統一した戸別収集実施 スプリングマット・自転車・羽毛布団の資源化 くずはら山広場供用開始 (H27.10) 引地川除じん機のウインチの電動モーター故障により、引地川除じん機を一部撤去 (H28.3)		
28	「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、市内全駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定 (H29.2) 環境基本計画改定 (H29.3) 地球温暖化対策実行計画改定 (H29.3)	石名坂環境事業所における災害時の電力提供とエネルギーの地産地消実証事業を実施 (H28.7～R3.3) 石名坂環境事業所で売電を開始 (H29.2)	生ごみ処理器の購入補助に削減型生ごみ処理器：キエーロを追加 (H28.4) ごみや資源の分別促進等を目的にわかりやすい「環境関連動画」を作成・配信 (H28.7) ボタン電池・小型充電式電池を特定処理品目の電池類に追加 (H28.12)	
29	藤沢市災害廃棄物処理計画策定 (H30.3) 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 (一般廃棄物処理手数料一部改定) (H30.3)	資源持ち去り多発地区において、新聞の戸別収集を試行実施 (H29.4) 北部環境事業所余剰電力地産地消事業を実施 (H29.4～H33.3 予定) 北部環境事業所新 2 号炉建設工事着工 (H30.2)		し尿汲取料金改定

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
30		引地川除じん機を撤去 (H31.2)	秋葉台リサイクル展示場を閉場 (H31.2)	県道拡幅のためのセットバック工事を行い、放流ポンプ等を移設更新
令和元	プラスチック資源循環戦略 定(R1.5)			
	食品ロス削減推進法施行 (R2.10)			
2	藤沢市気候非常事態宣言 (R3.2)	環境事業センター(南北統合事務 所) 建設工事着工(R3.6)	日本財団・セブン-イレブンジ ャパンと連携し、市内セブン- イレブン店舗にペットボトル 回収機を設置(R2.8)	乾式脱臭装置更新 (着工 R2.9.2~R3.3.16)
3	環境基本計画改定(R4.3)			
	地球温暖化対策実行計画改定 (R4.3)			
	一般廃棄物処理基本計画改定 (R4.3)			
4	プラスチック資源循環法施行 (R4.4)			
5	藤沢市廃棄物の減量化、資源 化及び適正処理等に関する条 例の一部改正について(事業 系一般廃棄物に係る受入拒否 等の措置)(R5.4)	環境事業センター(南北統合事務 所) 建設工事竣工(R5.1)		
	デコ活宣言(R5.8)	石名坂温水プールへの余熱の提 供停止 (R5.2)		
		北部環境事業所新 2 号炉建設工 事竣工(R5.3)		
		石名坂環境事業所 2 号炉休止 (R5.3)		
6	資源循環の促進のための再資 源化事業等の高度化に関する 法律施行 (R6.5)	石名坂環境事業所新 1 号炉基幹 的設備改良工事着工 (R6.9)		
	資源循環の促進のための再資 源化事業等の高度化に関する 法律一部施行 (R7.2)	葛原最終処分場廃止(R7.3)		

7. ごみ最終処分場の沿革

名 称	所 在 地	用地面積	処分面積	総容量 〔廃棄物〕 〔覆土〕	対 象 物	埋 立 期 間 (年 月)	浸出液処理方式	土地権利関係	後 利 用 計 画
石名坂	本藤沢2丁目 6034番地	37,000 m ²	37,000 m ²	370,000 m ³	不燃ごみ 粗大ごみ	S45.4～S54.6	—	市有地	広場
長後上谷台		—	8,600 m ²	—	焼却残灰	S47～S48	—	借地	—
長後中分 (1次)	長後中分 1962	25,330 m ²	25,330 m ²	58,000 m ³	〃	S48.5～S56.10	—	〃	—
谷根	大鎌谷根 1264	23,600 m ²	14,000 m ²	62,200 m ³ ┌38,500┐ └23,700┘	破碎不燃物 プラスチック類	S54.7～S62.3	回転円板＋凝集沈殿 50t/日	市有地	多目的 運動場
葛原	葛原 1777	31,411 m ²	23,000 m ²	156,300 m ³ ┌127,500┐ └28,800┘	破碎不燃物 固化灰	S55.8～H7.3	回転円板＋凝集沈殿 ＋砂ろ過＋活性炭	市有地 一部借地	—
長後中分 (2次)	長後 1916	13,780 m ²	11,000 m ²	44,200 m ³ ┌36,800┐ └7,400┘	焼却残渣	S56.10～S61.8	回転円板＋凝集沈殿	借地	山林、畑
葛原第二	葛原 1800	26,700 m ²	19,700 m ²	158,700 m ³ ┌116,000┐ └44,000┘	焼却灰 破碎不燃物	H1年～H22.11	回転円板＋凝集沈殿 ＋砂ろ過＋活性炭	市有地	広場
女坂	用田 150	27,200 m ²	17,700 m ²	200,000 m ³ ┌159,200┐ └40,800┘	〃	H9.10～R25 予定	凝集沈殿＋砂ろ過 ＋活性炭、下水道放 流	〃	—

IV. 決算及び統計

1. 清掃関係費推移

科目	年度	R2年度 決算額	R3年度 決算額	R4年度 決算額	R5年度 決算額	R6年度 決算額
藤沢市一般会計歳出総額		199,310,296	175,915,210	173,815,008	168,176,868	175,136,438
環境保全費		1,233,359	1,288,879	1,480,836	1,607,301	1,699,226
環境保全費		1,233,359	1,288,879	1,480,836	1,607,301	1,699,226
生活環境費のうち清掃に関する事業費		63,597	74,287	83,892	78,007	60,437
河川ごみ除去対策事業費		1,060	933	1,231	1,377	2,715
海岸美化関係費		52,495	56,948	64,234	65,412	47,086
不法投棄防止等対策費		6,859	13,335	14,324	7,532	7,712
生活環境美化推進費		3,183	3,071	4,103	3,686	2,924
衛生費		15,724,040	24,930,826	24,462,850	16,800,947	16,339,889
保健衛生費		5,461,974	9,663,919	9,886,910	6,984,491	6,340,637
環境衛生費		61,910	35,517	42,336	47,268	36,967
生活環境団体等指導育成費		2,407	2,117	2,353	2,352	2,365
公衆便所管理費		30,676	33,400	35,583	32,679	34,602
公衆便所整備費		28,827	0	4,400	12,236	0
清掃費		8,527,901	13,423,199	12,557,900	7,871,026	7,979,746
清掃総務費		2,861,878	2,845,314	2,811,453	2,814,824	2,850,931
給与費		1,851,003	1,817,884	1,836,620	1,815,069	1,851,593
一般清掃総務費		102,306	89,291	3,602	3,662	2,297
ごみ減量推進事業費		260,338	256,912	293,506	333,680	325,013
環境基金積立金		648,231	681,228	677,725	662,412	672,029
塵芥処理費		5,466,810	10,441,404	9,607,328	4,874,138	4,985,893
塵芥収集関係費		1,987,057	1,882,869	1,846,487	1,971,395	1,962,052
塵芥処理関係費		2,076,794	2,158,883	3,225,699	2,298,791	2,383,414
最終処分場関係費		135,807	132,967	135,181	144,711	139,304
リサイクルプラザ関係費		284,998	273,733	288,284	301,721	308,131
プラスチック中間処理施設運営費		142,626	142,626	143,353	143,906	177,992
一般廃棄物中間処理施設関係費		839,528	5,832,365	3,965,581	13,615	15,000
し尿処理費		199,212	136,482	139,119	182,064	142,922
し尿収集関係費		41,609	41,575	44,042	40,493	35,617
し尿処理関係費		147,598	84,666	85,539	131,449	97,991
浄化槽清掃助成関係費		10,005	10,241	9,538	10,121	9,314
清掃関係に属するものの合計		8,653,407	13,533,004	12,684,128	7,996,301	8,077,150
一般会計に対する清掃関係費の割合(%)		4.34	7.69	7.30	4.75	4.61

(注)生活環境費については清掃関係費のみを記載し、その合計値としました。
 清掃関係に属するものの合計は、生活環境費、環境衛生費、清掃費の合計値としました。
 継続費・繰越明許費・事故繰越に係る経費は、当該事業費に合算しています。
 数字の単位未満は四捨五入しているため、内訳と合計は一致しない場合があります。

IV. 決算及び統計

2. ごみ処理実績の経年変化

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口		423,894	426,678	428,837	431,286	434,568	436,832	440,487	443,451	443,986	443,757
世帯数		180,170	182,788	185,282	187,737	190,990	193,714	197,025	200,139	201,943	203,926
家庭系	t/年	102,380	101,816	100,674	100,272	102,701	104,323	101,402	98,950	94,768	93,451
可燃ごみ	t/年	58,243	58,466	57,692	57,057	58,262	58,520	57,760	57,137	54,738	54,062
収集量	t/年	58,008	58,172	57,565	56,940	58,009	58,384	57,592	56,989	54,595	53,849
市直営	t/年	24,490	24,605	24,223	23,894	24,381	24,512	24,158	23,960	22,730	22,416
石名坂	t/年	17,927	18,335	18,693	18,598	20,758	20,935	19,384	18,011	164	157
北部	t/年	6,563	6,269	5,530	5,296	3,623	3,577	4,774	5,949	22,566	22,258
委託公社	t/年	33,518	33,567	33,343	33,045	33,627	33,872	33,434	33,029	31,865	31,433
石名坂	t/年	20,703	20,969	20,649	21,014	21,875	22,037	21,808	20,941	22,768	23,034
北部	t/年	12,815	12,598	12,694	12,032	11,752	11,835	11,626	12,087	9,097	8,399
団地委託	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石名坂	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北部	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接搬入量	t/年	235	294	127	118	215	60	83	95	62	144
不燃ごみ	t/年	8,945	8,887	8,766	8,902	9,766	10,011	9,158	8,558	8,381	8,253
収集量	t/年	7,251	7,111	7,201	7,283	7,701	8,383	7,518	6,996	6,731	6,691
直接搬入量(大型ごみ含む)	t/年	1,694	1,776	1,565	1,618	2,065	1,628	1,640	1,563	1,650	1,562
大型・特別大型ごみ	t/年	2,855	2,824	2,867	3,039	3,131	3,363	3,301	2,991	2,933	2,882
切断ごみ(持ち込み・大型ごみ含む)	t/年	438	434	374	408	587	410	410	471	437	448
資源収集量	t/年	31,899	31,205	30,975	30,866	30,956	32,019	30,773	29,792	28,278	27,805
直接収集量	t/年	31,528	30,837	30,596	30,477	30,558	31,611	30,376	29,465	27,948	27,420
新聞	t/年	2,399	2,202	2,055	1,815	1,607	1,295	1,288	1,190	1,042	962
雑誌	t/年	9,941	9,549	9,291	9,124	9,028	8,768	8,006	7,809	7,283	6,942
雑紙	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール	t/年	3,849	3,823	3,762	3,784	3,866	4,489	4,492	4,389	4,132	4,098
牛乳パック	t/年	185	182	175	178	179	193	185	179	169	164
布	t/年	2,104	1,999	2,036	2,083	2,154	2,468	2,205	2,030	1,961	1,947
缶	t/年	1,233	1,207	1,220	1,217	1,236	1,359	1,335	1,254	1,223	1,165
商品ブラ(搬入)	t/年	83	80	76	81	92	107	120	140	135	265
ビン	t/年	3,154	3,066	3,056	2,932	2,917	3,140	3,049	2,961	2,851	2,705
廃食用油	t/年	208	209	212	224	246	223	197	188	183	152
PETボトル(直営収集)	t/年	1,288	1,373	1,363	1,579	1,598	1,583	1,596	1,621	1,628	1,483
その他ブラ容器	t/年	6,962	7,037	7,235	7,345	7,528	7,876	7,797	7,607	7,257	7,453
剪定枝(コール制)	t/年	121	110	115	115	106	110	107	96	83	84
剪定枝(石名坂搬出分)	t/年	369	366	373	382	391	399	391	320	323	377
使用済み小型家電	t/年	2	2	5	8	7	8	7	7	8	8
事業系	t/年	36,910	36,460	36,429	35,933	34,670	29,002	29,120	29,983	28,390	27,491
可燃ごみ	t/年	35,597	35,250	35,460	35,061	33,793	28,337	28,552	29,425	27,790	26,923
収集量	t/年	31,145	31,147	31,231	30,910	29,892	24,792	25,407	26,463	25,234	24,306
直接搬入量	t/年	4,453	4,103	4,229	4,151	3,901	3,546	3,144	2,962	2,556	2,617
不燃ごみ	t/年	262	264	231	231	296	192	168	196	195	193
直接搬入量	t/年	262	264	231	231	296	192	168	196	195	193
切断ごみ(持ち込み)	t/年	1,051	946	738	641	581	473	400	362	404	375
リサイクル展示場	t/年	32	29	28	20	0	0	0	0	0	0
生ごみコンポスト	t/年	5,772	5,789	5,853	5,896	5,944	6,022	6,059	6,152	6,297	6,276
ごみ排出量	t/年	139,290	138,276	137,103	136,204	137,371	133,325	130,522	128,932	123,157	120,941
ごみ発生量	t/年	145,094	144,094	142,984	142,120	143,316	139,347	136,581	135,085	129,455	127,217
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	898	883	871	856	862	829	806	793	760	747
1人1日当たりごみ発生量	g/人・日	935	921	908	894	899	867	844	831	799	785
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	660	650	640	630	644	649	626	609	585	577
1人1日当たりの要処理量	g/人・日	692	684	674	662	667	630	616	610	586	575
1人1日当たりの家庭系要処理量	g/人・日	454	451	443	436	450	450	436	426	411	405
1日当たり事業系ごみ発生量	t/日	101	100	100	98	95	79	80	82	78	75

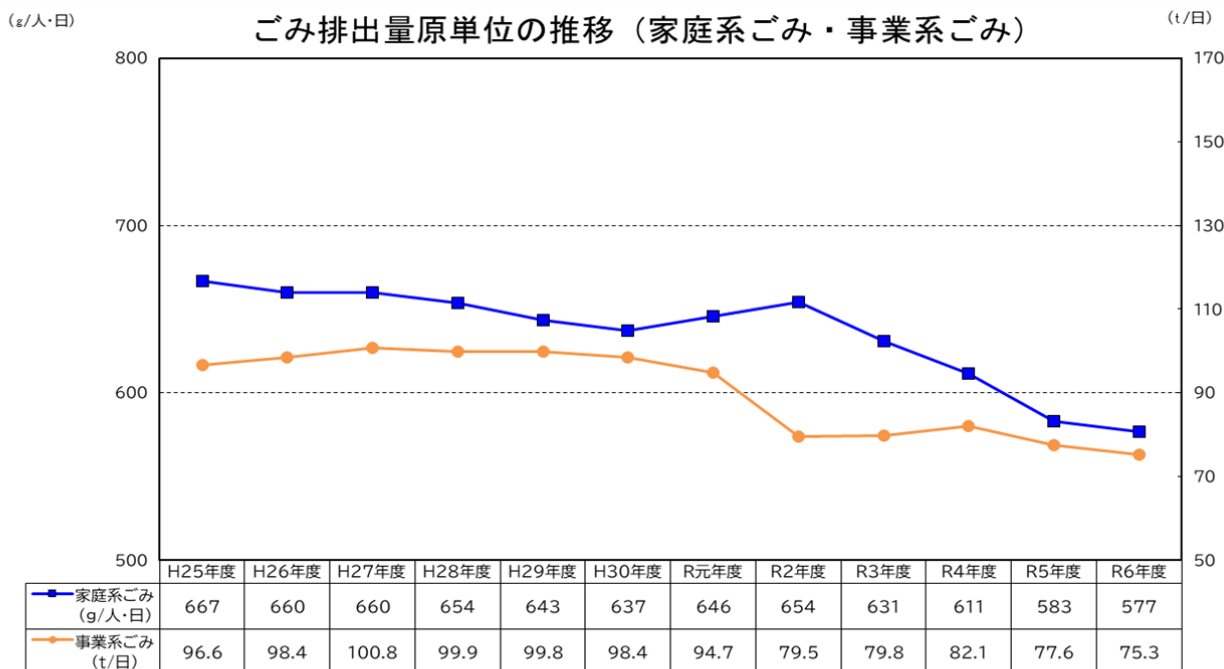
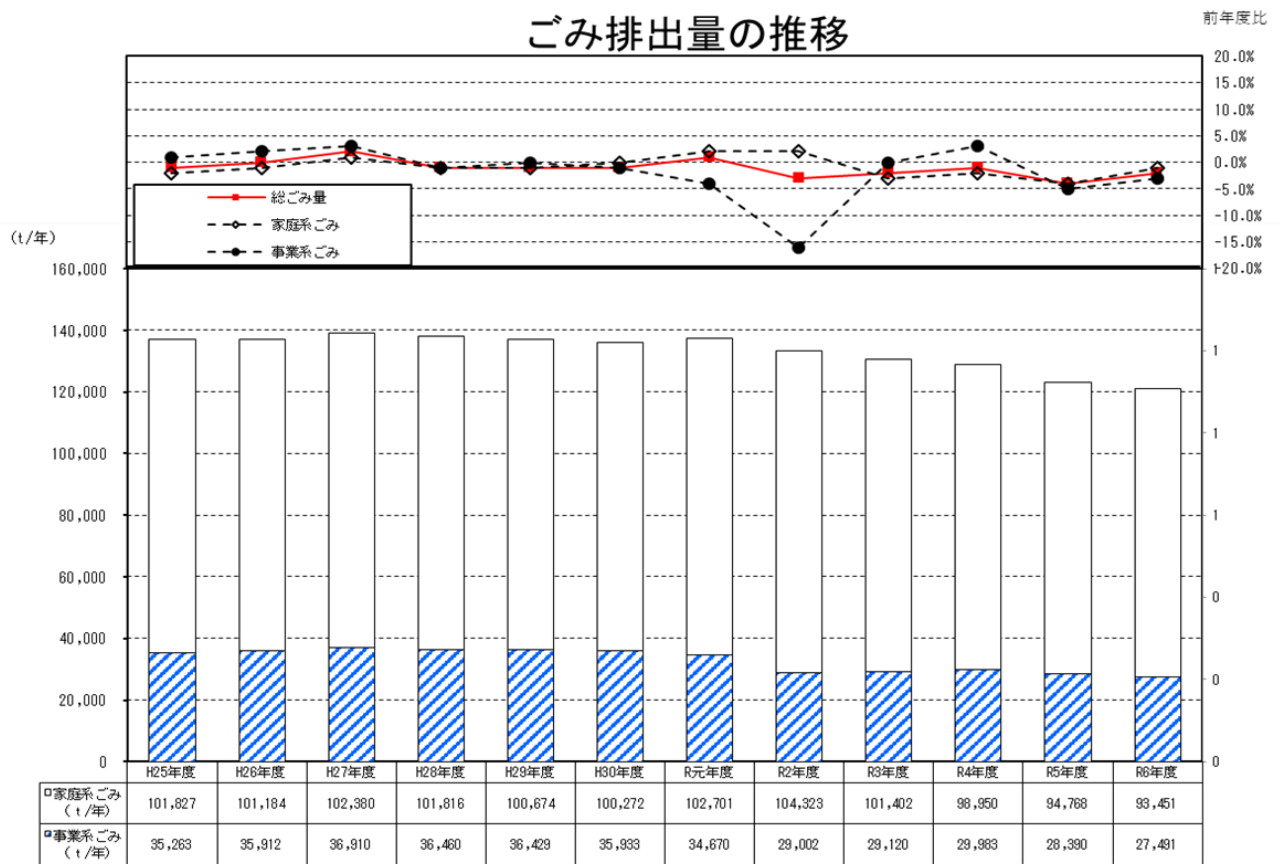
IV. 決算及び統計

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
破砕選	搬入量	t/年	13,419	13,308	13,062	13,198	14,170	14,561	13,564	12,623	12,432	12,336	
	RP藤沢(桐原含む)	t/年	11,930	11,927	11,950	12,150	13,002	13,679	12,754	11,789	11,591	11,513	
	石名坂(切断ごみ)	t/年	1,489	1,380	1,112	1,049	1,168	882	810	834	841	823	
	搬出量	t/年	12,931	12,876	12,505	12,556	13,397	13,824	12,953	12,130	11,870	11,858	
	破砕量	t/年	10,546	10,446	10,495	10,484	11,219	12,136	11,116	10,375	10,130	10,187	
	R P 藤 沢	破砕残渣	t/年	9,086	8,858	8,497	8,564	8,963	9,618	8,923	8,424	8,870	8,926
		破砕残渣(他市搬出)	t/年	0	130	536	408	660	659	659	644	0	0
		破砕大(プラ)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破砕中(可燃)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破砕アルミ	t/年	66	60	46	34	26	27	22	16	12	13
		破砕磁選物	t/年	1,385	1,399	1,416	1,477	1,572	1,832	1,512	1,292	1,248	1,247
		磁選物	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		不燃ガラ(女坂)	t/年	9	12	8	6	8	11	9	6	7	10
		石名坂環境(切断ごみ)	t/年	1,489	1,380	1,112	1,049	1,168	882	810	834	841	823
		未破砕選別	t/年	709	751	746	858	833	616	841	745	706	678
	未破砕搬出量(処理困難物)	砂入空缶	t/年	8	7	6	4	3	2	4	3	1	1
		テープ類	t/年	132	113	105	98	95	116	95	85	75	72
		未破砕くず鉄	t/年	325	393	398	509	489	473	447	400	383	370
		羽毛布団	t/年	12	16	19	20	15	18	17	15	12	11
		不燃大型市外搬出	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小型家電(大型ごみ)	t/年	231	222	218	227	230	8	276	242	236	224
		廃乾電池	t/年	97	87	87	99	101	111	106	96	109	101
		小型二次電池	t/年	1	2	2	1	2	2	2	1	2	3
		廃バッテリー	t/年	1	1	1	1	1	1	0	2	0	0
		廃タイヤ(t)	t/年	15	14	17	14	15	19	16	13	11	11
		屑鉄(t)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		廃蛍光管(t)	t/年	34	28	27	27	26	27	25	21	20	15
家電4品目(t)		t/年	7	8	3	3	3	2	2	1	1	2	
廃パソコン		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
フロン		t/年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
鉛		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
可燃手選別		t/年	15	158	16	18	29	27	37	43	50	38	
焼却処理	搬入量	t/年	105,201	104,747	103,480	102,351	102,802	98,011	96,706	96,519	92,927	91,374	
	石名坂環境事業所		57,103	60,937	62,183	60,557	61,080	58,019	57,243	55,019	25,500	26,104	
	北部環境事業所		48,098	43,810	41,296	41,794	41,722	39,991	39,463	41,500	67,426	65,270	
	可燃ごみ	t/年	93,841	93,715	93,152	92,119	92,055	86,857	86,312	86,562	82,528	80,985	
	石名坂	t/年	55,614	58,957	60,180	58,542	59,144	56,094	55,499	53,323	24,660	25,281	
	北部	t/年	38,227	34,758	32,972	33,577	32,911	30,763	30,812	33,239	57,869	55,704	
	破砕残渣(藤沢RP)	t/年	9,086	8,858	8,497	8,564	8,963	9,618	8,923	8,424	8,870	8,926	
	破砕中(可燃)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	テープ類	t/年	132	113	105	98	95	116	95	85	75	72	
	切断(石名坂)	t/年	1,489	1,380	1,112	1,049	1,168	882	810	834	841	823	
	資源残渣プラ	t/年	288	350	313	259	257	265	251	274	270	240	
	廃食用油残渣	t/年	16	17	17	16	18	20	19	15	13	16	
	可燃手選別	t/年	15	158	16	18	29	27	37	43	50	38	
	(施設間移動量)	t/年	3,653	1,516	1,298	1,276	0	0	0	0	0	0	
	脱水ケーキ	t/年	334	155	269	228	216	226	260	282	280	274	
	脱水し渣	t/年	23	24	27	27	28	23	29	25	23	26	
	テントハウス布団等切断	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	搬出量	t/年	11,591	11,016	11,173	11,022	11,027	10,616	10,215	9,994	10,071	10,129	
	灰溶融	t/年	11,488	10,921	11,080	10,925	10,932	10,532	10,126	9,911	10,051	10,103	
	加湿灰	t/年	4,146	3,904	4,277	3,893	3,868	3,753	3,607	3,316	1,081	1,259	
	焼却不燃物	t/年	1,538	1,485	1,356	1,479	1,344	1,210	1,218	1,362	532	573	
	熔融	t/年	1,538	1,485	1,356	1,479	1,344	1,210	1,218	1,362	532	573	
	焼却灰	t/年	5,804	5,525	5,421	5,459	5,496	5,417	5,172	5,161	8,438	8,271	
	他市施設焼却灰(市外搬出分)	t/年		6	26	95	224	152	129	72	0	0	
	エコセメント	t/年	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	
	固化灰	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	焼却灰	t/年	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	
	焼却磁選物	t/年	103	95	93	96	95	83	81	83	21	26	
	埋立	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

IV. 決算及び統計

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
最終処分	最終処分量	t/年	304	251	114	190	361	110	100	161	111	104
	不燃ガラ	t/年	9	12	8	6	8	11	9	6	7	10
	直接埋立量	t/年	295	239	106	185	353	100	91	155	104	95
最終処分率	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源化	直接資源化量	t/年	31,899	31,205	30,975	30,866	30,956	32,013	30,773	29,792	28,278	27,802
	新聞	t/年	2,399	2,202	2,055	1,815	1,607	1,295	1,288	1,190	1,042	962
	雑誌	t/年	9,941	9,549	9,291	9,124	9,028	8,768	8,006	7,809	7,283	6,942
	雑紙	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボール	t/年	3,849	3,823	3,762	3,784	3,866	4,489	4,492	4,389	4,132	4,098
	缶	t/年	1,233	1,207	1,220	1,217	1,236	1,359	1,335	1,254	1,223	1,165
	ビン	t/年	3,154	3,066	3,056	2,932	2,917	3,140	3,049	2,961	2,851	2,705
	布	t/年	2,104	1,999	2,036	2,083	2,154	2,468	2,205	2,030	1,961	1,947
	牛乳パック	t/年	185	182	175	178	179	193	185	179	169	164
	廃食用油	t/年	208	209	212	224	246	223	197	188	183	152
	商品プラスチック	t/年	83	80	76	81	92	107	120	140	135	265
	ペットボトル	t/年	1,288	1,373	1,363	1,579	1,598	1,583	1,596	1,621	1,628	1,483
	その他容器包装	t/年	6,962	7,037	7,235	7,345	7,528	7,876	7,797	7,607	7,257	7,453
	剪定枝（コール制）	t/年	121	110	115	115	106	110	107	96	83	84
	剪定枝（石坂持込分）	t/年	369	366	373	382	391	399	391	320	323	377
	使用済み小型家電	t/年	2	2	5	8	7	2	7	7	8	5
中間処理後資源化量	t/年	13,774	13,252	13,413	13,440	13,510	13,137	12,645	12,094	12,106	12,127	
	破砕磁性物	t/年	1,385	1,399	1,416	1,477	1,572	1,832	1,512	1,292	1,248	1,247
	破砕アルミ	t/年	66	60	46	34	26	27	22	16	12	13
	砂入空缶	t/年	8	7	6	4	3	2	4	3	1	1
	未破砕くず鉄	t/年	325	393	398	509	489	473	447	400	383	370
	羽毛布団	t/年	12	16	19	20	15	18	17	15	12	11
	小型家電（大型ごみ）	t/年	231	222	218	227	230	8	276	242	236	224
	業者処分等	t/年	155	139	137	147	148	162	151	134	142	132
	廃乾電池	t/年	97	87	87	99	101	111	106	96	109	101
	小型二次電池	t/年	1	2	2	1	2	2	2	1	2	3
	廃バッテリー	t/年	1	1	1	1	1	1	0	2	0	0
	廃タイヤ	t/年	15	14	17	14	15	19	16	13	11	11
	屑鉄	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃蛍光管	t/年	34	28	27	27	26	27	25	21	20	15
	家電4品目	t/年	7	8	3	3	3	2	2	1	1	2
	廃パソコン	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フロン	t/年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	鉛	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不燃大型市外搬出	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	脱水ケーキ（堆肥化 H18のみ）	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却磁選物（業者処分）	t/年	103	95	93	96	95	83	81	83	21	26
	灰溶融	t/年	11,488	10,921	11,080	10,925	10,932	10,532	10,126	9,911	10,051	10,103
	加湿灰	t/年	4,146	3,904	4,277	3,893	3,868	3,753	3,607	3,316	1,081	1,259
	焼却不燃物	t/年	1,538	1,485	1,356	1,479	1,344	1,210	1,218	1,362	532	573
	焼却灰	t/年	5,804	5,525	5,421	5,459	5,496	5,417	5,172	5,161	8,438	8,271
	他市施設焼却灰（市外搬出分）	t/年	0	6	26	95	224	152	129	72	0	0
	エコセメント	t/年	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0
	固化灰	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却不燃物	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却灰	t/年	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0
	溶融からの資源化量	t/年	7,799	7,488	7,760	7,767	7,956	7,377	6,709	6,709	7,348	6,962
	スラグ	t/年	7,036	6,499	6,828	6,807	6,917	6,423	5,905	5,905	6,532	6,163
	金属回収	t/年	543	652	623	673	721	667	543	543	558	508
	山元還元	t/年	220	336	309	286	319	287	261	261	258	291
	リサイクル展示場	t/年	32	29	28	20	0	0	0	0	0	0
	生ごみコンポスト	t/年	5,772	5,789	5,853	5,896	5,944	6,022	6,059	6,152	6,317	6,317
合計（灰溶融+エコセメント除く）	t/年	39,989	39,355	39,189	39,296	39,478	40,640	39,352	38,127	36,651	36,143	
合計	t/年	51,477	50,276	50,269	50,221	50,410	51,172	49,486	48,037	46,702	46,247	
資源化率（Ⅰ）（灰溶融+エコセメント除く）	%	28	27	27	28	28	29	29	28	28	28	
資源化率（Ⅱ）	%	36	35	35	35	35	37	36	36	36	36	
ごみ処理量（集団回収量含む）	t/年	139,454	138,467	137,294	136,368	137,533	133,531	130,740	129,131	123,343	121,218	
リサイクル率 R	%	33	32	32	32	32	34	33	32	33	33	
ごみ処理量（集団回収量含まず）	t/年	116,298	116,150	115,411	114,930	116,208	111,489	109,865	108,990	104,363	102,818	
リサイクル率 R'	%	39	38	38	39	38	40	40	38	39	39	
剪定枝（協定締結事業者による直接資源化）	t/年	3,521	7,003	8,883	10,111	12,662	11,804	12,899	13,378	14,773	13,821	
小型家電（協定締結事業者による直接資源化）	t/年	8	7	6	17	27	41	33	31	31	28	

ごみ排出量の推移



※家庭系ごみの原単位は、資源収集量を含んでいます。

3. 13 地区別可燃ごみ収集量比較

令和 6 年度

13 地区	収集量 (kg)	比率 (%)	人口 (人)	収集量/人口 (kg)
村岡地区	3,566,292	6.62%	31,990	111.48
善行地区	6,682,693	12.41%	54,103	123.52
遠藤地区	1,072,968	2.00%	8,738	122.79
明治地区	3,583,421	6.65%	31,130	115.11
六会地区	3,845,615	7.14%	31,497	122.09
長後地区	4,071,134	7.56%	33,201	122.62
湘南台地区	4,749,125	8.82%	34,349	138.26
鵠沼地区	7,124,962	13.23%	58,366	122.07
御所見地区	2,011,400	3.74%	17,806	112.96
湘南大庭地区	3,645,245	6.77%	32,301	112.85
辻堂地区	5,187,309	9.63%	44,298	117.10
藤沢地区	5,735,008	10.65%	44,824	127.95
片瀬地区	2,573,870	4.78%	20,920	123.03
合計	53,849,040	100.00%	443,523	120.91

4. ごみ処理原価

ごみ処理原価は、一般廃棄物処理事業（収集運搬～最終処分）について、1年間に要した費用及び得られた収益により、廃棄物の種類毎に費用を算出しているものです。算出方法は、市独自方法ですが、計算における考え方については、環境省の一般廃棄物会計基準に合わせるようにしています。

【計上金額】

- (1)人件費：一般廃棄物処理事業に関わっている環境部職員の人件費
- (2)減価償却費：ア 一般廃棄物処理事業に係る施設、装置、重機、車両等資産のうち、1年以上に渡って使用するものの購入費、工事費等
イ 施設建設工事に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用
(建設中の建物など建設仮勘定については、建物などの有形固定資産が完成し、事業の用に供した時点で本勘定に振替えて減価償却する)
- (3)物件費：消耗品等の備品購入費、施設の維持等のために必要な修繕費、収集運搬・中間処理・最終処分・資源化の業務に要した委託料等
- (4)公債利子：一般廃棄物処理事業に係る借入金の支払い利息
- (5)控除費：ア ごみ
指定収集袋の販売収入、市の施設に直接搬入した時に要する一般廃棄物処理手数料、大型ごみ等の納付券販売収入、売電収入等

イ 資源

種類別の資源売却収入等

(1) 1トン当たり原価（決算見込額）

ア ごみ全体（ごみ、資源）

(ア)総費用

項 目	令和5年度		令和6年度	
	総費用（千円）	割合(%)	総費用（千円）	割合(%)
人件費	1,754,403	20.5	1,768,143	20.6
減価償却費	1,725,329	20.1	1,620,762	18.9
物件費	5,038,830	58.8	5,149,610	59.9
公債利子	50,772	0.59	51,347	0.6
合 計	8,569,335	100	8,589,864	100

総費用からみた処理原価（単位 円／トン）

令和5年度	令和6年度
69,580	71,025

※減価償却費を除いた処理原価（単位 円／トン）

令和5年度	令和6年度
55,571	57,623

(イ)収入（一般廃棄物処理手数料等）（単位 千円）

	令和5年度	令和6年度
控除費	2,291,525	2,163,678

総費用から収入分を控除した後の処理原価（単位 円／トン）

令和5年度	令和6年度
50,974	53,135

イ ごみ（可燃、不燃、大型）

(ア)総費用

項 目	令和5年度		令和6年度	
	総費用（千円）	割合(%)	総費用（千円）	割合(%)
人件費	1,384,635	18.8	1,384,532	18.9
減価償却費	1,649,879	22.5	1,525,769	20.8
物件費	4,265,228	58.0	4,361,424	59.6
公債利子	47,863	0.65	48,365	0.66
合 計	7,347,607	100	7,320,092	100

IV. 決算及び統計

総費用からみた処理原価(単位 円/トン)

令和5年度	令和6年度
77,442	78,596

(イ)収入（一般廃棄物処理手数料等）(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度
控除費	2,243,028	2,116,055

総費用から収入分を控除した後の処理原価（単位 円/トン）

令和5年度	令和6年度
53,801	55,876

ウ 資源（紙類、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油、剪定枝、小型家電、未破碎鉄屑、布団）

(ア)総費用

項 目	令和5年度		令和6年度	
	総費用(千円)	割合(%)	総費用(千円)	割合(%)
人件費	369,768	30.3	383,611	30.2
減価償却費	75,449	6.2	94,993	7.5
物件費	773,601	63.3	788,186	62.1
公債利子	2,908	0.24	2,981	0.23
合 計	1,221,728	100	1,269,772	100

原価（総費用からみた処理原価）(単位 円/トン)

令和5年度	令和6年度
43,204	45,666

(イ)収入（売り払い収入等）(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度
控除費	48,497	47,622

総費用から収入分を控除した後の処理原価（単位 円/トン）

令和5年度	令和6年度
41,489	43,954

(2)人口・世帯当たり原価（決算見込額）

	令和5年度			令和6年度		
	ごみ全体	(1) 可燃・ 不燃・大型	(2) 資源	ごみ全体	(1) 可燃・ 不燃・大型	(2) 資源
総処理ごみ量	123,157 t	94,879 t	28,278 t	120,941 t	93,136 t	27,805 t
人口 (各年 10.1 現在)	443,986 人			443,757 人		
世帯 (各年 10.1 現在)	201,943 世帯			203,926 世帯		
1人当たり 年間排出量	277 kg	214 kg	64 kg	273 kg	210 kg	63 kg
1世帯当たり 年間排出量	610 kg	470 kg	140 kg	593 kg	457 kg	136 kg
市民1人当たり原価 (総費用/人口)	19,301 円	16,549 円	2,752 円	19,357 円	16,496 円	2,861 円
世帯当たり原価 (総費用/世帯数)	42,434 円	36,385 円	6,050 円	42,122 円	35,896 円	6,227 円

※控除費を含まない総費用を基に算出したもの

(3)種類別処理原価（決算見込額）

(単位 円/トン)

種 類		令和5年度	令和6年度	備 考
資源	紙類・紙パック・古布	32,936	33,372	収集
	缶・金属類	52,471	55,000	収集+選別+圧縮
	ビン	46,405	48,635	収集+選別
	ペットボトル	19,180	19,349	収集+選別+圧縮+負担金
	プラスチック製容器包装	61,692	67,625	収集+圧縮+負担金
	商品プラスチック	45,198	47,362	収集+処理
	廃食用油	45,198	47,362	収集+選別
	剪定枝	26,542	26,927	収集+処理
	小型家電 (BOX)	137,270	197,971	収集+処理+リサイクル
可燃・ 不燃・ 大型	可燃ごみ	45,174	47,212	収集+焼却+処分
	不燃ごみ	102,388	104,391	収集+破碎+選別+焼却+処分
	大型ごみ	132,028	134,657	

※平成28年度分より「缶」を「缶・金属類」としました。

※平成28年度分より「商品プラスチック」「小型家電 (BOX)」を項目追加しました。

IV. 決算及び統計

5. 資源地域協力金交付額

(単位 千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
協力金額	51,659	51,230	51,367	51,445	50,772

6. 藤沢市資源循環協同組合に対する助成

ごみの減量資源化を図るため、藤沢市資源循環協同組合に対し、運営事務費及び資源化のための事業費に対し助成しています。

(単位 千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
補助額	499,676	387,922	337,374	405,768	397,204

7. 犬猫死体処理数

(単位 匹)

年 度		R2	R3	R4	R5	R6	備考
直接持込	犬	933	857	771	728	661	
	猫	805	755	718	672	729	
	小計	1,738	1,612	1,489	1,400	1,390	
市が収集	有料	19	21	24	15	12	
	無料	1,241	1,282	1,282	1,312	1,248	飼主不明のもの
	小計	1,260	1,303	1,306	1,327	1,260	
合 計		2,998	2,915	2,795	2,727	2,650	

8. 廃乾電池・廃蛍光管の処理量

(単位 kg)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
廃乾電池処理量	120,810	105,620	95,810	108,770	100,760
廃蛍光管処理量	29,070	25,130	21,100	20,070	14,880

※「再生利用処理委託先」 野村興産(株)

9. し尿収集運搬経費市負担金の推移

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
負担金額(千円)	40,868	40,868	43,350	39,810	34,942
し尿処理量(kl)	2,059	2,123	1,982	1,863	2,031

10. 浄化槽清掃料金助成

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
浄化槽清掃基数(基)	4,116	4,120	3,866	3,454	3,747
対 象 基 数(基)	2,753	2,808	2,642	2,786	2,576
助成金額(千円)	10,005	10,241	9,538	10,121	9,314

11. し尿・浄化槽汚泥収集量及び収集人口等

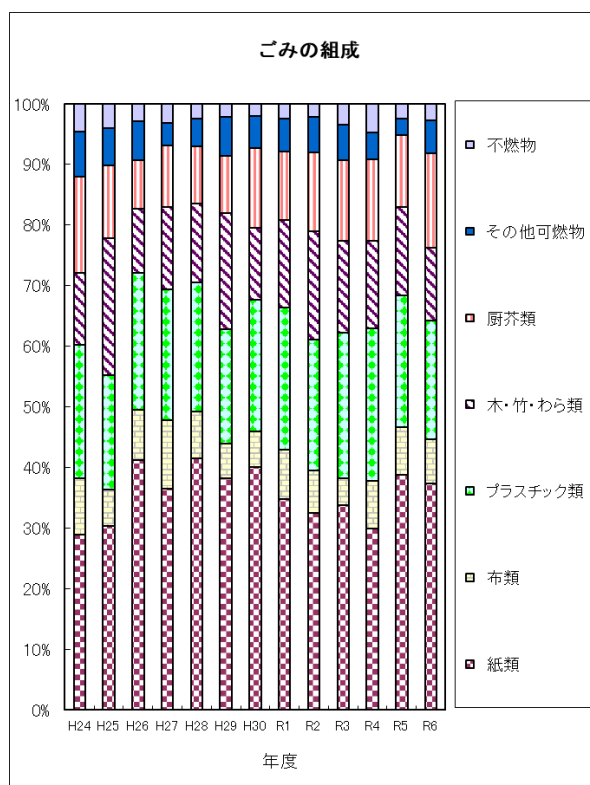
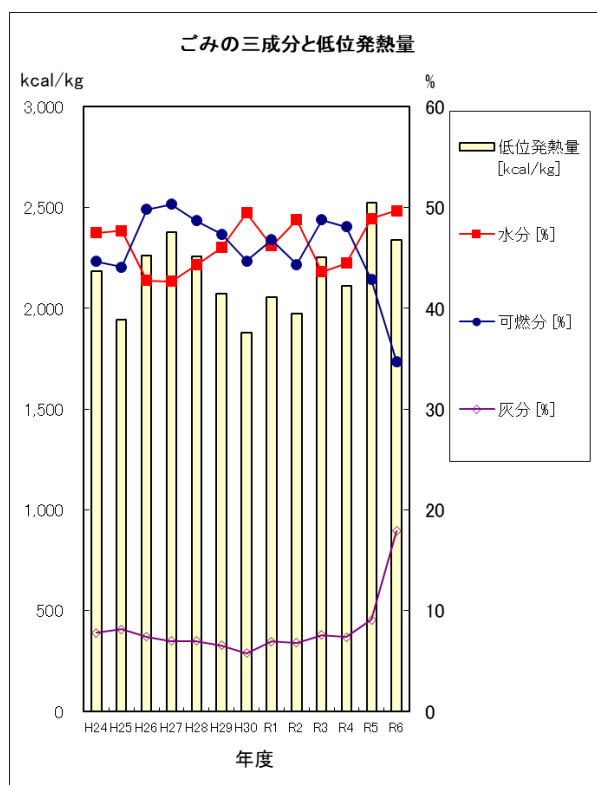
区分 年度	収集量(kl)		人 口(人)		
	生し尿	浄化槽汚泥	生 し 尿 収 集 人 口	計画処理区域内 人 口	下水道処理区域内 人 口
R2	2,059	11,409	1,132	440,313	422,380
R3	2,123	11,173	1,056	442,892	425,070
R4	1,982	10,798	955	444,860	427,192
R5	1,863	11,143	929	444,868	427,303
R6	2,031	10,798	864	444,833	427,473

V. ごみ分析

1. 焼却施設における可燃ごみ分析結果

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
分析回数		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
単位容積重量 [kg/m ³]		177.0	209.5	182.8	181.5	154.9	124.9	230.0	184.3	204.0	211.8	216.2	192.5	208.2
低位発熱量 [kcal/kg]		2,186	1,942	2,262	2,379	2,257	2,073	1,881	2,057	1,975	2,253	2,112	2,526	2,339
水分 [%]		47.5	47.7	42.8	42.7	44.3	46.0	49.5	46.2	48.8	43.6	44.5	48.9	49.7
可燃分 [%]		44.7	44.1	49.8	50.3	48.7	47.4	44.7	46.8	44.4	48.8	48.1	42.9	34.7
灰分 [%]		7.8	8.2	7.4	7.0	7.0	6.6	5.8	7.0	6.8	7.6	7.4	9.1	17.9
組成 [乾ベース・%]														
紙類		28.9	30.4	41.2	36.5	41.4	38.2	40.0	34.8	32.5	33.8	29.9	38.7	37.3
布類		9.3	5.9	8.4	11.3	7.8	5.8	5.9	8.2	6.9	4.4	7.8	7.9	7.4
プラスチック類		21.9	19.0	22.6	21.6	21.3	18.8	21.8	23.5	21.7	24.0	25.2	21.7	19.5
木・竹・わら類		12.0	22.6	10.6	13.6	13.0	19.2	11.8	14.3	17.9	15.3	14.4	14.6	12.0
厨芥類		15.9	11.9	7.9	10.2	9.4	9.4	13.2	11.4	12.9	13.3	13.4	11.8	15.6
その他可燃物		7.5	6.2	6.5	3.6	4.6	6.5	5.4	5.3	5.9	5.8	4.5	2.7	5.5
不燃物		4.5	4.0	2.8	3.2	2.4	2.2	2.0	2.5	2.2	3.5	4.7	2.5	2.7
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
組成 [湿ベース・%]														
紙類		17.7	22.2	31.0	26.4	28.5	23.8	31.2	29.0	25.8	28.7	25.4	25.0	24.3
布類		5.41	3.78	5.74	7.32	4.77	3.53	3.55	5.45	4.38	1.80	5.55	5.34	4.07
プラスチック類		13.13	11.41	15.41	14.26	13.82	11.75	15.13	16.21	14.10	18.89	17.65	15.48	11.63
木・竹・わら類		9.3	18.7	9.5	14.6	12.2	17.4	9.9	13.2	17.4	16.0	13.6	9.1	7.7
厨芥類		22.0	17.4	12.9	13.9	17.6	19.8	18.1	17.6	17.3	18.8	19.1	13.3	12.8
その他可燃物		5.1	4.5	5.3	3.2	3.9	5.7	3.6	4.0	4.4	3.7	3.4	1.9	3.1
不燃物		2.9	2.3	1.7	1.9	1.4	1.2	1.3	1.5	1.3	2.5	3.3	1.5	1.6
合計		75.6	80.2	81.7	81.7	82.3	83.1	82.7	87.0	84.7	90.5	88.1	71.7	65.1
水分を含めた合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※各施設での分析結果、搬入量を反映した加重平均としています。



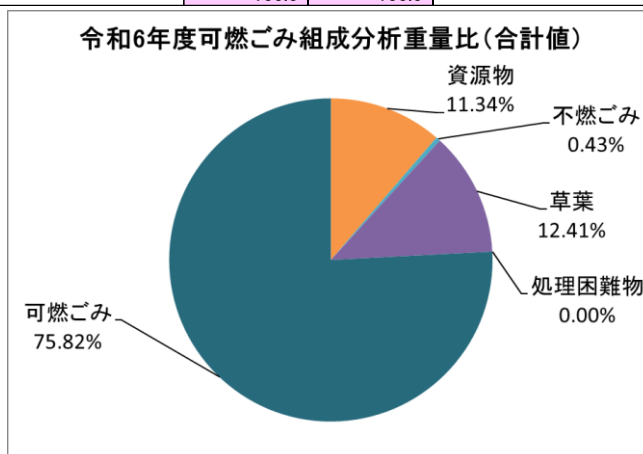
2. 家庭から収集した廃棄物の組成分類

令和6年度 可燃ごみ分析結果

組成	項目		重量	容積	備考
			重量比(%)	容積比(%)	
紙類	資源物	新聞・チラシ	0.32	2.86	本・雑誌類、包装紙、ノート、郵便物、カタログ等
		本・雑誌がみ	6.04	8.57	
	包装法	段ボール	0.22	2.86	
		飲料紙パック	0.62	2.86	
	資源物合計			7.20	
布・繊維	資源物	布・ぼろ等	0.75	2.86	衣類、カーテン、シーツ、毛布、タオル等
	その他	下着類	0.24	1.43	靴下、汚れた衣服等(資源にならないもの)
	布・繊維合計			0.99	4.29
枝葉	枝		0.82	4.29	
	葉		11.59	10.00	
	枝葉合計			12.41	14.29
プラスチック容器包装	資源物	ペットボトル	0.04	1.43	
		プラスチック容器包装	2.65	8.57	
		レジ袋	0.69	4.29	
	ペットボトル、プラスチック容器包装、レジ袋合計			3.38	14.29
不燃物	資源物	ビン	0.00	0.00	
		缶	0.00	0.00	
		金属類	0.00	0.00	資源になる鍋等
	その他	小型家電	0.00	0.00	家電リサイクル法対象品目を除く小型家電等
		商品プラスチック	0.02	1.43	
		その他不燃ごみ	0.41	2.86	革製品、包丁、電球等
		特定処理品目	0.00	0.00	
資源物、その他合計			0.43	4.29	
厨芥類(食べられないもの)			25.30	11.40	生ごみ等
食品ロス(食料残・過剰除去・直接廃棄)			11.38	8.57	
紙おむつ			11.72	5.71	
その他可燃ごみ			27.17	20.00	紙くず、ごみ袋、たばこ等
危険物・処理困難物計			0.00	0.00	医療系廃棄物、薬品類、バッテリー、コンクリートがら等
総合計			100.0	100.0	

*項目別分別比率

名称	重量	容積	備考
	重量比(%)	容積比(%)	
資源物	11.34	34.3	紙類、布・ぼろ、プラスチック包装、缶、ビン、金属類
不燃ごみ	0.43	4.3	その他不燃物、小型家電、商品プラスチック、特定処理品目
草葉	12.41	14.3	
処理困難物	0.00	0.0	
可燃ごみ	75.82	47.1	塵芥類、食品ロス、紙おむつ、その他可燃、下着類
合計	100.0	100.0	

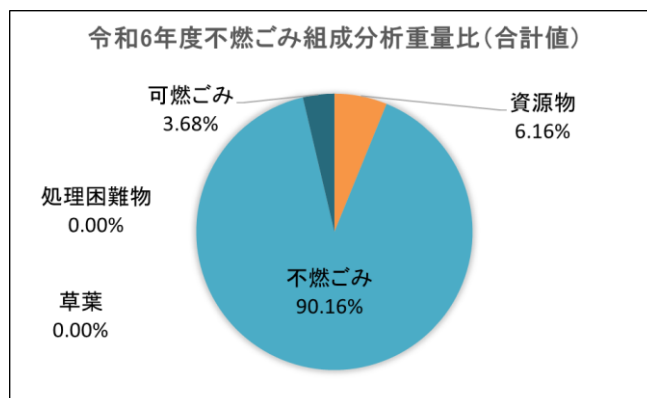


令和6年度 不燃ごみ分析結果

組成	項目		重量	容積	備考
			重量比(%)	容積比(%)	
紙類	資源物	新聞・チラシ	0.04	2.08	
		本・雑誌がみ	0.11	2.08	本・雑誌類、包装紙、ノート、郵便物、カタログ等
	包装法	段ボール	0.00	0.00	
		飲料紙パック	0.00	0.00	
	資源物合計		0.15	4.16	
布・繊維	資源物	布・ぼろ等	1.23	4.17	衣類、カーテン、シーツ、毛布、タオル等
	その他	下着類	0.00	0.00	靴下、汚れた衣服等(資源にならないもの)
	布・繊維合計		1.23	4.17	
枝葉	枝		0.00	0.00	
	葉		0.00	0.00	
	枝葉合計		0.00	0.00	
プラスチック容器包装	資源物	ペットボトル	0.15	4.17	
		プラスチック容器包装	3.16	4.17	
		レジ袋	0.22	4.17	
	ペットボトル、プラスチック容器包装、レジ袋合計		3.53	12.51	
不燃物	資源物	ビン	0.30	2.08	
		缶	0.22	4.17	
		金属類	0.74	2.08	資源になる鍋等
	その他	小型家電	1.34	4.17	家電リサイクル法対象品目を除く小型家電等
		商品プラスチック	6.31	8.33	
		その他不燃ごみ	81.90	50.00	革製品、包丁、電球等
		特定処理品目	0.59	4.17	
資源物、その他合計		91.40	75.00		
厨芥類(食べられないもの)		0.00	0.00	生ごみ等	
食品ロス(食料残・過剰除去・直接廃棄)		0.00	0.00		
紙おむつ		0.00	0.00		
その他可燃ごみ		3.68	4.17	紙くず、ごみ袋、たばこ等	
危険物・処理困難物計		0.00	0.00	医療系廃棄物、薬品類、バッテリー、コンクリートがら等	
総合計		100.0	100.0		

*項目別分別比率

名称	重量	容積	備考
	重量比(%)	容積比(%)	
資源物	6.16	29.2	紙類、布・ぼろ、プラスチック包装、缶、ビン、金属類
不燃ごみ	90.16	66.7	その他不燃物、小型家電、商品プラスチック、特定処理品目
草葉	0.0	0.0	
処理困難物	0.0	0.0	
可燃ごみ	3.68	4.2	塵芥類、食品ロス、紙おむつ、その他可燃、下着類
合計	100.0	100.0	



VI. 啓発運動とボランティア活動

1. 市民団体による生活環境保全活動

本市は、昭和 44 年 7 月全国に先がけ「河川をきれいにする都市」を宣言し、都市化とともに悪化した河川の汚濁をとりのぞくべく同年 11 月「藤沢市河川をきれいにする市民の会」が設立され、水質の調査、河川パトロール、鯉の放流、ごみの不法投棄防止看板の設置、河川清掃等実践活動を展開し、河川浄化を推進してきました。

一方、昭和 39 年頃から蚊やハエのいない住みよい町を目指す環境衛生連絡会が地区を中心に組織され、幾度か名称変更のすえ「藤沢市生活環境協議会」として活動を続けてきました。この 2 つの会が発展的解消を図り昭和 57 年 9 月に「藤沢市河川をきれいに住まいの環境を良くする市民の会」として一本化され、平成 7 年度からはさらに積極的に環境問題に取り組むべく、「藤沢市生活環境連絡協議会」と名称を改めました。

この「藤沢市生活環境連絡協議会」は市内 14 地区の生活環境協議会の代表によって組織され、生活環境の改善向上及び環境美化意識の高揚を図ることを目的とし、運動を展開しています。

主な活動として啓発看板の設置、市内一斉の一日清掃、海岸清掃、ごみ処理施設等環境関連施設の見学、また、市と共催で市民大会を開催し、ごみ問題、環境問題について意見や事例発表、講演、大会決議の採択等を行い、広く市民にごみ減量、環境美化の向上を呼びかけています。

市では、補助金を交付し、その活動を援助しています。

生活環境団体育成補助金交付状況（過去 5 年間）

（単位 千円）

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
補助金額	2,244	1,933	2,171	2,166	2,158

2. ボランティアの清掃活動

内訳 年度	地区内道路等清掃		ゴミゼロクリーン キャンペーン		一日清掃デー	
	参加団体数	ごみ収集量(kg)	参加団体数	ごみ収集量(kg)	参加人数	ごみ収集量(kg)
H26	761	294,605	84	2,900	18,763	22,840
H27	808	291,990	92	1,820	13,581	23,730
H28	857	308,860	99	1,510	17,321	29,880
H29	885	296,840	100	1,420	16,846	21,280
H30	949	310,510	94	1,370	15,895	21,800
R1	988	315,700	87	1,040	16,049	21,710
R2	1,010	218,330	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止			
R3	1,051	228,170	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止			
R4	1,097	268,570	66	850	13,267	15,890
R5	1,140	259,790	77	810	12,703	19,140
R6	1,175	257,170	79	780	12,548	18,250



落書き対策については、落書き防止ステッカーによる予防活動、パトロールや地域団体との協働による落書き消去活動等を行っております。



かわ 河川をきれいにする都市宣言

かわ河川は、私達の心の故郷であり、私達の生活に大きな潤いを与えてくれる。

本市域を流下している境川、柏尾川、引地川、目久尻川および小出川等は、流程延長 117 キロメートル、関係市町は 7 市 5 町の広域にまたがっている。

これらの水系は、従来から流域の住民のいこいの場として、また流末は本市ばかりでなく、広く首都圏の住民のレクリエーション地帯として親しまれてきた。

そして私達はきれいな水に恵まれたかわ河川と海とに永い間親しみ、誇りとしてきた。

しかしながら、最近における上部流域からの急激な市街化により、かわ河川は汚濁し新たな社会問題を生み、市民の生活環境の悪化やいこいの場が失われつつある。

このときあたり、藤沢市はかわ河川をきれいにするために国、都、県の強い行政姿勢と関係市町の協力を得て、この解決をはかることが焦眉の急務となっている。

ここに全市民の総力を結集し、かわ河川は都市とともに生きることを実現を目標に私達のまち藤沢市を「かわ河川をきれいにする都市」とすることを宣言する。

昭和 44 年 7 月 22 日



VII. 参 考 资 料

1. 一般廃棄物処理業許可業者名簿

(令和7年4月1日現在)

番号	許可番号	業者名	郵便番号	住所	電話番号
1	1	株式会社藤沢市興業公社	251-0021	神奈川県藤沢市鶴沼神明一丁目1番7号	22-9141
2	2	有限会社一ノ瀬金属	251-0041	藤沢市辻堂神台2丁目6番31号	36-5736
3	3	山崎商工美化サービス株式会社	253-0001	神奈川県茅ヶ崎市赤羽根4264番地	0467-52-5520
4	4	有限会社 落合商事	252-0823	神奈川県藤沢市菖蒲沢857番地の1	48-1209
5	7	和光清美株式会社	233-0006	神奈川県横浜市港南区芹が谷五丁目28番23号	045-825-9323
6	8	株式会社清光社	231-0023	横浜市中区山下町1番地シルクセンター内	045-681-2166
7	9	株式会社服部商店	251-0872	神奈川県藤沢市立石四丁目2422番地	82-7225
8	10	株式会社東幸	105-0003	東京都港区西新橋一丁目9番10号	03-3503-3951
9	12	株式会社永野紙興	194-0004	東京都町田市鶴間七丁目25番1号	03-6410-8753
10	14	有限会社湘南カンセー	251-0057	神奈川県藤沢市城南二丁目2番8号	35-8695
11	15	太誠産業株式会社	171-0022	東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル	03-3989-0098
12	17	東洋興業株式会社	221-0866	横浜市神奈川区羽沢南二丁目38番1号	045-383-2221
13	20	有限会社石井クリーンサービス	251-0861	神奈川県藤沢市大庭5074番地の1	88-2339
14	21	株式会社マルコ	237-0062	神奈川県横須賀市浦郷町五丁目2931番地98	046-869-5001
15	22	有限会社小谷商店	251-0002	神奈川県藤沢市大鋸二丁目6番8号	22-7469
16	25	協和通商株式会社	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢935番地	28-5111
17	26	株式会社杉山商店	232-0011	横浜市区日枝町五丁目127番地	045-251-7886
18	27	株式会社紺野企業	252-0812	神奈川県藤沢市西保野69番地の13	0467-70-6350
19	28	有限会社竹内商店	253-0013	神奈川県茅ヶ崎市赤松町7番42号	0467-52-3297
20	29	株式会社新和商会	244-0813	横浜市戸塚区舞岡町2969番地1	045-822-2104
21	30	有限会社佐藤商店	251-0021	藤沢市鶴沼神明五丁目14番6号	22-5824
22	31	株式会社カネダ	251-0021	神奈川県藤沢市鶴沼神明三丁目9番3号	25-7785
23	33	有限会社森田商店	248-0013	神奈川県鎌倉市材木座二丁目5番13号	0467-22-3781
24	34	有限会社明和企業	252-1111	神奈川県綾瀬市上土棚北一丁目2番1号	0467-79-3429
25	35	湘南廃棄物処理資源化事業協同組合	252-0806	神奈川県藤沢市土棚822番地	41-2247
26	42	株式会社出羽商会	252-0816	神奈川県藤沢市遠藤1544番地の2	87-9976
27	48	有限会社ハンズ	248-0014	神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目19番9号	046-879-2337
28	50	株式会社ECJ	245-0067	横浜市戸塚区深谷町1881番地	045-851-0001
29	53	株式会社フジカッター	251-0025	神奈川県藤沢市鶴沼石上二丁目1番2号-203	22-4259
30	56	有限会社ワコー	252-0801	神奈川県藤沢市長後1304番地45	47-7056
31	61	藤沢市資源循環協同組合	251-0811	神奈川県藤沢市桐原町23番地の1	43-8119
32	65	相模美装株式会社	251-0002	神奈川県藤沢市大鋸一丁目11番14号	26-2866
33	70	株式会社金澤紙業	251-0051	藤沢市白旗四丁目2810番地	81-0865
34	73	桃神興産有限会社	245-0052	神奈川県横浜市戸塚区秋葉町147番地	045-811-4958
35	76	有限会社遠藤林業	252-0826	藤沢市宮原3206番地	48-5726
36	77	株式会社泉央資源センター	252-1123	神奈川県綾瀬市早川3085番地	0467-77-1020
37	78	株式会社アオイ	243-0004	神奈川県厚木市水引一丁目4番6号	046-224-8661
38	80	株式会社山室	111-0041	東京都台東区元浅草二丁目2番15号	03-3844-8191
39	82	有限会社山一商店	247-0061	鎌倉市台二丁目18番19号	0467-46-4856
40	83	株式会社クリーンサービス	254-0012	平塚市大神八丁目19番35号	0463-54-4965
41	86	株式会社タズミ	252-1124	神奈川県綾瀬市吉岡709番地	0467-77-1847
42	87	株式会社サンエーサンクス	253-0101	神奈川県高座郡寒川町倉見968番地1	0467-75-2111
43	88	株式会社鈴木商店	253-0004	神奈川県茅ヶ崎市矢畑1106番地1	0467-73-8201
44	90	株式会社須藤商事	243-0406	神奈川県海老名市国分北三丁目15番2号	046-233-9115
45	91	有限会社工匠	251-0012	藤沢市村岡東四丁目21番地の5	50-2261
46	97	有限会社湘南美創	251-0035	藤沢市片瀬海岸二丁目16番2号 メゾン北村102号室	24-0361
47	103	鳥羽藤夫(ペンリー-辻堂駅店)	251-0057	神奈川県藤沢市城南1丁目18番31号	33-6608
48	104	有限会社青木貴志商会	252-0816	神奈川県藤沢市遠藤2549番地	88-9317

VII. 参考資料

番号	許可番号	業者名	郵便番号	住所	電話番号
49	105	株式会社アクト・エア	243-0301	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地	046-280-1112
50	112	株式会社佐川商事	246-0013	横浜市瀬谷区相沢一丁目17番地の1	045-301-1249
51	113	有限会社長南商店	248-0007	鎌倉市大町五丁目2番8号	0467-25-1172
52	114	株式会社湘南総建	253-0087	茅ヶ崎市下町屋一丁目5番12号	0467-38-7878
53	119	イーパック 株式会社	248-0025	神奈川県鎌倉市七里が浜東五丁目10番11号	0466-33-7255
54	122	株式会社 神奈中商事	254-0016	神奈川県平塚市東八幡三丁目15番3号	0463-26-5052
55	123	株式会社 共栄商社	252-0824	神奈川県藤沢市打戻2073番地	0466-48-1888
56	124	株式会社 二見	250-0005	神奈川県小田原市中町三丁目13番22号	0465-23-3125
57	125	労働者協同組合労協センター事業団	171-0014	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル	03-6907-8030
58	126	株式会社佐々木商店	252-0815	神奈川県藤沢市石川六丁目26番地の20ビッグファン湘南台式番館101号	87-1361
59	131	株式会社フリーアール	252-0816	神奈川県藤沢市遠藤2023-12	0466-88-3318
60	132	株式会社サイオー	330-0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番4号	048-710-5588
61	133	有限会社寒川公衆衛生社	253-0111	神奈川県高座郡寒川町一之宮四丁目11番32号	0467-75-0070
62	138	株式会社ナイガイ	251-0861	藤沢市大庭5055番地10	0466-87-8702
63	140	クリーンサービス湘南株式会社	252-0821	神奈川県藤沢市用田2100-10	48-1252
64	142	株式会社山崎商店	251-0871	神奈川県藤沢市善行二丁目22番地の37	82-8615
65	143	平塚環興株式会社	254-0002	神奈川県平塚市横内4033番地	0463-55-0549
66	145	株式会社磯善	251-0861	藤沢市大庭5465番地の1	87-8667

(剪定枝等に限る)

番号	許可番号	業者名	郵便番号	住所	電話番号
1	106	株式会社グリーンカーズ	231-0032	横浜市中区不老町三丁目14番2-506号	0467-78-7511
2	127	株式会社アグリパートナーズ	252-0805	藤沢市円行1-13-12	41-9333
3	128	株式会社リテック	224-0053	横浜市都筑区池辺町1588番地	045-944-4609
4	144	株式会社都実業	247-0074	鎌倉市城廻640番地3	0467-45-1525

(動物死体に限る)

番号	許可番号	業者名	郵便番号	住所	電話番号
1	118	エルエス工業 株式会社	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番8-503号	03-5410-3627

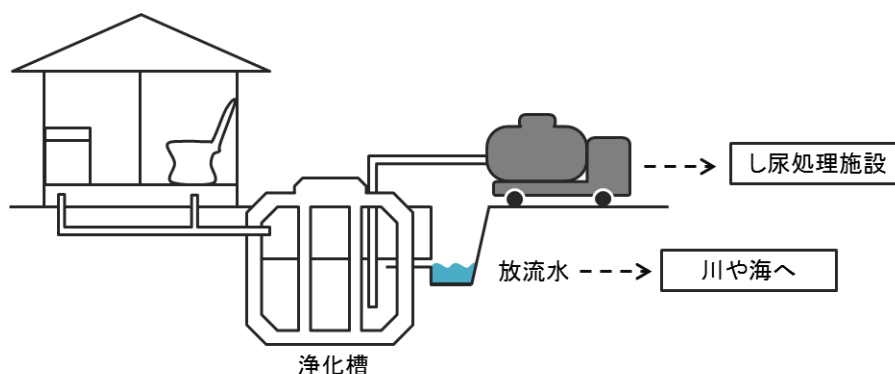
2. 浄化槽清掃業許可業者名簿

(令和7年4月1日現在)

	許可番号	許可の種類	許可業者名	代表者氏名	主たる事業所	電話番号
1	藤沢市許可第2号	浄化槽清掃	(株)藤沢市興業公社	代表取締役 山口 剛	藤沢市鶴沼神明 1-1-7	22-9141

3. 浄化槽清掃料金の一部助成

良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り
きれいな街、きれいな河川、きれいな海を守るため
浄化槽清掃料金の助成制度が設けられています。



浄化槽法で実施しなければならないと定められている
浄化槽維持管理上の大きな3つの義務

1. 法定検査 = 使用開始後3ヶ月経過した日から5ヶ月間以内の検査及びその後年1回の定期検査。

検査機関 = (公社)神奈川県生活水保全協会 (電話 045-830-5720)

2. 保守点検 = 各部機能の点検・流量等の調整や消毒剤の補充等であり点検回数は処理方式等によって異なります。

〔 例：し尿のみを処理する浄化槽全ばっ気方式処理人員20人以下の場合、保守点検は3ヶ月に1回以上 〕

藤沢市長の登録を受けている浄化槽保守点検業者に依頼してください。

浄化槽保守点検業者については下水道計画業務課 (電話 50-8246) へお問い合わせください。

3. 清掃 = 槽内に生じた汚泥の引出し等であり、清掃回数は処理方式によって異なります。

(例 全ばっ気方式 おおむね6ヶ月1回以上、その他の方式は年1回以上)

3つの義務のうち、**3. 清掃**の実施に関し、市では清掃料金の一部を助成します。

＝藤沢市浄化槽清掃費助成制度のあらまし＝

対象となる浄化槽は？ 一般住宅用浄化槽のほかアパート・マンション・団地・貸家・寮及び店舗併用住宅等で住居の用に共している建物に付帯する浄化槽とします。

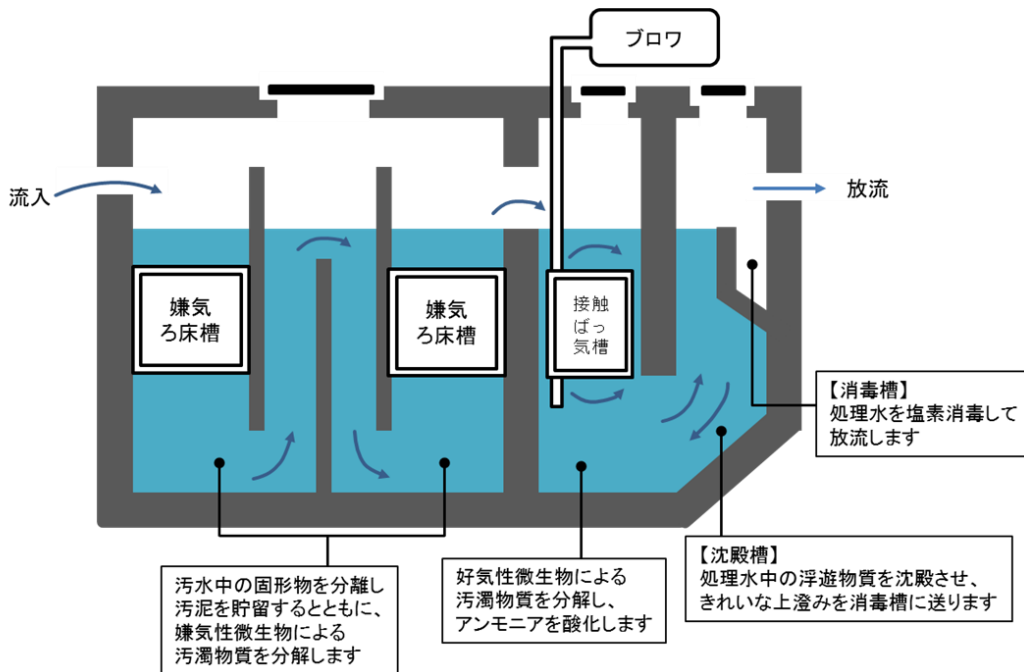
ただし、公共下水道の処理区域は除外されますが、下水道法第2条第1項第8号に規定する処理区域として公示された区域内の浄化槽所有者が公示の日から起算して6ヶ月以内に下水道への切替手続（排水設備新設等確認申請）をした場合には、引き続き切替完了まで助成対象となります。

助成額とは？ 清掃に伴い引出される汚泥量 2m^3 までは3,000円、 2m^3 を超えると 1m^3 まで増すごとに1,000円を加算した額となります。

助成回数とは？ 年1～2回を原則とします。

助成の方法とは？ 清掃業者が行なった当該清掃料金から助成額相当額を差し引いた金額を支払えばよいこととなります。

注) 浄化槽とは便所と連結してし尿又はし尿と併せて厨房排水等、生活雑排水を処理して、公共下水道に放流するための設備又は施設であり、そのしくみはおおむね次のとおりです。



汚水が浄化される仕組み（嫌気ろ床接触ばっ気方式）

◇問い合わせ先
 藤沢市役所 環境部 環境総務課
 TEL 50-3529

4. 株式会社藤沢市興業公社の概要

- (1)所在地 神奈川県藤沢市鵜沼神明1丁目1番7号
TEL 0466-22-9141
- (2)設立年月日 昭和37年4月1日
- (3)資本金 10,000,000円
- (4)発行済株式 6,000株(株主数 5名)
- (5)役員 取締役4名(市職員3名)、監査役2名(市職員2名)、
会計参与1名
- (6)主な事業
- ア し尿収集運搬
 - イ 浄化槽清掃
 - ウ 可燃ごみ・大型ごみ・不燃ごみ収集運搬
 - エ 最終処分場埋立管理
 - オ 下水道管渠清掃
 - カ 浄化槽維持管理
 - キ 建築工事及び土木工事業
 - ク 建築資材の販売業
 - ケ 屋内外清掃事業
 - コ 古物の売買及び交換業
 - サ 前各号に附帯する一切の事業

VII. 参考資料

(7) し尿くみ取り料金（税抜）

令和7年4月1日

項目	定額制	従量制
	一般家庭	不特定多数の者が 利用する便所等
くみ取り 1回ごとの 料金	1人 300円 2人 500円 ※1	36ℓ 400円 72ℓ 600円 ※2

※1 世帯人数1人増えるごとに200円を加算

※2 36ℓ増えるごとに300円を加算

※3 仮設トイレの料金については、令和7年4月1日から株式会社藤沢市興業公社の自主事業となったため記載しません。

(8) 浄化槽清掃料金（税抜）

令和7年4月1日

汚泥量	1.0m ³	1.25 m ³	1.5 m ³	1.75 m ³	2.0 m ³	2.5 m ³	3.0 m ³	4.0 m ³
料金	7,700円	8,600円	9,300円	10,100円	10,800円	13,400円	15,900円	21,000円

※昭和63年10月1日から清掃に伴う汚泥量2m³までについて、3,000円、2m³をこえると、1m³増す毎に1,000円ずつ加算される助成制度を市で実施。

車 両 内 訳

令和7年4月1日

株式会社藤沢市興業公社

部 門	車 種	台 数 (台)
し 尿 く み 取 り	2 ト ン バ キ ュ ー ム 車	4
浄 化 槽 清 掃	4 ト ン バ キ ュ ー ム 車	4
合 計		8

令和6年度 清掃事業の概要

編集・発行 藤沢市環境部

環境総務課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-50-3529(直通)

発行年月 令和8年3月